

薬学教育評価ハンドブック

平成28年度版



一般社団法人

薬学教育評価機構

Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education (JABPE)

はじめに

本年度の薬学教育評価機構による評価は、対象大学 11 校について書面調査、訪問調査が実施され、順調に進めば、平成 28 年 3 月末には全 11 校の評価結果が整う予定です。評価に関わった評価実施員、評価委員会等、関係各位のご尽力に感謝いたします。

結果的に、24 校の評価が終了し、全国の薬系大学・薬学部 74 校の内およそ 1/3 が評価を受けたことになる予定です。すでに平成 29 年度に評価を受ける予定の大学も決まっており、7 年周期の最終段階にあたる平成 30、31 年度に対象となる大学の公募も視野の内に入ってきました。

社会の薬剤師への期待には大きな変化が見られ、教育面でも成果基盤型教育、Outcome-based Education の充実が要望される時代になっています。薬学においては、モデル・コアカリキュラムの改訂版が平成 25 年末に公表され、さらに実務実習の方略に相当するガイドラインも提示されています。それによりカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの大幅な改革が必要になった大学も多かったと思われます。

社会情勢や薬学をめぐる状況の変化に対応して評価の在り方にも改革が要求されますが、これまで評価を受けた大学との平等性、公平性を鑑みると大幅な改訂は 7 年周期の終了を待つこととなります。新しい周期に入る平成 32 年度からは“改訂評価基準”による評価が実施されることとなりますが、評価基準を新たに決めるには試案づくりから意見聴取などを経由する事も必須であり、今まさに検討を開始すべき時期が到来しております。このような判断から基準・要綱検討委員会を中心に活動が始まっています。

評価を実質的に担う方々の労力は計り知れないものがあります。評価する側にとっても、される側にとっても手順や要点が周知され、かみ合っていることが評価プロセスの順調な進行に肝要であります。本ハンドブックの活用が少しでも評価のスムーズな実施に役立つことを願っています。

平成 27 年 12 月吉日

一般社団法人 薬学教育評価機構
理事長 井上圭三

薬学教育評価機構設立の経緯

薬学教育の年限延長を認めるにあたって中央教育審議会は、その答申「薬学教育の改善・充実について」（平成 16 年 2 月）に、“薬学教育関係者、職能団体および企業の関係者のみならず薬学以外の者の参画を得た第三者評価の必要性”を明記しました。

これを受けて、衆参両院の関連委員会は、薬学教育の年限延長に関わる学校教育法改正への付帯決議（平成 16 年 4、5 月）の中で“第三者評価の実施”を要請しました。「一般社団法人 薬学教育評価機構」（以下、機構）は、この要請に応じて、6 年制薬学教育の第三者評価を行うことを目的に、74 薬科大学・薬学部、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会および日本薬学会の合計 77 団体を社員として、平成 20 年 12 月に設立されました。

このような経緯で設立された機構は、大学を対象にした“大学教育の専門分野別評価”を行う日本初の評価実施機関となりました。また、機構が行う薬学教育評価は、法律に基づいて大学基準協会などが行う“教育機関の認証評価”ではなく、専門分野の教育機関と専門職能団体が協力して設立した第三者機関が自主的に行う“専門教育プログラムの認定評価”です。

ハンドブックの構成について

このハンドブックは、薬学教育評価機構が実施する6年制薬学教育プログラムの評価に関して、評価を受ける大学および評価に関わる評価者が、それぞれの実務において留意すべき事項を「薬学教育評価 実施要綱」に沿ってまとめたものであり、以下の内容から構成されています。

I. 薬学教育評価 実施要綱

本機構が実施する評価の基本方針および評価のガイドラインを記載しています。

II. 評価の手引き

II-1. 評価を受ける大学を対象とする手引き

評価を受ける大学が提出する「自己点検・評価書」等の作成方法、訪問調査への対応、評価の結果への対応、および申請から最終判定に至るまでの諸手続き等を説明しています。

II-2. 評価者を対象とする手引き

評価チームにおける書面調査の進め方、訪問調査の進め方、および「評価報告書」決定までの作業を説明しています。

III. 様式

評価対象大学および評価者が用いる各種様式を掲載しています。

IV. 資料

「薬学教育評価 評価基準」など、評価に関わる資料を掲載しています。

目 次

はじめに

薬学教育評価機構設立の経緯

ハンドブックの構成について

I. 薬学教育評価 実施要綱	3
----------------	---

II. 評価の手引き

II-1. 評価を受ける大学を対象とする手引き

1. スケジュールの概要	17
2. 評価の申請手続き	20
1) 申請手続きの手順	
2) 申請に関わる注意事項	
3) 「調書」の変更・訂正について	
4) 送付先・連絡先	
3. 書面調査への対応	22
1) 自己点検・評価の実施	
2) 「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「添付資料」の作成	
3) 「評価チーム報告書案」への対応	
4. 訪問調査への対応	27
1) 訪問調査の目的	
2) 訪問調査の日程と調査対象キャンパスについて	
3) 訪問調査に先立つ準備作業について	
4) 訪問調査当日について	
5. 「評価報告書（委員会案）」に対する意見の申立て	30
1) 目的	
2) 意見申立のプロセス	
3) 意見申立に対する本機構の対応	
6. 評価の結果への対応	31
1) 「適合」と判定された場合	
2) 「評価継続」と判定された場合	
3) 「不適合」と判定された場合	

7. 「評価報告書」に対する異議の申立て	33
8. 「評価報告書」、「自己点検・評価書」、「基礎資料」の公表	33
9. 認定証と適合認定マーク	34
10. 認定の有効期間	34
II-2. 評価者を対象とする手引き	
1. 評価の基本事項	35
1) 評価の視点	
2) ピア・レビューによる評価	
3) 透明で公正な評価を目指す評価内容へのフィードバック	
2. 評価の実際	37
1) 評価チームについて	
2) スケジュールの概要	
3) 書面調査	
4) 訪問調査	
5) 訪問調査後の作業：評価チーム報告書の作成	
6) 評価報告書の作成	
7) 評価結果の大学への通知と公表	
3. その他 注意事項	48
1) 評価者倫理の保持について	
2) 評価終了後の資料等の取り扱いについて	
3) 大学に連絡する場合の窓口について	
III. 様式	
様式1 薬学教育評価申請書	53
様式2 提出資料一覧	54
様式3 自己点検・評価書	55
様式4 基礎資料	104
様式5 「評価チーム報告書案」に対する確認および質問事項への回答	130
様式6 訪問調査時のスケジュール	139
様式7 訪問調査時の見学施設・参観授業一覧	140
様式8-1 「大学関係者との意見交換」大学側出席者名簿	141

様式 8-2 「若手教員との意見交換」 大学側出席者名簿	142
様式 9 学生面談時の参加予定学生	143
様式 10 意見申立書	144
様式 11 提言に対する改善報告書	146
様式 12 異議申立書	149
様式 13 再（追）評価申請書	151
様式 14 再（追）評価改善報告書	152
様式 15-1 評価基準チェックシート（大学用）	157
様式 15-2 評価基準チェックシート（評価実施員用）	172
様式 16-1 評価チーム報告書案	175
様式 16-2 評価チーム報告書	177
様式 17 評価報告書（委員会案） / 評価報告書	181

IV. 資料

資料 1 薬学教育評価 評価基準	189
資料 2 薬学教育シラバスの作成について	208
資料 3 評価対象大学の決定方法について	209
資料 4 薬学教育評価機構の評価における訪問調査の際の 定期試験の問題と答案および成績記録の取り扱いについて	211
資料 5 守秘義務に関する規則	212
資料 6 評価者および本機構事務局職員倫理規則	214
資料 7 個人情報の保護に関する規則	215
資料 8 評価実施員の選出に関する規則	218
資料 9 評価事業基本規則	219
資料 10 薬学教育評価 実施規則	229
資料 11 評価手数料に関する規則	234
資料 12 評価に関する用語集	235

I . 薬学教育評価 実施要綱

平成 27 年 1 月

一般社団法人 薬学教育評価機構

1. 評価の対象

薬学教育評価機構（以下、「機構」とします。）は、各薬科大学・薬学部（以下、「各大学」とします。）の6年制薬学教育プログラム*（以下、「薬学教育プログラム」とします。）を定期的な評価の対象とします。

*ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとします。

2. 評価の目的および基本方針

機構が実施する評価の目的と基本方針は以下の通りです。

- 1) 機構が定める「薬学教育評価 評価基準」（以下、「評価基準」とします。）への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。

（基本方針）

- ① 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。
- ② 教育研究活動等に対するピア*・レビューを中心とする評価を実施します。

*ここでいう“ピア”とは、大学の教育研究活動等に関し見識を有する者を指し、大学の教員に限るものではありません。

- 2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進します。

（基本方針）

- ① 各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。
- ② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

- 3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

（基本方針）

- ① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。
- ② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設けます。
- ③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

3. 評価の実施体制

1) 総合評価評議会

総合評価評議会は、薬学教育プログラムに関して広く高い見識を有する教育関係者および実務薬剤師、並びに医療や社会などその他の分野に関する学識経験を有する者により構成されます。評価事業の最高意思決定機関として、機構理事会からの委託に基づいて評価事業およびその付帯業務を行い、評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、機構理事長へ報告します。

2) 評価委員会

評価委員会は、総合評価評議会の下、各大学の専任教員あるいはその経験者、実務薬剤師およびそれ以外の者であって薬学教育プログラムに関する見識を有する者により構成され、評価実施計画の立案ならびに評価チーム（以下、3）参照。）の編成を行います。また、評価対象ごとに編成される評価チーム間の横断的事項の審議および調整その他評価対象ごとに行う評価活動に関する事項について総理します。評価の対象となる薬学教育プログラムごとの評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告します。

3) 評価チーム

評価チームは、評価する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員5名から成るものとします。なお、評価実施員の構成については、原則として、実務薬剤師であって教育研究活動に識見を有する者を含むこととします。評価チームは、「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）の調査（書面調査）ならびに訪問調査を実施し、調査結果を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に報告します。

4. 評価の実施方法

1) 評価の概要

評価は、以下の2段階で実施されます。

① 大学における自己点検・評価

各大学は、「薬学教育評価ハンドブック」に従って、自らが実行している薬学教育プログラムに対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成します。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する57の『基準』ごとに教育研究活動等の状況を分析し、13の『中項目』ごとに優れた点、改善を要する点などの自己点検・評価結果を記述します。各大学には、原則として全ての『観点』に係る状況を分析し、整理することが求められます。なお、57の『基準』に関し、あらかじめ定められた『観点』に加えて、各評価対象において独自の『観点』を設定する必要があると考えられる場合には、これを設定した上で、その『観点』についての状況を分析し、記述することができます。

② 機構における評価

ア 「評価基準」を構成する13の『中項目』ごとに、各大学から提出される「自己点検・評価書」に基づき、自己点検・評価の状況を評価し、適合水準に達しているかどうかの判断を行うとともに、その理由を明らかにします。また、適合水準に達しているかどうかの判断は、訪問調査に基づく評価を含めて総合的に行います。

イ 改善の必要が認められる場合や、その取組みが優れていると判断される場合には、その旨を大学に通知します。

ウ 評価対象が13の『中項目』について総合的に適合水準に達している場合に、評価対象が「評価基準」を充たしているものと認め、その旨を公表します。

2) 機構による評価のプロセス

機構は、評価対象となる大学ごとに以下の手順で評価を実施します。

① 書面調査

評価チームは、「薬学教育評価ハンドブック」に基づき、大学が作成する「自己点検・評価書」(大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。)、および機構が調査・収集する資料等を基に書面評価を実施します。

② 訪問調査

評価チームは、「評価の手引き（評価者用）」に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について、大学を訪問して調査します。

③ 評価チーム報告書の作成

評価チームは、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した評価チーム報告書を作成します。

④ 評価報告書（委員会案）の作成

評価委員会は、評価チーム報告書を基に、評価報告書（委員会案）を作成します。

⑤ 意見の申立て

評価委員会は、評価報告書（委員会案）を対象大学に通知し、事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

⑥ 評価報告書原案の作成

対象大学から意見申立書を受理した場合、評価委員会は再度審議を行い、必要があれば修正して評価報告書原案を作成します。なお、意見の申立てが無かった場合には評価報告書（委員会案）を評価報告書原案とします。

⑦ 評価報告書の作成

評価委員会は、評価報告書原案を総合評価評議会に報告し、総合評価評議会はこれを審議し、評価報告書原案に基づいて評価報告書を作成します。

5. 評価の結果

1) 総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」で示します。ただし、判定を保留する場合には、評価を継続します。

機構は、本評価*において、対象大学の薬学教育プログラムが、「評価基準」の13の『中項目』について総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定します。一部に問題があった場合には判定を保留し、評価を継続します。薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定します。

なお、総合判定は、総評として文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述します。

適合：「薬学教育評価 評価基準」を充たしている。

不適合：「薬学教育評価 評価基準」を充たしていない。

*ここでいう“本評価”とは、定期的実施する評価とします。

2) 『中項目』の評価

13の『中項目』の評価は『中項目』ごとに、『中項目』内の『基準』と『観点』の評価を総合的に判断し、原則として以下のような5段階で評価します。『中項目』ごとの評価結果は、多段階評価等の結果に基づき、概評として文章により表記します。

S：卓越している

A：適合水準を超えている

B：適合水準に達している

C：おおむね適合水準には達しているが、懸念される点が認められる

D：適合水準に達していない

3) 『基準』および『観点』の評価

『基準』を構成する『観点』が原則として全て充たされていることを57の『基準』ごとに確認し、その結果を『中項目』の評価に反映します。

4) 改善すべき点

① 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「改善すべき点」を付された場合、当該大学は指定された期限までに「改善報告書」を機構に提出することとします。

② 「改善すべき点」は、大学評価後、その問題事項について改善・改革を促すための提言です。したがって、改善報告に当たっては、当該事項に対する改善状況を根拠となる資料を添えて報告してください。

③ 当該大学から提出された「改善報告書」は、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会がとりまとめ、公表します。

5) 助言

① 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「助言」を付された場合、改善・改革の努力が求められるものですが、その対応は当該大学の判断に委ねることとします。

② 当該大学は、指定された期限までに「助言」への対応状況を機構に報告することとします。

6. 評価結果の公表等

1) 薬学教育プログラムの総合判定の結果は、『中項目』ごとの評価結果とともに評価報告書をもって公表します。

2) 評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイト (<http://www.jabpe.or.jp>) への掲載等により公表します。

3) 評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）をウェブサイト（同上）に掲載します。

4) 文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行います。

7. 「認定」の取消し

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間（機構による適合認定が有効である期間）、機構の行う評価の過程、「自己点検・評価書」の提出または機構への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることがあります。

8. 情報公開

1) 機構は、薬学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、機構に関する以下の事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイト（同上）への掲載等適切な方法により提供します。

- ① 名称及び事務所の所在地
- ② 役員の氏名
- ③ 評価の対象
- ④ 「評価基準」及び評価の方法
- ⑤ 評価の実施体制
- ⑥ 評価結果の公表の方法
- ⑦ 評価の周期
- ⑧ 評価に係る手数料の額

2) 機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合は、開示することにより、“① 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものや個人の権利利益を害するおそれがあるもの”、“② 機構等に関する情報であって機構等が行う業務の適正な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの”等の不開示情報を除き、原則として開示します。ただし、各大学から提出され、機構が保有することとなった文書の公開に当たっては、当該大学と協議します。

9. 評価の時期

- 1) 評価の申請は、毎年度1回受け付けます。
- 2) 各大学は、最初の評価を平成25年度から31年度の間を受けるものとします。
- 3) 申請予定大学は、評価実施年度の4月に別に定める様式に従って、機構に評価を申請します。
- 4) 機構は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施します。
- 5) 各大学は、本評価を受けた後、当該評価の実施翌年度から起算して7年以内に次回の評価を受けるものとします。

10. 再評価

- 1) 再評価は、総合判定の保留により評価が継続となった大学の薬学教育プログラムを対象に1回に限り実施します。
- 2) 再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された『中項目』に限定して実施します。
- 3) 評価が継続となった大学は、別に定める手続きに従って、機構に再評価を申請することとします。
- 4) 評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「不適合」とであると判定し、公表します。
- 5) 再評価において、対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、当該大学の薬学教育プログラムを「適合」と認め、公表します。
- 6) 再評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。

7) 再評価においても対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、公表します。

8) 再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

1 1. 追評価

1) 追評価は、本評価において「不適合」と判定された大学の薬学教育プログラムを対象に実施します。

2) 追評価は、本評価において非常に重大な問題があると判定された『中項目』に限定して実施されます。

3) 本評価において「不適合」と判定された大学は、別に定める手続きに従って、1回に限り追評価を申請することができます。

4) 追評価において、追評価の対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、当該大学の薬学教育プログラムを「適合」と認め、公表します。

5) 追評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。

6) 追評価においても、対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には、「不適合」と判定し、公表します。

7) 追評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

1 2. 教育研究活動等の内容の重要な変更の届出

1) 各大学は、認定を受けた後に教育研究活動等に関し機構が別に定める重要事項の変更が生じた場合には、変更後3ヶ月以内に機構に届け出なければならないものとします。

2) 届出を必要とする大きな変更内容とは、認定の結果に影響を与えるものとします。

3) 届出があった場合、必要に応じてその内容についての審査を行います。

4) 審査体制、基準、通知方法等については別途定めます。

1 3. 「評価基準」等の変更手続き

「評価基準」や評価方法その他評価に関する重要事項を変更する場合には、事前に各大学等に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保します。「評価基準」と「実施要綱」等については基準・要綱検討委員会、評価方法等については評価委員会がそれぞれ変更案を作成し、総合評価評議会がこれを審議し決定します。

1 4. 異議申立てについて

本評価、再評価あるいは追評価において総合判定が「不適合」、あるいは本評価において「評価継続」とされた大学には、その結果（不適合、評価継続）の変更を求める異議申立てを行う機会を設けます。異議申立てがあった場合は、6名の委員で構成される異議審査委員会を総合評価評議会の下に設置し、審査を行います。なお、異議申立ての手続き等は、別途定めます。異議申立ての審査結果に対する異議の申立てはできません。

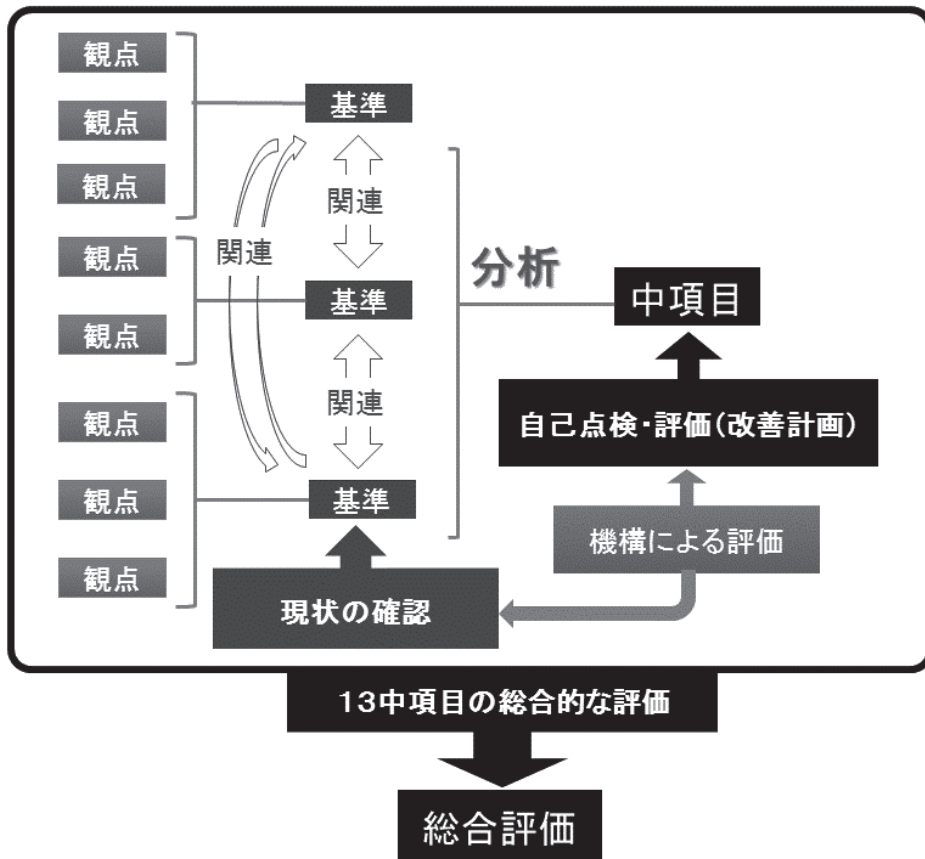
1 5. 評価手数料

申請する各大学は、指定の期日までに別に定める評価手数料を納入することが必要となります。

(参考1 評価の『基準』数および『観点』数)

『基準』数および『観点』数				
大項目	中項目	『基準』数		『観点』数
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	7
	3 医療人教育の基本的内容	8		25
	4 薬学専門教育の内容	4		9
	5 実務実習	9		29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
学生	7 学生の受入	3	17	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6		17
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	24
学習環境	11 学習環境	2	2	8
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
(合計数)		57		176

(参考2 評価の概要)



(参考3 評価のプロセス)

年度	月	機 構	各 大 学
前々年度 評価実施	1月	大学説明会の開催	申請予定大学の2名が出席
	4月	事前相談期間	自己点検 ・評価対象年度
評価実施前年度 評価実施年度	3月	調書の草案と添付資料の確認	調書の草案と添付資料の提出
	4月		
	5月	評価申請の受付	評価の申請 自己点検・評価書等の提出
	6月	書 面 調 査 ・調書に基づき実施 ・評価実施員は所見を作成 ・評価チーム会議を開催 ・評価チーム報告書案を作成 ・評価チーム報告書案と質問事項の送付	
	7月		
	8月		質問事項への回答
	9月	訪問調査のための評価チーム会議を開催	
	10月	訪問調査 担当評価チームが二日間の訪問を実施	
	11月	評価チーム会議を開催 評価チーム報告書を評価委員会へ提出	
	12月	評価委員会は評価報告書(委員会案)を作成	
	1月	評価報告書(委員会案)を通知	評価報告書(委員会案)に対する意見申立ての検討 評価報告書(委員会案)に対する意見申立て
	2月	意見申立てについて文書で回答 評価報告書原案を作成 総合評価評議会は評価報告書を作成し、理事長へ報告	
	3月	評価結果の各大学への通知と公表	

Ⅱ. 評 価 の 手 引 き

Ⅱ－１．評価を受ける大学を対象とする手引き

１．スケジュールの概要

薬学教育プログラムの評価は、「調書」（「自己点検・評価書」と「基礎資料」）による「書面調査」と「訪問調査」により実施します。平成 29 年度に本機構による第三者評価（以下、本評価）を受ける対象大学（以下、大学）のスケジュールは以下のとおりです。

- (1) 大学への説明会
 - ・平成 28 年 1 月中旬
- (2) 大学が行う自己点検・評価
 - ・平成 28 年度に実施
- (3) 「調書」の草案と「添付資料」の提出
 - ・平成 29 年 3 月 15 日（水）必着（点検結果は 4 月 12 日（水）までに通知）
- (4) 「申請書」、「調書」、「添付資料」の提出
 - ・平成 29 年 5 月 10 日（水）必着
- (5) 評価手数料の納付
 - ・納付期限：平成 29 年 7 月末日
（事情により納入が遅れる場合は本機構事務局にご相談ください）
- (6) 「評価チーム報告書案」の大学への送付
 - ・平成 29 年 7 月 31 日（月）を予定
- (7) 「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」の提出
 - ・平成 29 年 8 月 21 日（月）必着
- (8) 訪問調査に関して大学が準備する書類の提出
 - ・訪問日の 15 日前まで
- (9) 訪問調査の実施
 - ・平成 29 年 10 月中の 2 日間
- (10) 「評価報告書（委員会案）」の大学への送付と「意見申立書」の提出
 - ・「評価報告書（委員会案）」：平成 30 年 1 月上旬を予定
 - ・「意見申立書」の提出：平成 30 年 1 月 22 日（月）必着
- (11) 「意見申立書」への文書による回答の大学への送付
 - ・平成 30 年 2 月上旬を予定

(12) 大学へ本機構理事長名で「評価報告書」を送付

・平成 30 年 3 月上旬を予定

・「異議申立書」の提出：「評価報告書」の受理後 2 週間以内厳守

(13) 「評価報告書」、「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「正誤表」を年度内に公表

* * * * *

(14) 「評価報告書」の改善すべき点・助言への対応報告

・報告期限：平成 33 年 3 月末日

(15) 再評価の申請（評価継続の大学のみ）

・申請期限：平成 33 年 6 月末日

年	月	大 学	本 機 構
平成28年	1月	大学への説明会	
	4月 ↓ 12月	自己点検・評価 対象年度 〔「調書」等の作成および 「添付資料」の提出準備〕	
平成29年	1月		
	3月	「調書」の草案と「添付資料」の提出(15日必着)	→ 「調書」の草案と「添付資料」の確認
	4月		← 「調書」と「添付資料」への修正の助言
	5月	「申請書」、「調書」および「添付資料」の提出 (10日必着)	→ 書面調査の開始 訪問調査の日程調整の開始
	6月		
	7月	評価手数料の納付期限(末日)	← 「評価チーム報告書案」(質問事項含む) の送付(31日予定)
	8月	「評価チーム報告書案に対する確認および 質問事項への回答」(21日必着)	→
	9月	訪問調査に関わる書面の提出(15日前まで)	→
	10月	← 訪問直前に機構側出席者を通知 訪問調査の実施(10月中の2日間)	
	11月		
12月			
平成30年	1月	「意見申立書」の提出(22日必着)	← 「評価報告書(委員会案)」の送付(上旬) →
	2月		← 「意見申立への回答」の送付
	3月	「異議申立書」の提出(2週間以内)	← 「評価報告書」の送付(上旬) → 評価結果の公表(下旬)
31	改善すべき点・助言への対応報告		→
32	再評価・追評価申請(毎年6月末日)		
33	3月	改善すべき点・助言への対応報告期限(末日)	→
	6月	再評価の申請期限(末日)	→
			← 再評価・追評価、評価結果の公表

2. 評価の申請手続き

1) 申請手続きの手順

(1) 「調書」(草案)の本機構事務局による事前確認

「調書」の草案と「添付資料」を本機構事務局で検討し、書面調査を円滑に進めるために必要な「調書」の修正や根拠となる資料の追加などについて助言します。

提出期限：平成29年3月15日(水)必着

提出内容と部数：

- ① 提出資料一覧(様式2)：1部
- ② 自己点検・評価書(様式3)(草案)：1部
- ③ 基礎資料(様式4)：1部
- ④ 添付資料(根拠となる資料・データ等)：1部

注意事項

「調書」(草案)の作成は、3. 2)「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「添付資料」の作成に従って下さい。

(2) 「申請書」、「調書」、「添付資料等」の提出

提出期限：平成29年5月10日(水)必着

提出内容と部数：

- ① 「薬学教育評価申請書」(様式1) 1部
 - ② 「提出資料一覧」(様式2)：8部
 - ③ 「自己点検・評価書」(様式3)：25部
 - ④ 「基礎資料」(様式4)：25部
 - ⑤ 「添付資料」(根拠となる資料・データ等)：8部
 - ⑥ ②のWord・PDFファイルと、③、④のPDFファイルを収めたCD-R：1枚
- 受理を確認後、大学へ通知します。

注意事項

- ・「調書」の作成は、3. 2)「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「添付資料」の作成に従って下さい。
- ・CD-Rには「大学名調書」(例：〇〇大学薬学部調書)と明記して下さい。

(3) 評価手数料の納入

申請書の受理後に評価手数料の請求書を大学へ送付しますので、請求書記載の口座に、平成29年7月末日までにお振込みください(「評価手数料に関する規則」IV. 資料【資料11】参照)。なお、事情により評価手数料の納入が遅れる場合は、本機構事務局にご連絡ください。

2) 申請に関わる注意事項

(1) 受理された申請は、原則として取り下げは認められません。

(「薬学教育評価 実施規則」IV. 資料【資料10】)

(2) 納入された評価手数料は、原則として返却しません。

(「評価手数料に関する規則」IV. 資料【資料11】)

3) 「調書」の変更・訂正について

「調書」は、提出後に変更・訂正はできません。ただし、数値や固有名詞の誤記、誤字、脱字など、単純な誤りと本機構事務局が認めたものについては、「正誤表」として「調書」とともに公表します。

4) 送付先・連絡先

「申請書」、「調書」、「添付資料」等の送付先、データ送信先、評価に関するご連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 薬学教育評価機構 事務局

住所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会長井記念館 1 階

電話：03-6418-4797 FAX：03-6418-6599

Eメール：jimu-kyoku@jabpe.or.jp

3. 書面調査への対応

1) 自己点検・評価の実施

大学は、本評価を受ける前年度に、薬学部6年制課程の教育プログラムについて、「薬学教育評価 評価基準」（以下、「評価基準」）に基づく自己点検・評価を行い、その結果をとりまとめて本機構が定める様式の「調書」（「自己点検・評価書」及び「基礎資料」）を作成し、「調書」の根拠となる資料・データ等を「添付資料」として整理します。

2) 「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「添付資料」の作成

(1) 「自己点検・評価書」の作成

① 書式

本機構のホームページ (<http://www.jabpe.or.jp/>) の「薬学教育評価ハンドブック」の「平成 28 年度版」ページを開き、「Ⅲ. 様式」にある「様式 3 自己点検・評価書」Word ファイルをダウンロードし、このファイルに設定されている書式を変えずに使用します。

② 提出時の体裁

両面印刷してファイルに綴じ、表紙と背表紙部分に「〇〇大学自己点検・評価書」と明記します。また、PDF ファイルにしたものも、「基礎資料」の PDF ファイル（後述）と同じ CD-R に記録し提出します。

③ 「自己点検・評価書」の記述に関する留意点

「自己点検・評価書」は、「評価基準」の『中項目』ごとに、[現状]、[点検・評価]、[改善計画]を記述します。

・ [現状]

[現状]には、教育プログラムの実態を『基準』ごとに点検を行った結果を 1,000 字程度で記述します。記述に際しては、内容がその『基準』を構成する『観点』を網羅していることを「評価基準チェックシート（大学用）」（様式 15-1）を利用してチェックしてください。また、単なる状況説明だけでなく、個々の項目に対する点検と簡単な評価に言及してください。

記述内容の根拠となる「基礎資料」、「添付資料」の番号と参照ページを、対応する事項との関係が確認できる位置に記載してください。

注意事項

- ・「基礎資料」を引用する場合は「基礎資料〇」と明示してください。
- ・「添付資料」を引用する場合は、後述の(3)「添付資料」の収集と整理で説明する資料番号を明示してください。
- ・引用する資料の表記例

(i) 該当する記述の文末で引用する場合の例

-(基礎資料〇)。
-(添付資料〇. 〇〇大学〇〇規則第〇条、〇頁)。
-(訪問時間閲覧資料. 〇〇回教授会議事録、〇頁)。

(ii) 「添付資料」から作成または引用した図表を記載する場合の例

.....															
.....	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
.....。																
.....。																

(添付資料〇. 〇〇〇、〇頁)

- ・ [点検・評価]
[点検・評価]では、『中項目』に含まれる全ての『基準』に対する[現状]の点検結果を総括し、その『中項目』で目標達成に向けて今後の対応が必要となる重要な問題点や、優れていると考える点を簡潔に記述します。
- ・ [改善計画]
[改善計画]には、[点検・評価]で取り上げた問題点の改善に向けた計画を具体的にかつ簡潔に記述します。

「自己点検・評価書」は、評価者をはじめとする学外の読み手が誤解することのないよう、簡潔かつ平易な表現で記述してください。

(2) 「基礎資料」の作成

「基礎資料」は、「自己点検・評価書」に記述した内容を補完する重要な資料です。

① 書式

「基礎資料」は、本機構のホームページから「薬学教育評価ハンドブック」の「平成28年度版」ページを開き、「Ⅲ. 様式」にある「様式4 基礎資料」Excelファイルをダウンロードして使用し、ファイルの「作成上の注意事項」に従って作成します。

② 基準日

基準日は、原則として自己点検・評価を行う年度の5月1日ですが、別の日時

が指定されている場合は、それに従ってください。

③ 提出時の体裁

両面印刷してファイルに綴じ、表紙と背表紙部分に「〇〇大学基礎資料」と明記し、「自己点検・評価書」とは別冊にして提出します。また、PDF ファイルを、「自己点検・評価書」の PDF ファイルと同じ CD-R に記録して提出します。

(3) 「添付資料」の収集と整理

「添付資料」は、「自己点検・評価書」の記述内容の根拠となる資料・データ等が収載されている冊子及び配布物などであり、下の①で指定するものと大学が独自に収集するものとで構成されます。書面調査の正確を期するため、「訪問時に閲覧を求める資料・データ等」(29 ページ)に記載したもの以外は、「添付資料」として提出することを原則とします。

① 必須添付資料

資料番号	必ず提出する資料
1	薬学部パンフレット
2	学生便覧
3	履修要綱
4	科目選択の指導のため、3、5以外で学生に配布している資料
5	シラバス (オンラインのみで提示している場合はハードコピーで提出)
6	時間割表 (1年分)
7	入学志望者に配布した学生募集要項

② 「添付資料」の番号づけ

- ・ 「添付資料」には資料番号 (1～7は上表の通りとし、それ以外は8からの連番) を付けて整理し、「提出資料一覧」(様式2)に記載します。
- ・ 資料の番号は必ず連番の通し番号とし、中項目別の資料番号 (資料1-1、資料3-2など) は用いないでください。
- ・ 資料は常に同じ番号 (例えば、「学生便覧」はどの中項目でも「添付資料2」) で引用し、複数の中項目で引用する添付資料は、「提出資料一覧」(様式2)の自由記入欄にその資料が引用されている中項目 (あるいは基準) の番号を列記します。
- ・ 訪問時閲覧とする資料には資料番号を付けず、「提出資料一覧」(様式2)にも記載しないでください。

③ コピーの形で提出する「添付資料」

- ・ ページ数の多い冊子体の限られたページだけを根拠資料とする場合 (例えば、「大学規程集」に記載されている「薬学部教員選考規程」だけを引用する場合など) は、「冊子体の表紙と該当ページのコピーを綴じたもの」を「添付資料」として提出してください。

料」として提出します。(ページ数が多い、関連しない内容も収載されているなどの理由で訪問時間閲覧とはしないでください。)

- ・ WEB コンテンツを根拠資料とする場合は、当該コンテンツのハードコピーを「添付資料」とし、「自己点検・評価書」には当該コンテンツにアクセスする URL を記載します。

④ 資料の対象年度

- ・ 年度ごとに作成している資料は、原則として、自己点検・評価を実施する年度のものを提出します。

⑤ 提出時の体裁と部数

- ・ 「添付資料」は、資料番号のインデックスラベルを付し、資料番号順にファイリングして8セット提出します。
- ・ ファイリングできないものは、個々の資料に資料番号のインデックスラベルを付してそれぞれを8部提出します。
- ・ 8部提出することができないものがあれば、その旨を明記します。

(4) 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」改訂への対応

平成 27 年度から「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム」が実施されることに伴い、この年度以後の入学生に適用されるカリキュラムは、平成 26 年度以前に入学した学生に適用されるものとは異なると思われまます。したがって、平成 27 年度以降に自己点検・評価を行う大学には新旧 2 種類のカリキュラムが併存することになりますので、カリキュラムに関連する点検・評価と「基礎資料」、「添付資料」の準備については、以下の諸点にご留意ください。

- ① 「自己点検・評価書」には、実施している年度の実態（上級学年は旧カリキュラムによる教育、下級学年は新カリキュラムによる教育）を対象にした点検・評価の結果を記載します。したがって、旧カリキュラムの適用を受ける上級学年で問題点があり、それが新カリキュラムで改善されることになっている場合でも、当該年度において実施されていない問題は、[現状]と[点検・評価]では問題点として記載し、[改善計画]で新カリキュラムでは改善される旨を述べてください。
- ② 「基礎資料」と「添付資料」は、自己点検・評価を実施する年度の実態に対応するものとなります。したがって、「基礎資料 1」、「基礎資料 10」、「添付資料 5」、「添付資料 6」は、自己点検・評価を実施する年度の実態を示すものを提出してください。
- ③ 「基礎資料 3」（開講科目とモデル・コアカリキュラムとの対応）、「基礎資料 4」（カリキュラムマップ）、「基礎資料 5」（語学教育の要素）については、新カリキュラムと旧カリキュラムに対応するものを別々に作成してください。また、「添付資料 3」（履修要綱）についても新カリキュラムの適用を受ける学生向けのものと、旧カリキュラムの適用を受ける学生向けのものの双方を添付してください。

- ④ 「添付資料5」(シラバス)は、自己点検・評価を実施する年度のもを提出して頂きますが、新カリキュラムに基づく科目については、その年度以後に開講される上級学年の全ての科目について、シラバス案(未完成であれば各科目の授業内容、評価方法などが分かる資料)を添付してください。

3) 「評価チーム報告書案」への対応

評価チームによる書面調査の完了後、「評価チーム報告書案」(様式 16-1)の PDF ファイルを電子メールに添付して大学へ送付します。(平成 29 年 7 月 31 日(月)を予定)

大学は、「評価チーム報告書案」について以下の対応をします。

- (1) 「評価チーム報告書案」の内容を精査し、以下の①～④を「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」(様式 5)で本機構に回答します。

- ① 「評価チーム報告書案」にある質問事項への回答
- ② 事実誤認に基づく不適切な評価の指摘
- ③ 「評価チーム報告書案」で指摘された事実に「調書」提出後に生じた重要な変更
- ④ 評価チームの主観に基づくと思われる評価に対する意見、各中項目の評価に関するその他の意見

- (2) 「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」は PDF ファイルにして、本機構事務局宛にメール添付で送付します。

回答の記載内容に関する根拠資料を「追加資料」として提出してください。

「追加資料」は 3. 2) (3) 「添付資料」の収集と整理(24 ページ)に準じて作成してください。

提出期限：平成 29 年 8 月 21 日(月)必着

- (3) 「評価チーム報告書案」に記された、「訪問調査で閲覧を希望する資料等」については、訪問調査までに準備します。

4. 訪問調査への対応

1) 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査の結果を補完して評価の正確性を高めるために行うもので、書面調査では点検することができない各種の資料を閲覧し、大学関係者との面談と意見交換を行うことによって大学における薬学教育活動の実態を確認することを目的とします。

2) 訪問調査の日程と調査対象キャンパスについて

訪問調査は10月中の2日間で実施しますが、具体的な日程は5月中旬から開始する本機構事務局と大学との協議で決定します。調査対象キャンパスは、原則として6年制薬学教育の専門教育活動を行っている主たるキャンパスとします。

3) 訪問調査に先立つ準備作業について

(1) 大学が提出する書類

次の①～⑤をPDFファイルにし、電子メールに添付して訪問調査の15日前までに本機構事務局に送付します。

① 訪問調査時のスケジュール（様式6）

「訪問調査時のスケジュール」は、原則として例示に準じてください。このスケジュールで実施が困難な事情がある場合は、本機構事務局にご相談ください。ただし、「大学関係者との意見交換」は両日共「資料の閲覧」より後にしてください。

② 訪問調査時の見学施設（外部施設も含む）・参観授業一覧（様式7）

③ 「大学関係者との意見交換」の出席者名簿（様式8-1）と席次表（様式任意）

・大学、学部の長、自己点検・評価の責任者等、責任ある回答が可能な方々。

④ 「若手教員との意見交換」の大学側出席者名簿（様式8-2）

・出席する若手教員は教授以外で10名程度。

⑤ 「学生面談」の参加予定学生（様式9）

・出席する学生は12名程度。（教職員の同席はできません。）

・全学年の出席を原則とし、できるだけ男女の偏りがないようにしてください。

提出された①～⑤の書類については、評価チームの希望などによって、内容の変更をお願いすることがあります。

(2) 訪問調査当日の会場準備

訪問当日は下記の3会場を準備してください。

① 本機構出席者控室（調査期間を通して専有できること）

② 面談会場

③ 資料閲覧室（資料を閲覧するための十分なスペースが必要）

（3）本機構出席者の昼食の手配

1人1,500円程度の予算でお弁当の手配をお願いします。

費用は本機構が負担し、精算方法は、現金または振込のいずれでも結構です。現金の場合は、領収書、振込の場合は請求書が必要となります。

詳細については、事前に本機構事務局から大学の事務担当者に連絡します。

4) 訪問調査当日について

（1）大学の教員などが関係する事項

- ① 「大学関係者との意見交換」への出席
- ② 「施設・設備の見学」の案内と説明
- ③ 「授業参観」の案内と説明
- ④ 「若手教員との意見交換」への該当教員の出席
- ⑤ 「学生との面談」への学生の出席

（2）「訪問時に閲覧を求める資料・データ等」の準備

以下の資料を資料閲覧室に準備してください。

- ・次頁の表に示す全大学に共通する閲覧資料。
- ・「評価チーム報告書案」に記載された「訪問調査で閲覧を希望する資料・データ等」に対応する資料。

評価チームの求めによって、訪問調査直前や訪問当日に、上記以外の資料の閲覧をお願いすることがあります。

	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	対象年度 (平成省略)	備考 (関連する主な『基準』)
1	教授会・各種主要委員会の議事録等 ※(1)	28年度	(各『基準』)
2	入試問題	29年度入試用	【基準 7-2】
3	入試面接実施要綱	29年度入試用	
4	入学者を対象とする入試結果一覧表(個人成績を含む)	28、29年度入試	
5	授業レジュメ・授業で配付した資料・教材 ※(2)	28年度	
6	実務実習の実施に必要な書類(守秘義務誓約書、健診受診記録、実習受入先・学生配属リスト、受入施設との契約書など)	28年度	【基準 5-3-1】 ～【基準 5-3-5】
7	追・再度試験を含む定期試験問題、答案 ※(3)	27、28年度、 29年度前期	【基準 8-2-1】
8	試験点数の分布表(ヒストグラム) ※(4)	27、28年度、 29年度前期	
9	成績評価の根拠の分かる項目別配点表 ※(5)	28年度	
10	学士課程修了認定(卒業判定)資料 ※(6)	28年度	【基準 8-3-2】
11	学生授業評価アンケートの集計結果	27、28年度	【基準 10-2-3】
12	教職員の研修(FD・SD)の実施にかかる記録・資料	27、28年度	
13	教員による担当科目の授業の自己点検報告書 ※(7)	28年度	
14	評価対象年度のすべての卒業生の卒業論文	28年度	【基準 6-1-1】

※(1) 「自己点検・評価書」の「訪問時閲覧資料」に対応する個所に、「自己点検・評価書」の引用個所を明記した付箋(ポストイット)を付してください。

※(2) 出版されている教科書類は除きます。閲覧対象科目は訪問調査の2週間程度前に通知します。

※(3) 本ハンドブックⅣ.資料【資料4】参照。閲覧対象科目は訪問調査の2週間程度前に通知します。

※(4) 全科目の状況を比較することができる資料を用意してください。

※(5) 定期試験、中間試験、レポート、授業での発表・出席状況等の項目別に配点をまとめた表。閲覧対象科目は訪問調査の2週間程度前に通知します。

※(6) 対象学生全員の単位修得状況一覧表、成績一覧表、GPA一覧表等、判定根拠が分かる資料

※(7) FD活動の一環として作成されたもの(作成されていない場合はその旨を明示して省略)

5. 「評価報告書（委員会案）」に対する意見の申立て

1) 目的

本評価では、評価の公正さと透明性を保つため、「評価報告書」の内容を、最終原案である「評価報告書（委員会案）」の段階で大学に開示し、大学に意見の申立てを行う機会を設けます。

2) 意見申立のプロセス

(1) 本機構は、「評価報告書（委員会案）」の PDF ファイルを電子メールに添付し、大学へ送付します。（平成 30 年 1 月上旬を予定）

(2) 大学は、送付された「評価報告書（委員会案）」について下記を確認します。

- ① 数値および固有名詞などの誤記・誤字の有無
- ② 事実誤認に基づく不適当な記述の有無

(3) 大学は、確認結果について、①または②によって回答します。

① 意見の申立てを行う場合

「意見申立書」（様式 10）にその旨を記し、意見申立の根拠を具体的に記した別紙「評価報告書（委員会案）に対する意見」を添えて本機構事務局へ提出します。

② 意見の申立てを行わない場合

「意見申立書」（様式 10）にその旨を記し、本機構事務局へ提出します。

①、②いずれの場合も、提出文書の PDF ファイルを電子メールで送付すると共に、文書を郵送してください。

提出期限：平成 30 年 1 月 22 日（月）必着

3) 意見申立に対する本機構の対応

申し立てられた意見は、評価委員会で検討し、本機構としての対応を文書で回答します。（平成 30 年 2 月上旬）

6. 評価の結果への対応

1) 「適合」と判定された場合

(1) 「改善すべき点」への対応

「改善すべき点」は、指摘された点の改善に必ず取り組み、その成果を「提言に対する改善報告書」（様式 11）に改善状況を示す根拠資料等を添えて、本機構に報告することが義務づけられています。

報告の期限は、「評価報告書」に期限が指定されている場合を除いて、本評価実施の翌年度から3年以内とします。「提言に対する改善報告書」で報告された内容については、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会で審議した後、公表します。

(2) 「助言」への対応

「助言」は、当該大学における薬学教育プログラムの向上のため、改善を行うよう提案するものなので、対応は大学の判断に委ねますが、大学は指定された期限までに「提言に対する改善報告書」（様式 11）によって「助言」への対応状況（対応しない場合はその理由）を本機構に報告してください。

報告の期限は、「評価報告書」に期限が指定されている場合を除いて、本評価実施の翌年度から3年以内とします。

2) 「評価継続」と判定された場合

(1) 「再評価」

本評価において総合判定が保留され、「評価継続」となった大学は、「評価継続」の理由となった『中項目』について、3年以内に指摘された問題点を改善し、「再評価」を受けなければなりません。この期間内に「再評価」の申請がなされない場合は、当該大学を「不適合」と判定して公表します。

申請書提出日は、原則として毎年6月末日とします。

「再評価」の申請は、下記の提出物を本機構へ提出することで行います。

1. 申請に必要な提出物

- ① 「再評価申請書」（様式 13）
- ② 「再評価改善報告書」（様式 14）：25 部
- ③ 改善状況を示す根拠となる資料等：25 部

また、②の PDF ファイルを作成し、電子メールで送付してください。

申請の受理は、当該大学の評価担当者へ通知します。

2. 手数料の納入

「再評価申請書」の受理後に送付する「再評価手数料請求書」に従って、指定の口座に振り込んでください。

3. 再評価および結果の公表

再評価および結果の公表は概ね本評価に準じて行います。「薬学教育評価 実施規則」第10条（再評価）（IV. 資料【資料10】）をご参照下さい。

(2) 「改善すべき点」への対応

「再評価」の対象となった『中項目』以外でも、指摘を受けている「改善すべき点」については、改善の成果を「再評価改善報告書」（様式14）に記載し、改善状況を示す根拠資料を添えて、本機構に報告します。

この報告は再評価の申請に併せて行ってください。

(3) 「助言」への対応

「助言」への対応状況を「再評価改善報告書」（様式14）に記載し、「再評価」の申請時に提出してください。

3) 「不適合」と判定された場合

(1) 「追評価」

本評価において「不適合」と判定された大学は、「不適合」の理由となった『中項目』について、本評価実施の翌年度以後に「追評価」を申請することができます。

申請書提出日は、原則として毎年6月末日とします。

「追評価」の申請は、下記の提出物を本機構へ提出することで行います。

1. 申請に必要な提出物

- ① 「追評価申請書」（様式13）
- ② 「追評価改善報告書」（様式14）：25部
- ③ 改善状況を示す根拠となる資料等：25部

また、②のPDFファイルを作成し、電子メールで送付してください。

申請の受理は、当該大学の評価担当者へ通知します。

2. 手数料の納入

「追評価申請書」の受理後に送付する「追評価手数料請求書」に従って、指定の口座に振り込んでください。

3. 追評価および結果の公表

追評価および結果の公表は概ね本評価に準じて行われます。「薬学教育評価 実施規則」第11条（追評価）（IV. 資料【資料10】）をご参照下さい。

(2) 「改善すべき点」への対応

「追評価」の対象となった『中項目』以外でも、指摘を受けている「改善すべき点」については、改善の成果を「追評価改善報告書」（様式 14）に記載し、改善状況を示す根拠資料を添えて、本機構に報告します。

この報告は追評価の申請に併せて行ってください。

(3) 「助言」への対応

「助言」への対応状況を「追評価改善報告書」（様式 14）に記載し、「追評価」の申請時に提出してください。

7. 「評価報告書」に対する異議の申立て

本評価、再評価あるいは追評価において総合判定が「不適合」、あるいは本評価において「評価継続」とされた大学には、その結果（不適合、評価継続）の変更を求める異議申立てを行う機会を設けます。

異議の申立てを行う大学は、「評価報告書」を受け取った日から2週間以内に、本機構の「理事長宛」に「異議申立書」（様式 12）を提出します。

異議の申立てに対して、本機構は次のように対応します。

- ① 総合評価評議会が、異議審査委員会を設置。
- ② 異議審査委員会が、異議の内容について審査。
- ③ 異議審査委員会が、「異議審査報告書」を作成し、総合評価評議会に提出。
- ④ 総合評価評議会が、「異議審査報告書」に基づき異議の採否を決定。必要があれば「評価報告書」を修正。
- ⑤ 本機構理事長が、総合評価評議会から報告があった審査結果に基づき、当該大学へ「異議審査書」を送付し、公表。

異議申立てに当たっての留意点は、以下のとおりです。

- ・異議申立は、「不適合」、「評価継続」の再考を求めるために行うものです。したがって、個々の項目の評価結果に対して異議を申し立てることはできません。
- ・「異議審査書」に対して、再度異議申立てを行うことはできません。

8. 「評価報告書」、「自己点検・評価書」、「基礎資料」の公表

「薬学教育評価 実施規則」第6条（IV. 資料【資料 10】）に基づいて「評価報告書」、「調書（自己点検・評価書、基礎資料）」および「調書の正誤表」の公表を行います。また、「評価報告書」は、文部科学省および厚生労働省へ提出します。

9. 認定証と適合認定マーク

本評価で総合判定が「適合」と認定された大学には、本機構から「認定証」が交付され、認定期間が明記された「適合認定マーク」が発行されます。

当該大学は、「適合認定マーク」を大学のパンフレットやホームページ等に掲載することができます。

「適合認定マーク」の使用に関する規則、使用留意事項、使用申請書につきましては、本機構のホームページ (<http://www.jabpe.or.jp/>) をご参照ください。

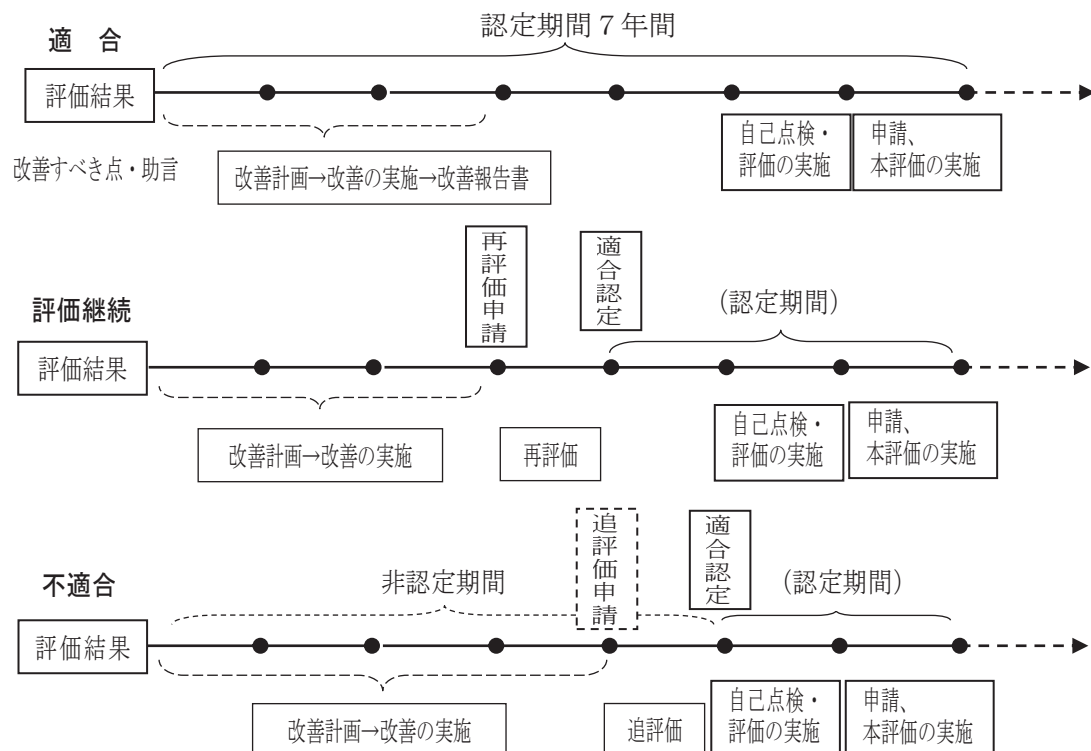
(例) 2015年(平成27年)4月1日から2022年(平成34年)3月末日までを認定期間とした場合の適合認定マークは、右記の様に表記されます。



10. 認定の有効期間

本評価を受けた大学は、本評価の実施翌年度から起算して7年以内に次回の本評価を受けることとなっています。大学が「適合認定」を維持するためには、認定期間が終了するまでに次の本評価の認定を取得していることが不可欠となります。

評価結果後の当該大学の対応について、一例を次に示します。



Ⅱ－２．評価者を対象とする手引き

1. 評価の基本事項

1) 評価の視点

(1) 6年制薬学教育プログラムを評価することの社会的意義

薬学教育評価機構（以下、機構）は、薬科大学・薬学部6年制薬剤師養成教育プログラムを評価の対象とします。薬剤師の資格を得るための国家試験受験資格は“薬学部の6年制課程を正規に修了すること”であり、卒業が資格取得の要件となっています。これは、資格取得の要件（資格科目の単位数）が、卒業要件とは別に法律で規定されている諸資格（看護師、臨床検査技師、管理栄養士等の国家試験受験資格や、教員・図書館司書の資格等）とは異なる、薬剤師養成教育の特徴です。生命にかかわる専門職能である薬剤師の養成には、大学において“全人教育と一体となった専門教育”を修めることが必要であるという理念から、資格科目ではなく養成機関を限定するもので、具体的な教育プログラムは、医師、歯科医師、獣医師養成の場合と同様、個々の大学に委ねられています。

したがって、機構が行う6年制の薬学教育に対する第三者評価（以下、本評価）の意義は、評価対象大学（以下、大学）の薬学教育プログラムが、機構が定める基準に“適合”することを“認定”することで、大学の6年制薬学教育が“社会が求める薬剤師養成教育の質”を満たしていることを“客観的に保証する”ことにあります。また、評価結果を大学にフィードバックすることで教育の質向上に寄与するとともに、個々の大学における教育目標の達成度を社会に公開することによって、6年制薬学教育に対する国民の理解と信頼を深めることにあります。このような意義を持つ本評価は、ピア・レビューを基礎におくことで、その社会的意義をより深いものにします。

(2) 「薬学教育評価 評価基準」(Ⅳ. 資料【資料1】)に基づくPDCAサイクルを意識した評価

本評価は、機構が定める「薬学教育評価 評価基準」(以下、「評価基準」)に基づいて行います。「評価基準」は階層構造になっており、複数の『観点』で構成される『基準』をまとめて『中項目』とし、その上に『大項目』を置いています。本評価では、大学の薬学教育の現状を『基準』ごとに点検し、点検した結果を『中項目』でまとめて、達成度を評価します。

本評価の目的は、大学が6年制薬学教育の目標を達成するための教育計画(Plan)に基づいて実施している教育(Do)の[現状]と、大学が現状の[点検・評価]によって問題点を見出し(Check)、[改善計画]を実行して教育向上を図っている(Action)状況(薬学教育の向上を目指しPDCAサイクルを機能させている状況)を客観的に評価することです。本評価では、このような形の評価を有効に行えるよう、[現状]の点検を『基準』ごとに行い、評価を『中項目』レベルで行っています。

したがって、本評価ではまず「自己点検・評価書」に記載された[現状]を、『基準』に基づいて点検・評価し、その結果を『中項目』で整理して、『中項目』の[現状]に関する評価をまとめます。次に、②「自己点検・評価書」に『中項目』ごとに記載された[点検・評価]と[改善計画]の内容から、“大学が[現状]の問題点を見出して改善に取り組んでいる状況”を検証します。そして、③それらを総合して『中項目』の目標に対する達成度を評価し、その中で見

出された問題点を的確に指摘することになります。本評価では、問題点を的確に示すことによって薬学教育の質の向上に資することが重要な目的であり、“アラ探しをして問題点をあげつらう” ことではありません。

(3) 6年制薬学教育プログラムの特徴

薬剤師を養成する6年制薬学教育プログラムには、豊かな人間性、高い倫理観、医療人としての教養、課題発見能力・問題解決能力、医療現場で通用する実践能力などを養うことのできる内容が、適切なバランスで盛り込まれていることが求められています。この要求に応える指針として、薬学教育モデル・コアカリキュラム（以下、コアカリ）が提案され、参加型長期実務実習や卒業研究を含む、問題解決能力の醸成を目指す教育の充実が図られています。したがって、6年制薬学教育の“必要条件”に関わる『中項目3、4、5、6』や、“卒業生の質”を保証する『中項目7、8』に重大な問題点があるにも拘わらず、それらに対する自己点検・評価と対応が不適切であると判断されるような教育プログラムは、“適合”と評価できないこととなります。

2) ピア・レビューによる評価

評価チーム（次頁2. 1）参照）の役割は、“ピア・レビューの主演”として“評価委員会の目となり耳となる”ことです。機構は「評価チーム報告書」を基にして、薬学以外の分野の委員を加えた評価委員会と総合評価評議会で検討を重ね、「評価報告書」を作成します。このため、評価チームには、大学から提出された「自己点検・評価書」と「基礎資料」および「添付資料」を十分に検証し、先入観や思い込みによる事実誤認等を排除した客観的な評価を行うことが求められます。

評価実施員はコンサルタントではないので、問題点への改善策を提案する必要はありません。問題があると判断した理由と改善すべき点を分かりやすく指摘するだけで、改善策には触れません。なお、評価実施員の所属する大学や他大学との比較、上から目線の批判は厳禁です。

「評価チーム報告書」の客観性と正確さを高めるには、5人のメンバーの所見を十分に検討して合意形成を図ることが重要です。このため、評価チーム会議を、「評価チーム報告書案」作成までに1回、訪問調査前に1回、訪問調査後「評価チーム報告書」作成のために1回開催します。また、初回の評価チーム会議までに、「薬学教育評価管理システム」によって、各メンバーがお互いの所見と評価チーム報告書（主査素案）を閲覧し、その内容を把握しておくことが重要です。

3) 透明で公正な評価を目指す評価内容へのフィードバック

本評価では、評価の透明性と公正性を高める目的で、評価作業の途中で、大学から評価内容に対するフィードバックを受けます。

最初のフィードバックは、評価チームに対するもので、書面調査の結果をまとめた「評価チーム報告書案」を大学に送り、「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」で、①質問事項に対する回答、②事実誤認の確認、③「自己点検・評価書」作成以後に行った変更事項についての追加説明、④その他のコメントを大学から受けることによって行います。評価チームは、

その内容を検討し、続いて行う訪問調査の結果と合わせて「評価チーム報告書」をより公正なものにします。

次のフィードバックは、評価委員会に対するもので、「評価チーム報告書」を基に評価委員会が作成した「評価報告書（委員会案）」を大学に送り、「評価報告書（委員会案）」に対する「意見申立書」の提出を求めることによって行います。評価委員会は「意見申立書」を検討し、必要があれば「評価報告書（委員会案）」に修正を加え、大学へ回答します。この後、「評価報告書原案」を作成し、総合評価評議会の審議を経て「評価報告書」となります。

2. 評価の実際

1) 評価チームについて

本機構による評価は、「評価事業基本規則」第 31 条～39 条（IV. 資料【資料 9】）および「評価実施員の選出に関する規則」（IV. 資料【資料 8】）に基づき、評価委員会が選出した 5 名の評価実施員からなる評価チームで行います。評価実施員および評価チームの定義と権限等は以下のとおりです。

- (1) 評価実施員：本機構が行う評価者研修を受け、評価委員会が選任した評価チームの構成員
- (2) 評価チーム：原則として、5 名の評価実施員で構成し、その中に薬剤師であって教育研究活動に見識を有する者を含むことを原則とします。担当となる大学に所属もしくは利害関係を有する者は、当該大学の評価チームの評価実施員となることはできません。チーム編成および主査と副査は評価委員会が決定します。
- (3) 権 限：評価実施員は、大学の「自己点検・評価書」などによる書面調査および訪問調査を行い、「評価チーム報告書」を作成します。主査は評価チームを統率するとともに、「評価チーム報告書」等を取りまとめます。副査は主査を補佐し、場合により主査の代理を務めます。また、主査は「評価報告書（委員会案）」の作成をサポートします。
- (4) 評価チーム会議：書面調査から訪問調査を経て「評価チーム報告書」を作成するまでの間に、評価チーム会議を 3 回（程度）開催します。会場は、原則として本機構内会議室または日本薬学会長井記念館内の会議室とします。
主査は評価チーム内の日程調整を行います。日程調整が困難な場合、欠席者は『テレビ会議システム』を使用する場合があります。

2) スケジュールの概要

平成 29 年度に実施される本評価に関するスケジュールは、以下のとおりです。

(1) 評価実施員説明会の開催

評価を担当する評価実施員を対象とした説明会を行います。

- ・評価実施員説明会：平成 29 年 4 月上旬

(2) 資料配布

大学から提出された「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「添付資料」を評価実施員へ送付します。

- ・送付：平成 29 年 5 月 10 日（水）

(3) 書面調査と評価所見の登録

評価実施員は、書面調査を行い各自の評価所見を作成し、「薬学教育評価管理システム」に登録します。主査は、これを基に「評価チーム報告書案」の主査素案を作成します。

- ・所見登録期限：平成 29 年 6 月 12 日（月）

(4) 評価チーム会議①の開催と「評価チーム報告書案」（様式 16-1）の作成

評価チームは、主査素案を基に検討して「評価チーム報告書案」を作成し、本機構事務局に提出します。

- ・評価チーム会議①：平成 29 年 7 月上旬まで
- ・本機構事務局への提出：平成 29 年 7 月 20 日（木）

(5) 「評価チーム報告書案」の送付と「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」（様式 5）の回収

- ・大学への送付：平成 29 年 7 月 31 日（月）を予定
- ・大学からの回収：平成 29 年 8 月 21 日（月）必着

(6) 評価チーム会議②の開催

評価チームは、大学からの回答を検討し、訪問調査時の質問、閲覧資料等を調整します。

- ・評価チーム会議②：平成 29 年 9 月 20 日まで

(7) 訪問調査

平成 29 年 10 月中の 2 日間で実施します。大学と評価実施員の日程調整は、本機構事務局が調整（5 月中旬から開始）し、お知らせします。

(8) 評価チーム会議③の開催と「評価チーム報告書」（様式 16-2）の作成

評価チームは、訪問調査の結果を踏まえ、「評価チーム報告書案」を修正して「評価チーム報告書」を作成し、本機構事務局に提出します。

- ・評価チーム会議③：平成 29 年 11 月上旬までに開催
- ・本機構事務局への提出：平成 29 年 11 月中旬まで

- (9) 評価委員会（主査を含む）の開催と「評価報告書（委員会案）」（様式 17）の作成
主査を加えた評価委員会は、評価チームから提出された「評価チーム報告書」を基に評価結果の調整を行い、「評価報告書（委員会案）」を作成します。
- ・ 評価委員会①：平成 29 年 11 月末
 - ・ 評価委員会②：平成 29 年 12 月中旬
- (10) 「評価報告書（委員会案）」を送付
大学に「評価報告書（委員会案）」を送付し、意見の申立てを受け付け、対応します。
- ・ 大学への送付：平成 30 年 1 月上旬
 - ・ 大学からの回収：平成 30 年 1 月 22 日（月）
- (11) 評価委員会（主査を含む）の開催と「意見申立への回答」の作成
評価委員会（主査を含む）は、文書で「意見申立への回答」を作成し、大学へ送付します。
- ・ 評価委員会③：平成 30 年 1 月末
 - ・ 大学への送付：平成 30 年 2 月上旬
- (12) 評価委員会（主査を含む）の開催と「評価報告書原案」の作成
評価委員会（主査を含む）は、「評価報告書原案」を作成し、総合評価評議会に提出します。
- ・ 評価委員会④：平成 30 年 2 月中旬
 - ・ 提出：平成 30 年 2 月中旬
- (13) 「評価報告書」（様式 17）の作成
総合評価評議会で「評価報告書原案」について審議し、最終報告書である「評価報告書」を決定し、本機構理事長に提出します。
- ・ 提出：平成 30 年 2 月下旬
- (14) 「評価報告書」の送付
理事長名で「評価報告書」を大学へ送付します。
- ・ 大学への送付：平成 30 年 3 月上旬
- (15) 「評価報告書」の公表
本機構は、「薬学教育評価 実施規則」第 6 条（IV. 資料【資料 10】）に沿って「評価報告書」の公表を行います。また、文部科学省および厚生労働省へ提出します。

	大 学	本機構事務局	評価関連委員会等	
平成 29 年 度	4月		評価実施員説明会（上旬）	
	5月	調書・添付資料の提出（10日）	調書・添付資料を整理 調書・添付資料を送付 訪問調査日程調整開始	評価実施員：調書等受取り 評価基準チェックシートの記 入および評価所見の作成
	6月			評価管理システム入力・登録 評価実施員：所見登録（12日締切）
	7月			主査：「評価チーム報告書案」の 素案を作成 評価チーム会議①開催：「評価チ ーム報告書案」を検討（上旬まで） 評価チーム：「評価チーム報告書 案」の提出（20日締切）
	8月	「評価チーム報告書案に対する 確認および質問事項への回答」送 付（21日必着）		
	9月	訪問調査関連書類の提出		評価チーム会議②開催：大学 の回答を踏まえ訪問調査時の 質問・閲覧資料等を検討（～20 日）
	10月	訪問調査の実施（2日間）		
	11月			評価チーム会議③開催：「評価チ ーム報告書」を検討（上旬） 評価チーム：「評価チーム報告書」 を提出（中旬）
	12月			評価委員会①②：主査、評価委員 で「評価チーム報告書」を検討し「評 価報告書（委員会案）」を作成（11 月末～12月中旬）
	1月	「評価報告書（委員会案）」 に対する意見申立書を送付 （22日必着）	「評価報告書（委員会案）」送付 （上旬） 意見申立書を評価委員長に報告	評価委員会③：主査、評価委員で意見 の採否を検討。（下旬）
	2月			大学へ回答（上旬） 評価委員会④：主査、評価委員で「評 価報告書原案」を作成、総合評価評議 会へ提出（中旬） 総合評価評議会：「評価報告書原案」 を審議後、「評価報告書」を決定し理 事長に提出（下旬）
	3月		「評価報告書」送付（上旬） 評価結果の公表（下旬）	

3) 書面調査

(1) 評価に関わる資料

評価に関わる資料は、「調書」（「自己点検・評価書」と「基礎資料」）と「添付資料」から成ります。

1. 「調書」

① 「自己点検・評価書」（様式3）

「自己点検・評価書」は「評価基準」に基づき、大学が自ら実行している薬学教育プログラムを自己点検・評価し作成した資料です。これを基に評価を実施します。

② 「基礎資料」（様式4）

「基礎資料」は大学の現況を、主に数量的に把握するための資料集です。

2. 「添付資料」

「添付資料」は、「自己点検・評価書」や「基礎資料」の記載内容を裏付ける「根拠となる資料・データ等」です。

(2) 評価の具体的な流れと方法

1. 資料の到着

本機構事務局は、5月10日（水）に大学の「調書」、「添付資料」、「提出資料一覧」（様式2）、を各評価チームの評価実施員に送付します。

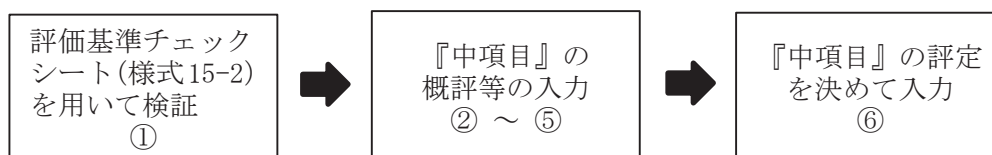
注意事項

評価作業において、大学から送付された「添付資料」以外に資料が必要な場合は、必ず本機構事務局に連絡してください。担当の大学へ直接連絡することは絶対に行わないでください。

2. 書面調査の作業プロセス

(i) 所見の入力について

評価実施員は、評価を担当する大学の「調書」および「添付資料」を基に、下の流れに従って「評価基準」の達成状況を検証し、評価所見を作成して評価管理システムに入力してください。



注意事項

- ・評価の基本は、大学の調書を客観的に評価し、問題点や課題を指摘し、薬学教育プログラムの質の向上を図る努力を支援することにあります。
- ・大学が「教育研究上の目的」の実現に向けて教育プログラムを構築し実施しているか、それがどれくらい達成されているかを評価することが原則となります。
- ・自己点検・評価への取り組みが、大学の教育プログラムの改善・改革に果たしている役割にも着目してください。
- ・評価はアラ探しではありません。問題点の発見に終始せず、大学の長所の発見にも努めてください。
- ・ご自身が所属する大学や他大学の例を引用して、評価をしないでください。
- ・印象にすぎないような表現は避け、必ず根拠を具体的に記述し、その記述の「根拠とした資料・データ等」の名称・頁を記載してください。

① 評価基準チェックシート（様式 15-2、以下チェックシートと表記）による確認と『基準』ごとの[現状]の評価

大学から提出された「自己点検・評価書」は、薬学教育プログラムの[現状]が『基準』ごとに「観点」に配慮しながら記述されています。「自己点検・評価書」を検証する際は、まず、チェックシートを用いて次の作業を行ってください。

- ・個々の「観点」に対する記述があることを確認してチェックシートに「✓」を記入してください。
- ・各『基準』の「観点」ごとに長所および問題点、確認点など特記すべき事項があった場合は、「評価メモ」欄に記してください。
- ・ひとつの『基準』についてチェックシートによる確認が終わったら、メモ欄の内容を参考にして、その『基準』の[現状]に対する評価を簡潔なメモにまとめてください。

観点の分類（観点の達成度のレベル）

- 「◎」：「観点」の内容が、適合水準に達していることが求められるもので、「～であること」、「～されていること」等で記載されています。
- 「○」：少なくとも「観点」の内容に関わる措置を講じていることが求められるものは、「～努めていること」等で記載されています。
- 「△」：「観点」の内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるものは、「～が望ましい」と記載されています。

② 『中項目』の「概評」の作成

『基準』ごとに行った[現状]に対する評価メモと、「自己点検・評価書」に記載されている『中項目』の[点検評価]と[改善計画]に対する評価をまとめて、『中

項目』の「概評」を作成してください。「概評」を『中項目』ごとに行う目的は、「教育研究の目的に基づいた教育プログラム（Plan）が実施され（Do）、十分に点検・評価（Check）が行われ、さらによりよいプログラムを目指して改善（Action）がなされる」という一連のPDCAの流れを『中項目』の視点で概観し、評価することにあります。

③「長所」と「問題点」および「改善を要する点」の記述

・「長所」

「長所」とは、質の向上に向けた取り組みで、制度・システムが機能し、成果が上がっていて他大学の模範となるものです。特記すべき「長所」を、その理由と共に具体的に記述してください。

・「問題点」

改善・改革の努力が望まれる問題点を指摘し、具体的に記述してください。

・「改善を要する点」

「問題点」として指摘した事項の中で、大学に改善を義務づける問題点を、その根拠と共に記述してください。

④「質問すべき点」の記述

・「質問すべき点」の欄には、評価の過程で、調書や添付資料では明らかにならなかった事項について、箇条書きにしてください。

・「～についての記述がない」等は、「概評」に記述しないで、この欄で質問してください。

・ 基準に無関係な質問は避けてください。

⑤「訪問調査で閲覧を希望する資料等」の記述

訪問調査で確認すべき事項があれば、記述してください。

・ 追再試験を含む定期試験問題・答案・点数分布表、科目ごとの成績分布表や授業レジュメなど成績や授業に関する資料については、当該科目名と資料・データ等の名称（「訪問時に閲覧を求める資料・データ等」の表（29 ページ）参照）を指定してください。

・ 見学希望施設、参観希望授業等があれば、記入してください。

⑥『中項目』の達成度の評定

評価所見の「概評」等の記述後、13の『中項目』ごとの評定を次頁の「多段階評価」で行ってください。「多段階評価」は、通常は次の5段階のうち、「A」～「D」の4段階で評価してください。（「S」は、「A」の中で特別に優れた内容や、他大学の模範となる内容が含まれるものにつけることとし、評価委員会において「A」の中から選びます。）

『中項目』の達成度による「多段階評価」の評定について

「S」 … 卓越している。長所として指摘する事項があり、他大学の模範となる内容が含まれている。

「A」 … 適合水準を超えている。長所として指摘する事項がいくつかある。

「B」 … 適合水準に達している。

「C」 … おおむね適合水準に達しているが、懸念される点が認められる。

「D」 … 適合水準に達していない。

なお、「適合水準」については、最終的には各評価チームで話し合っ確認してください。

(ii) 「評価チーム報告書案」(様式 16-1) の作成について

主査は、評価実施員の所見を整理統合して評価チーム全体の合意点を見出し、「評価チーム報告書案」の素案を作成してください。その後、その素案を基に評価チーム会議①で検討し、「評価チーム報告書案」を作成してください。

(iii) 「評価チーム報告書案」の申請大学への送付および回答について

「評価チーム報告書案」は、本機構事務局から大学へ送付します。これに対し、大学から「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」(様式 5) が提出されますので、下記事項を確認します。

- ・各『中項目』における質問事項への回答
- ・各『中項目』における事実誤認の確認
- ・各『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項
- ・各『中項目』に関して、特に意見がある場合

* 「薬学教育評価管理システム」の活用について *

評価におけるセキュリティーの担保、作業時間の短縮、および情報の共有等を目的として、機構ホームページ内に「薬学教育評価管理システム」を導入しています。評価実施員および関係者は、指定の ID とパスワードを用い、作業等に活用することができます。

〈「薬学教育評価管理システム」の構成〉

- ・ホーム → 事務局からのお知らせ
- ・所見 → 書面調査での所見の入力
- ・評価チーム報告書案 → チーム内での作業の確認、主査による「評価チーム報告書案」(主査素案)の作成
- ・WEB 会議 → チーム内での意見交換、連絡事項等
- ・共有ファイル → データファイルの共有、評価の確認

使用方法の詳細については、評価実施員説明会にて別冊を配布し説明します。

4) 訪問調査

(1) 訪問調査の目的と概要

1. 目的

訪問調査は、書面調査の結果を補完して本評価の正確性を高めるために行うもので、書面調査では点検することができない各種の資料を閲覧し、大学関係者との面談と意見交換を行うことによって大学における薬学教育活動の実情を確認することを目的とします。

2. 概要

① 日程

10月中の2日間で実施します(原則として、前夜に現地入りします)。なお、5月中旬から本機構事務局が評価チームおよび大学と具体的な訪問日程の調整を開始します。

② 出席者

機構：評価チームと本機構事務局員が原則として出席します。なお、機構出席者名は訪問直前に大学に通知します。

大学：大学の長(学長、学部長、学科長)および自己点検・評価の責任者など質問に対して責任を持って回答できる教員と事務職員、若手教員および学生。

③ 主な内容

- ・ 大学関係者との意見交換
- ・ 若手教員との意見交換
- ・ 学生との面談
- ・ 授業および実務実習(外部施設も含む)の参観(事前に大学に連絡)
- ・ 施設・設備の見学(事前に大学と相談して決定)
- ・ 資料の閲覧(事前に大学に連絡)

(2) 訪問調査の事前準備

大学から提出された「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」に対する検討を兼ねた、評価チーム会議②を開催し、訪問時の閲覧資料や質問事項を決定します。

(3) 訪問調査の実施内容

1. スケジュール

スケジュールは評価チームおよび大学の都合を本機構事務局が調整して決定します。

① 訪問中の移動

機構出席者は、基本的に宿泊先から大学まで揃って移動します。

② 調査開始前に行う確認

大学から提供される控室で、機構出席者は「評価チーム報告書案」に基づき、次の点

について確認します。

- ・説明を求める質問内容
(例) 資料から得られた大学の特色、問題点、取り組み課題、将来計画
- ・質問の分担
- ・時間の関係で最優先する質問
- ・学生への質問内容

- ③ 大学の責任者(学長・学部長)および自己点検・評価の責任者などとの意見交換
意見交換に先立ち、評価チームの主査(あるいは副査)が訪問の趣旨を説明します。
ここでは、質問に対して明確な回答を得ることが重要です。問題点については、大学
がその原因をどうとらえ、今後どのような対応策をとろうとしているのかを確認しま
す。また、大学が当面取り組もうとしている課題や将来計画についても確認します。

注意事項

- ・個々の人物に対するコメントは、差し控えてください。
- ・評価実施員の所属する大学・学部と比較したコメントはしないでください。
- ・訪問調査後に行う作業(評価チーム報告書の完成など)に必要な情報を各自で適
宜メモを取っておいてください。

- ④ 昼食

昼食は、午前中の結果を基にした午後の調査についての打ち合わせも兼ね、原則とし
て機構出席者だけでとります。

- ⑤ 施設・設備の見学

基本的に評価チームが事前に指定した施設・設備を見学します。見学ツアーでは、大
学側担当者の案内に従って行動し、適宜質問します。また、施設を利用している学生
に直接質問することもできます。

- ⑥ 授業参観

事前に本機構事務局と大学とで参観する授業および実務実習について調整を行いま
す。評価チームの主査は、事前に参観を希望する授業および実務実習を本機構事務
局に連絡してください。

- ⑦ 若手教員との意見交換

若手教員を対象に意見交換を行います。教授、大学の職員は同席しません。

⑧ 学生との面談

学生（12名程度、学年、および男女の偏りが無いことを大学へ依頼）を対象に面談を行います。なお、大学の教職員は同席しません。

⑨ 「訪問時に閲覧を求める資料・データ等」の閲覧

評価チームは、「薬学教育評価機構の評価における訪問調査の際の追・再度試験を含む定期試験の問題と答案および成績記録の取り扱いについて」（IV. 資料【資料4】）に沿って、用意された試験の問題およびその答案等を閲覧します。

⑩ 訪問調査のまとめ（2日目）

評価チームの主査が、訪問調査への大学の協力に対する謝意を伝えます。最後に本機構事務局より大学に対して、評価委員会による「評価報告書（委員会案）」の作成と送付、および意見申立ての受付に至る、今後の評価スケジュールを説明し、訪問調査を終了します。

⑪ 訪問調査結果に関する打ち合わせ

訪問調査が終了した後、機構出席者は控室で訪問調査の結果に関する情報を共有します。

（4）訪問調査に伴う旅費について

本機構は、訪問調査に伴う評価実施員をはじめとする機構出席者の旅費を負担します。なお、交通機関・宿泊先等の手配は、本機構事務局が委託した旅行業者が行います。

5）訪問調査後の作業：評価チーム報告書の作成

訪問調査の終了後、主査は評価チーム会議③を招集します。そこで訪問調査により明らかとなった点を考慮し、評価チームで議論のうえ「評価チーム報告書案」（様式 16-1）を改訂して「評価チーム報告書」（様式 16-2）をまとめます。

（1）「総合評価」の記述について

- ① 適合認定は、「適合」、「不適合」、「評価継続」のいずれかを明記してください。
- ② 「総評」に、各『中項目』の評価内容を踏まえて、そのような総合評価となった根拠を記述してください。

（2）「評価チーム報告書」を、評価委員会に提出します。

6）評価報告書の作成

（1）「評価報告書（委員会案）」（様式 17）の作成

本機構事務局は、「評価チーム報告書」を評価委員へ送付します。評価委員は、「評価チーム報告書」を尊重しつつ、評価チーム間の評価レベルを調整し、評価委員会（主査を含む）を経て、「評価報告書（委員会案）」を作成、決定します。

(2) 意見の申立てから「評価報告書」の決定まで

① 「評価報告書（委員会案）」の大学への送付

1月上旬に「評価報告書（委員会案）」を大学へ送付し、「評価報告書（委員会案）」への「意見申立書」（様式10）を受付けます。

② 意見の採否

意見の採否を評価委員会（主査を含む）で審議し、その結果についての回答書と、改定が行われた場合は「評価報告書（委員会案）」の改定版を当該大学へ送付します。

③ 「評価報告書原案」の決定

評価委員会（主査を含む）は、「評価報告書（委員会案）」に基づき「評価報告書原案」を決定し、2月中旬に総合評価評議会に提出します。

④ 「評価報告書」の決定

総合評価評議会は「評価報告書原案」を審議し、「評価報告書」を決定します。

7) 評価結果の大学への通知と公表

評価結果は、理事長名をもって大学に通知されるとともに、本機構ホームページ上に公表します。また、文部科学省および厚生労働省へも報告します。

3. その他 注意事項

1) 評価者倫理の保持について（IV. 資料【資料5】【資料6】【資料7】）

本機構の評価事業に従事する評価者および本機構の事務局職員は、大学が提出した調書等の資料および作成中の評価資料を、評価以外の目的で使用したり外部に漏えいさせることがないように注意してください。秘密保持に関する機構「評価事業基本規則施行細則第5号 守秘義務に関する規則」【資料5】、「同第6号 薬学教育評価機構の大学評価に従事する評価者および本機構事務局職員倫理規則」【資料6】ならびに「個人情報保護に関する規則」【資料7】を参照してください。

2) 評価終了後の資料等の取り扱いについて

評価実施員は、本機構事務局から送付された大学に係る「調書」、「添付資料」など資料全てを年度末に「料金着払い」で本機構事務局に返送してください。評価委員および総合評価評議員においても同様に、基本的に評価に関係する資料・書類等は本機構事務局へ返却してください。また、評価者である評価実施員、評価委員および総合評価評議員は最終の評価が確定した段階で、当該評価作業に関する電子メールおよび添付ファイル等を削除してください。

3) 大学に連絡する場合の窓口について

評価の過程における大学に対する問い合わせ等については、本機構事務局の担当者が窓口になりますので、本機構事務局まで連絡してください。連絡先は21ページを参照のこと。

Ⅲ. 様 式

(様式1)

薬学教育評価申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

理事長 井上圭三 殿

大学名

代表者

印

貴機構の評価事業基本規則の趣旨を理解し、本学薬学部の6年制薬学教育プログラムの
評価を申請いたします。

薬学教育評価 提出資料一覧

大学名 _____

資料 No.	調書および必ず提出を要する資料	自由記入欄(当該中項目や基準 No. の控え)
一	自己点検・評価書(様式3)	
基	基礎資料1～15(様式4)	
1	薬学部パンフレット	1、2、8…
2	学生便覧	…
3	履修要綱	…
4	履修科目選択のオリエンテーション資料	…
5	シラバス	…
6	時間割表(1年分)	…
7	入学志望者に配布した学生募集要項	…

資料 No.	根拠となる資料・データ等(例示)	自由記入欄(当該中項目や基準 No. の控え)
8	〇〇大学薬学部規程集(p.10)	1、2、5、8、10
9	〇〇大学ホームページ(http://www.×.ac.jp) 教育研究上の目的	1、2、8、10、…
10	〇〇大学ホームページ(http://www.△.ac.jp) デイケアポリシー	理念、8、…
11	〇〇大学ホームページ(http://www.○.ac.jp) カリキュラムポリシー	理念、2、…
12	〇〇大学ホームページ(http://www.□.ac.jp) アドミッションポリシー	理念、7、…
13	平成〇年度早期体験学習報告書(p.6～18)	3、…
14	平成〇年度実務実習教員評価表	5、…
15	平成〇年度実務実習の手引き	5、…
16	平成〇年度実務実習	5、…
17	平成〇年度薬学入門Ⅰ問題解決型学習PBL報告書	5、…
18	…	…
…	…	…
…	…	…
…	…	…
…	…	…
…	…	…

自己点検・評価書

注意事項（斜体部分）は、作成時に削除してください。

(注意点)

- ・明朝体：10.5ポイント
- ・[現状]は『基準』ごとに1,000字程度で記述してください。
- ・根拠となる資料・データ等は、字数に含みません。
- ・[点検・評価]と[改善計画]は『中項目』ごとに記述してください。

平成〇〇年5月

〇〇大学薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称

■所在地

■大学の建学の精神および大学または学部の理念

■ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

■「自己点検・評価書」作成のプロセス

(自己点検・評価をどのような体制で、どのようにして行ったかを簡潔に記載してください。)

(例 示)

【自己点検・評価体制】

◇ 自己点検・評価委員会の設置と構成

○○○○・・・・

◇ 自己点検・評価 項目担当責任者

中項目 1 : ○○○○

中項目 2 : ○○○○

・

・

中項目 13 : ○○○○

◇ 自己点検・評価書の最終確認体制

○○○○・・・・

など

【薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）への対応】

(例 1 カリキュラムを新入生から順次改訂する場合)

平成 27 年度から、改訂モデル・コアカリキュラムを導入し、1 年生・2 年生は、改訂モデル・コアカリキュラムに対応したカリキュラムを実施した。3 年次以降は、旧カリキュラムを実施しており、・・・。

(例 2 全学年を対象にしてカリキュラムを一斉に改訂する場合)

平成 27 年度から、すべての学年において改訂モデル・コアカリキュラムに対応したカリキュラムを実施した。・・・

など

【自己点検・評価書作成の経緯】

◇ 自己点検・評価書作成のスケジュール

<平成 28 年>

4 月上旬：学部長を委員長として自己点検・評価委員会を設置

4 月中旬：自己点検・評価 項目担者の決定

5 月中旬：自己点検・評価委員会の開催（第一回会議）

● 作業についての説明

● 各担当委員にフォーマットの提示と発信（学務課から）

● ・・・

5 月下旬：自己点検・評価委員会（第二回会議）

● 各担当者から、各パートについての作業の進め方についての概略説明。

- 意見交換。問題点の抽出と整理、全学的な進め方の方針の確認と決定。
 (各教員、事務部署等に資料(エビデンス)の提出を求める等を決定)
- 7月中旬:教授総会において自己点検・評価の進捗状況報告と協力要請
- 9月中旬:平成28年5月1日現在でのドラフト初版完成(第三回会議)。
 (中間報告:用いるべきエビデンス・資料全てを準備完了)。
- 10月下旬:平成28年度自己点検・評価書(案)の完成(第四回会議)
- 10月から11月末:提出用資料に向けての調整作業(この間に第五回会議)
 (自己評価委員会(上部委員会)、法人との自己評価内容についての事前打合せ)
- 12月上旬:各教員、部署、各分担者に自己評価関連内容の作成と提出を依頼

<平成29年>

- 1月中旬:各教員、部署からの平成28年12月までのデータ、自己点検・評価書の提出
- 1月末:平成28年分(12月までの平成28年度データ含)自己点検・評価書(案)原稿の完成
 - CBT、OSCEの実施結果の取りまとめ(第六回会議)
 - 自己点検・評価委員会(法人を交え)において、最終原稿の確認
- 2月上旬:自己点検・評価委員会からのコメントに基づき、自己点検・評価書(案)の改訂
- 3月上旬:改訂版に基づき、外部評価者を加えて自己点検・評価委員会(第七回会議)の開催
- 3月中旬:自己点検・評価委員会からのコメントに基づき、自己点検・評価書(草案)の改訂
- 3月中旬:自己点検・評価書(草案)を薬学教育評価機構に提出
- 4月中旬:草案チェックの機構からのコメントに基づき、自己点検・評価書の改訂
- 5月10日:自己点検・評価書(正本)を薬学教育評価機構に提出

目 次

『教育研究上の目的』
1 教育研究上の目的	
[現状] (基準ごと)
[点検・評価]	} (中項目ごと)
[改善計画]	
『薬学教育カリキュラム』
2 カリキュラム編成	
[現状] (基準ごと)
[点検・評価]	} (中項目ごと)
[改善計画]	
3 医療人教育の基本的内容
[現状] (基準ごと)
[点検・評価]	} (中項目ごと)
[改善計画]	
4 薬学専門教育の内容	
[現状] (基準ごと)
[点検・評価]	} (中項目ごと)
[改善計画]	
5 実務実習	
[現状] (基準ごと)
[点検・評価]	} (中項目ごと)
[改善計画]	
6 問題解決能力の醸成のための教育	
[現状] (基準ごと)
[点検・評価]	} (中項目ごと)
[改善計画]	
『学生』
7 学生の受入	
[現状] (基準ごと)
[点検・評価]	} (中項目ごと)
[改善計画]	

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[現状] (基準ごと)
[点検・評価] } (中項目ごと)
[改善計画] }

9 学生の支援

[現状] (基準ごと)
[点検・評価] } (中項目ごと)
[改善計画] }

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

[現状] (基準ごと)
[点検・評価] } (中項目ごと)
[改善計画] }

『学習環境』

11 学習環境

[現状] (基準ごと)
[点検・評価] } (中項目ごと)
[改善計画] }

『外部対応』

12 社会との連携

[現状] (基準ごと)
[点検・評価] } (中項目ごと)
[改善計画] }

『点検』

13 自己点検・評価

[現状] (基準ごと)
[点検・評価] } (中項目ごと)
[改善計画] }

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

[点検・評価] (上記『基準』1-1の現状を踏まえて、教育研究上の目的を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

2 カリキュラム編成

[点検・評価] (上記『基準』2-1、2-2の現状を踏まえて、カリキュラム編成を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】 医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】 医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】 医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】 ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】 単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】 薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】 社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】 薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

- 【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。
- 【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。
- 【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。
- 【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

- 【観点 3-2-3-1】語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。
- 【観点 3-2-3-2】語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。
- 【観点 3-2-3-3】医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。
- 【観点 3-2-3-4】医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。
- 【観点 3-2-3-5】語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】 薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】 学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

[点検・評価] (上記『基準』3-1-1、3-2-1、3-2-2、3-2-3、3-3-1、3-3-2、3-4-1、3-5-1の現状を踏まえて、医療人教育の基本的内容を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適切に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】 薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】 大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『薬学教育カリキュラム』

4 薬学専門教育の内容

[点検・評価] (上記『基準』4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-2-1の現状を踏まえて、薬学専門教育の内容を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

- 【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。
- 【観点 5-1-1-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。
- 【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。
- 【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。
- 【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。
- 【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(5-2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

- 【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。
- 【観点 5-2-1-2】薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部の全教員が参画していることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】 学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】 学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】 遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】 実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

[現状]（根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。）

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

[現状]（根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。）

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『薬学教育カリキュラム』

5 実務実習

[点検・評価] (上記『基準』5-1-1、5-2-1、5-2-2、5-3-1、5-3-2、5-3-3、5-3-4、5-3-5、5-3-6の現状を踏まえて、実務実習を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】 卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】 卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】 卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】 問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】 参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】 問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】 卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『薬学教育カリキュラム』

6 問題解決能力の醸成のための教育

[点検・評価] (上記『基準』6-1-1、6-2-1の現状を踏まえて、問題解決能力の醸成のための教育を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

『 学生 』

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

- 【観点 7-1-1】 教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。
- 【観点 7-1-2】 入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。
- 【観点 7-1-3】 入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

- 【観点 7-2-1】 入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。
- 【観点 7-2-2】 入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。
- 【観点 7-2-3】 医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『 学 生 』

7 学生の受入

[点検・評価] (上記『基準』7-1、7-2、7-3の現状を踏まえて、学生の受入を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(8-2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準(進級に必要な修得単位数および成績内容)、留年の場合の取り扱い(再履修を要する科目の範囲)等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(8-3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】 学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】 学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】 教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】 総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『 学 生 』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[点検・評価] (上記『基準』8-1-1、8-2-1、8-2-2、8-3-1、8-3-2、8-3-3の現状を踏まえて、成績評価・進級・学士課程修了認定を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】 入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】 奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】 独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】 学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】 健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】 ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】 ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】 ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『 学 生 』

9 学生の支援

[点検・評価] (上記『基準』9-1-1、9-1-2、9-1-3、9-1-4、9-1-5、9-1-6、9-1-7、9-2-1の現状を踏まえて、学生の支援を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

【現状】（根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。）

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

【現状】（根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。）

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(10-2) 教育研究活動

【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 10-2-2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】 研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】 研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】 研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】 外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】 教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】 教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】 授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

(10-3) 職員組織

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】 教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】 教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】 教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

[点検・評価] (上記『基準』10-1-1、10-1-2、10-1-3、10-1-4、10-2-1、10-2-2、10-2-3、10-3-1の現状を踏まえて、教員組織・職員組織を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

『学習環境』

1 1 学習環境

【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 1 1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 1 1-2-2】教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 1 1-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『学習環境』

1 1 学習環境

[点検・評価] (上記『基準』11-1、11-2の現状を踏まえて、学習環境を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

『外部対応』

1 2 社会との連携

【基準 1 2-1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

- 【観点 1 2-1-1】 医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。
- 【観点 1 2-1-2】 地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。
- 【観点 1 2-1-3】 薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。
- 【観点 1 2-1-4】 地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。
- 【観点 1 2-1-5】 地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

【基準 1 2-2】

教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。

- 【観点 1 2-2-1】 英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。
- 【観点 1 2-2-2】 大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。
- 【観点 1 2-2-3】 留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

[現状] (根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。)

『外部対応』

1 2 社会との連携

[点検・評価] (上記『基準』12-1、12-2の現状を踏まえて、社会との連携を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

『点検』

13 自己点検・評価

【基準 13-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 13-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 13-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 13-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 13-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 13-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

【現状】（根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。）

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

【現状】（根拠資料・データのページ等を明記し、出典を明確にしてください。）

『点検』

13 自己点検・評価

[点検・評価] (上記『基準』13-1、13-2の現状を踏まえて、自己点検・評価を総合的に点検・評価し、優れた点や改善を要する点などを記述してください。)

[改善計画] (点検・評価を基に改善計画を具体的に記載してください。)

(様式4)

一般社団法人 薬学教育評価機構

(調 書)

薬学教育評価 基礎資料

(平成〇〇年5月1日現在)

〇〇大学薬学部

「基礎資料」作成上の注意事項

- 1 記述の対象となる年度が提示されていない場合は、自己点検・評価対象年度の5月1日現在の数値を記述してください。
平成29年度に第三者評価を受ける大学の場合は、自己点検・評価対象年度の平成28年5月1日となります。
- 2 記述に際し、各シートの[注]・脚注を確認し、作成してください。
- 3 各シートの表中の表記例は、消去して作成してください。また、各シートに付されている[注]・脚注は消去しないでください。
- 4 各表に記入する数値について小数点以下の端数が出る場合、特に指示のない限り小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで表示してください。
- 5 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述するか、欄外に大学独自の注をつけて説明を記してください。
- 6 提出形態について
 - ・基本的にA4判で作成してください。
 - ・表紙および目次を作成し、全体に通しページ番号を付してください。
 - ・両面印刷して、加除が可能な体裁でファイル綴じにした印刷物を提出してください。
 - ・カラー表記のあるページは、カラーで印刷してください。
 - ・PDFファイルに変換したデータを、「自己点検・評価書」と同じCD-Rに保存し、提出してください。

薬学教育評価 基礎資料

(目次)

	資料概要	ページ
基礎資料 1	学年別授業科目	
基礎資料 2	修学状況 2-1 在籍状況、 2-2 学生受入状況 2-3 学籍異動状況、 2-4 学士課程修了状況	
基礎資料 3	薬学教育モデル・コアカリキュラム等のSBOs に該当する科目	
基礎資料 4	カリキュラム・マップ	
基礎資料 5	語学教育の要素	
基礎資料 6	4年次の実務実習事前学習のスケジュール	
基礎資料 7	学生受入状況について（入学試験種類別）	
基礎資料 8	教員・職員の数	
基礎資料 9	専任教員の構成	
基礎資料10	教員の教育担当状況（担当する授業科目と担当時間）	
基礎資料11	卒業研究の配属状況および研究室の広さ	
基礎資料12	講義室等の数と面積	
基礎資料13	学生閲覧室等の規模	
基礎資料14	図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況	
基礎資料15	専任教員の教育および研究活動の業績	

(基礎資料1-1) 学年別授業科目

	1 年 次								
	科目名	前期・後期	1クラスあたりの人数	開講クラス数	履修者数	授業方法			単位数
教養教育・語学教育	(択) 基礎化学A, B 一般化学	前期	30-90	1	45	コ	S	■	1.5
		前期・後期	120	2	120	コ			1.5
薬学専門教育									
実習									
演習									
単位数の合計						(必須科目)			
						(選択科目)			
						合計			

(凡例)

講義=コ PBL/SGD=S ○○○=■

- [注] 1 教養教育・語学教育は、基本的に履修者がいる科目について記入してください。
2 下記の「科目の識別」にそって、該当する科目に「色」を付してください。

「科目の識別」

	ヒューマンズム教育・医療倫理教育
	教養教育科目
	語学教育科目
	医療安全教育科目
	生涯学習の意欲醸成科目
	コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための科目

- 3 選択科目については、頭に「(択)」と記してください。
4 実習は1組(実習グループ)の人数を記入してください。
5 表には下の「授業方法」の表記にそって、主な方法を最大3種類まで記入してください。下記の2つ以外は、大学独自で凡例を設定して作成してください。

「授業方法」の表記：講義=コ、 PBL/SGD=S

- 6 行は適宜加除し、記入してください。

(基礎資料1-7) 学年別授業科目

(基礎資料1-1)から(基礎資料1-6)までの結果から下記の(1)および(2)を記入してください。

(1) 下表の「合計科目数」および「単位数」を記入してください。

科目の識別	合計科目数	合計単位数
ヒューマニズム教育・医療倫理教育		
教養教育科目		
語学教育科目		
医療安全教育科目		
生涯学習の意欲醸成科目		
コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための科目		

(2) 学年別授業科目の表から前期と後期の単位数を合算して記入してください。

学 年	単位数		
	必須科目	選択科目	合計
1 年 次			
2 年 次			
3 年 次			
4 年 次			
5 年 次			
6 年 次			
合計			

(基礎資料2-1) 評価実施年度における学年別在籍状況

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
入学年度の入学定員 ¹⁾						
入学時の学生数 ²⁾	A					
在籍学生数 ³⁾	B					
過年度在籍者数 ⁴⁾	留年による者	C				
	休学による者	D				
編入学などによる在籍者数	E					
ストレート在籍者数 ⁵⁾	F					
ストレート在籍率 ⁶⁾	F/A					
過年度在籍率 ⁷⁾	(C+D)/B					

- 1) 各学年が入学した年度の入学者選抜で設定されていた入学定員を記載してください。
- 2) 当該学年が入学した時点での実入学者数を記載してください。
- 3) 評価実施年度の5月1日現在における各学年の在籍学生数を記載してください。
- 4) 過年度在籍者数を「留年による者」と「休学による者」に分けて記載してください。休学と留年が重複する学生は留年者に算入してください。
- 5) (在籍学生数) - [(過年度在籍者数) + (編入学などによる在籍者数)] を記載してください。
ストレート在籍者数 {B-(C+D+E)}
- 6) (ストレート在籍者数) / (入学時の学生数) の値を小数点以下第2位まで記載してください。
- 7) (過年度在籍者数) / (在籍学生数) の値を小数点以下第2位まで記載してください。

(基礎資料2-2) 直近6年間の学生受入状況

入学年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	平均値 ⁵⁾
入学定員	A						/
実入学者数 ¹⁾	B						
入学定員充足率 ²⁾	B/A						/
編入学定員							
編入学者数 ³⁾	C+D+E						/
編入学した学年 別の内数 ⁴⁾	2年次 C						
	3年次 D						
	4年次 E						

- 1) 各年度の実入学者数として、当該年の5月1日に在籍していた新入生数を記載してください。
- 2) 各年度の実入学者数をその年度の入学定員で除した数値(小数点以下第2位まで)を記載してください。
- 3) その年度に受け入れた編入学者(転学部、転学科などを含む)の合計数を記載してください。
- 4) 編入学者数の編入学受け入れ学年別の内数を記入してください。
- 5) 6年間の平均値を人数については整数で、充足率については小数点以下第2位まで記入してください。

(基礎資料2-3) 評価実施年度の直近5年間における学年別の学籍異動状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 ³⁾					
2年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 ³⁾					
3年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 ³⁾					
4年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 ³⁾					
5年次	在籍者数 ¹⁾					
	休学者数 ²⁾					
	退学者数 ²⁾					
	留年者数 ²⁾					
	進級率 ³⁾					

1) 在籍者数は、当該年度当初(4月1日)における1年次から5年次に在籍していた学生数を記載してください。

2) 休学者数、退学者数、留年者数については、各年度の年度末に、それぞれの学年から次の学年に進級できなかった学生数を、その理由となった事象に分けて記載してください。
ただし、同一学生に複数の事象が発生した場合は、後の事象だけに算入してください。
なお、前期に休学して後期から復学した学生については、進級できなかった場合は休学として算入し、進級した場合は算入しないでください。

3) 進級率は、次式で計算した結果を、小数点以下第2位まで記入してください。

$$\{(\text{在籍者数}) - (\text{休学者数} + \text{退学者数} + \text{留年者数})\} / (\text{在籍者数})$$

(基礎資料2-4) 評価実施年度の直近5年間における学士課程修了(卒業)状況の実態

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
卒業判定時(年度末)の在籍学生数 ¹⁾ A					
学士課程修了(卒業)者数 B					
卒業率 ²⁾ B/A					
卒業までに要した 在学期間別の 内訳 ³⁾	6年				
	7年				
	8年				
	9年以上				
入学時の学生数(実入学者数) ⁴⁾ D					
ストレート卒業率 ⁵⁾ C/D					

1) 9月卒業などの卒業延期生、休退学者を除いた数字を記載してください。

2) 卒業率 = (学士課程修了者数) / (6年次の在籍者数) の値 (B/A) を小数点以下第2位まで記載してください。

3) 「編入学者を除いた卒業者数」の内訳を卒業までに要した期間別に記載してください。

4) それぞれの年度の6年次学生(C)が入学した年度の実入学者数(編入学者を除く)を記載してください。

5) ストレート卒業率 = (卒業までに要した在学期間が6年間の学生数) / (入学時の学生数) の値 (C/D) を、小数点以下第2位まで記載してください。

(基礎資料 3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsに該当する科目

- [注] 1 薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsに該当する科目名を実施学年の欄に記入してください。
 2 同じ科目名が連続する場合はセルを結合して記入することもできます。

薬学教育モデル・コアカリキュラム (SBOs)	該当科目					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
A 全学年を通して：ヒューマニズムについて学ぶ						
(1) 生と死						
【生命の尊厳】						
1) 人の誕生、成長、加齢、死の意味を考察し、討議する。(知識・態度)						
2) 誕生に関わる倫理的問題(生殖技術、クローン技術、出生前診断など)の概略と問題点を説明できる。						
3) 医療に関わる倫理的問題を列挙し、その概略と問題点を説明できる。						
4) 死に関わる倫理的問題(安楽死、尊厳死、脳死など)の概略と問題点を説明できる。						
5) 自らの体験を通して、生命の尊さと医療の関わりについて討議する。(態度)						
【医療の目的】						
1) 予防、治療、延命、QOLについて説明できる。						
【先進医療と生命倫理】						
1) 医療の進歩(遺伝子診断、遺伝子治療、移植・再生医療、難病治療など)に伴う生命観の変遷を概説できる。						
(2) 医療の担い手としてのこころ構え						
【社会の期待】						
1) 医療の担い手として、社会のニーズに常に目を向ける。(態度)						
2) 医療の担い手として、社会のニーズに対応する方法を提案する。(知識・態度)						
3) 医療の担い手にふさわしい態度を示す。(態度)						
【医療行為に関わるこころ構え】						
1) ヘルシンキ宣言の内容を概説できる。						
2) 医療の担い手が守るべき倫理規範を説明できる。						
3) インフォームド・コンセントの定義と必要性を説明できる。						
4) 患者の基本的権利と自己決定権を尊重する。(態度)						
5) 医療事故回避の重要性を自らの言葉で表す。(態度)						
【研究活動に求められるこころ構え】						
1) 研究に必要な独創的考え方、能力を醸成する。						
2) 研究者に求められる自立した態度を身につける。(態度)						
3) 他の研究者の意見を理解し、討論する能力を身につける。(態度)						

(基礎資料 3-2) 実務実習モデル・コアカリキュラムのSBOsに該当する科目

- [注] 1 実務実習モデル・コアカリキュラムのSBOsに該当する科目名または実習項目名を実施学年の欄に記入してください。
- 2 同じ科目名・項目名が連続する場合はセルを結合して記入することもできます。
- 3 「(7)の事前学習のまとめ」において大学でSBOsの設定がある場合は、記入してください。必要ならば、行を適宜追加してください。

	該当科目		
	3年	4年	5年
実務実習モデル・コアカリキュラム (実務実習事前学習) SBOs			
D 実務実習教育			
(1) 実務実習事前学習			
(1) 事前学習を始めるにあたって			
《薬剤師業務に注目する》			
1.	医療における薬剤師の使命や倫理などについて概説できる。		
2.	医療の現状をふまえて、薬剤師の位置づけと役割、保険調剤について概説できる。		
3.	薬剤師が行う業務が患者本位のファーマシューティカルケアの概念にそったものであることについて討議する。(態度)		
《チーム医療に注目する》			
4.	医療チームの構成や各構成員の役割、連携と責任体制を説明できる。		
5.	チーム医療における薬剤師の役割を説明できる。		
6.	自分の能力や責任範囲の限界と他の医療従事者との連携について討議する。(態度)		
《医薬分業に注目する》			
7.	医薬分業の仕組みと意義を概説できる。		
(2) 処方せんと調剤			
《処方せんの基礎》			
1.	処方せんの法的位置づけと機能について説明できる。		
2.	処方オーダーリングシステムを概説できる。		
3.	処方せんの種類、特徴、必要記載事項について説明できる。		
4.	調剤を法的根拠に基づいて説明できる。		
5.	代表的な処方せん例の監査における注意点を説明できる。(知識・技能)		
6.	不適切な処方せんの処置について説明できる。		
《医薬品の用法・用量》			
7.	代表的な医薬品の用法・用量および投与計画について説明できる。		
8.	患者に適した剤形を選択できる。(知識・技能)		
9.	患者の特性(新生児、小児、高齢者、妊婦など)に適した用法・用量について説明できる。		
10.	患者の特性に適した用量を計算できる。(技能)		
11.	病態(腎、肝疾患など)に適した用量設定について説明できる。		

(基礎資料 3-3) 平成25年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsに該当する科目

- [注] 1 平成25年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsに該当する科目名を実施学年の欄に記入してください。
 2 同じ科目名が連続する場合はセルを結合して記入することもできます。

平成25年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラム (SBOs)	該当科目					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
A 基本事項						
(1) 薬剤師の使命						
【①医療人として】						
1) 常に患者・生活者の視点に立ち、医療の担い手としてふさわしい態度で行動する。(態度)						
2) 患者・生活者の健康の回復と維持に積極的に貢献することへの責任感を持つ。(態度)						
3) チーム医療や地域保健・医療・福祉を担う一員としての責任を自覚し行動する。(態度)						
4) 患者・患者家族・生活者が求める医療人について、自らの考えを述べる。(知識・態度)						
5) 生と死を通して、生きる意味や役割について、自らの考えを述べる。(知識・態度)						
6) 一人の人間として、自分が生きている意味や役割を問い直し、自らの考えを述べる。(知識・態度)						
7) 様々な死生観、価値観、信念等を受容することの重要性について、自らの言葉で説明する。(知識・態度)						
【②薬剤師が果たすべき役割】						
1) 患者・生活者のために薬剤師が果たすべき役割を自覚する。(態度)						
2) 薬剤師の活動分野(医療機関、薬局、製薬企業、衛生行政等)と社会における役割について説明できる。						
3) 医薬品の適正使用における薬剤師の役割とファーマシューティカルケアについて説明できる。						
4) 医薬品の効果が確率的であることを説明できる。						
5) 医薬品の創製(研究開発、生産等)における薬剤師の役割について説明できる。						
6) 健康管理、疾病予防、セルフメディケーション及び公衆衛生における薬剤師の役割について説明できる。						
7) 薬物乱用防止、自殺防止における薬剤師の役割について説明できる。						
8) 現代社会が抱える課題(少子・超高齢社会等)に対して、薬剤師が果たすべき役割を提案する。(知識・態度)						
【③患者安全と薬害の防止】						
1) 医薬品のリスクを認識し、患者を守る責任と義務を自覚する。(態度)						
2) WHOによる患者安全の考え方について概説できる。						
3) 医療に関するリスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を説明できる。						
4) 医薬品に関わる代表的な医療過誤やインシデントの事例を列挙し、その原因と防止策を説明できる。						
5) 重篤な副作用の例について、患者や家族の苦痛を理解し、これらを回避するための手段を討議する。(知識・態度)						
6) 代表的な薬害の例(サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジン等)について、その原因と社会的背景及びその後の対応を説明できる。						
7) 代表的な薬害について、患者や家族の苦痛を理解し、これらを回避するための手段を討議する。(知識・態度)						
【④薬学の歴史と未来】						
1) 薬学の歴史的な流れと医療において薬学が果たしてきた役割について説明できる。						
2) 薬物療法の歴史と、人類に与えてきた影響について説明できる。						

(基礎資料4) カリキュラム・マップ

- [注] 1 カリキュラム・マップは、ディプロマ・ポリシーあるいは、求める資質への到達経路を学生に理解させるよう示すものです。
- 2 評価対象年度に実施したカリキュラムに対応したカリキュラム・マップを記載して下さい。

(基礎資料5) 語学教育の要素 (例示)

科目名	開講年次	要素			
		読み	書き	聞く	話す
英語 1	1	○	○		
薬学英語 1	1	○			
薬学英語 2	2	○	○		
化学英語	4, 6	○			
英語会話	1			○	○
英語プレゼン	2, 5			○	○
ドイツ語 1	1	○			

[注] 要素欄の該当するものに○印をお付けください。

(基礎資料6) 4年次の実務実習事前学習のスケジュール

平成〇年〇月							
(週)	(曜日)	(日)	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
第1週	月						
	火	1日	S101講義	S102講義			
	水	2日	S103講義	S104講義			
	木	3日	S201講義	S202講義・演習	S106演習	S106演習	
	金	4日	S505演習	S505演習			
第2週	月	5日	祝日				
	火						
	水						
	木						
	金						
第3週	月						
	火						
	水						
	木						
	金						
第4週	月						
	火						
	水						
	木						
	金						
第5週	月						
	火						
	水						
	木						
	金						

- [注]
- 1 4年次の実務実習事前学習のスケジュールを例示に従い、実務実習モデル・コアカリキュラムの「学習方略」で用いられているLS番号（主となる）と学習方法を記入してください。表は月ごとに作成し、シートが足りない場合はシートをコピーして適宜追加し、作成してください。
 - 2 大学行事、祭日等は、簡潔に記入してください。（例示：学祭、OSCE、予備日、祝日）
 - 3 上記1の内容が記載されていれば、大学独自の様式の表を提出することができます。

(基礎資料7) 学生受入状況について(入学試験種類別)

学部	学科名	入試の種類	年度							募集定員数に対する 入学者数の比率 (6年間の平均)
			平成24年度入試 (23年度実施)	平成25年度入試 (24年度実施)	平成26年度入試 (25年度実施)	平成27年度入試 (26年度実施)	平成28年度入試 (27年度実施)	平成29年度入試 (28年度実施)		
薬学部	薬学	一般入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
		大学入試センター 入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
		〇 A〇入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
		〇 附属校推薦入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
		指定校推薦入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
		公募推薦入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
		社会人入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
		留学生入試	受験者数							
			合格者数							
			入学者数(A)							
			募集定員数(B)							
		A/B*100(%)								
帰国生徒入試	受験者数									
	合格者数									
	入学者数(A)									
	募集定員数(B)									
A/B*100(%)										
	受験者数									
	合格者数									
	入学者数(A)									
	募集定員数(B)									
A/B*100(%)										
学 科 計	受験者数									
	合格者数									
	入学者数(A)									
	募集定員数(B)									
A/B*100(%)										
編(転)入試験	受験者数									
	合格者数									
	入学者数(A)									
	募集定員数(B)									
A/B*100(%)										

- [注] 1 実施している全種類の入試が網羅されるように「入試の種類」の名称を記入し、適宜欄を設けて記入してください。
 なお、該当しない入試方法の欄は削除してください。
- 2 入試の種類ごとに「募集定員数(B)に対する入学者数(A)」の割合 $[A/B*100(\%)]$ を算出してください。
- 3 「留学生入試」に交換留学生は含めないでください。
- 4 各入学(募集)定員が若干名の場合は「若干名」と記入してください。
- 5 6年制が複数学科で構成されている場合は、「学部合計」欄を設けて記入してください。
- 6 薬科学科との一括入試の場合は、欄外に「(備考)〇年次に・・・・・・を基に学科を決定する。なお、薬学科の定員は△△△名」と注を記入してください。

(基礎資料8) 教員・職員の数 (例示)

表1. 大学設置基準(別表第1)の対象となる薬学科(6年制)の専任教員

教授	准教授	専任講師	助教	合計	基準数 ¹⁾
18名	15名	3名	10名	46名	28名
上記における臨床実務経験を有する者の内数					
教授	准教授	専任講師	助教	合計	必要数 ²⁾
3名	2名	2名	0名	7名	5名

1) 大学設置基準第13条別表第1のイ(表1)及び備考4に基づく数

2) 上記基準数の6分の1(大学設置基準第13条別表第1のイ備考10)に相当する数

表2. 薬学科(6年制)の教育研究に携わっている表1. 以外の薬学部教員

助手 ¹⁾	兼任教員 ²⁾
8名	5名

1) 学校教育法第92条⑨による教員として大学設置基準第10条2の教育業務及び研究に携わる者

2) 4年制学科を併設する薬学部で、薬学科の専門教育を担当する4年制学科の専任教員

表3. 演習、実習、実験などの補助に当たる教員以外の者

TA	SA	その他 ¹⁾	合計
0名	18名	0名	18名

1) 実習などの補助を担当する臨時、契約職員など。

表4. 薬学部専任の職員

事務職員	技能職員 ¹⁾	その他 ²⁾	合計
8名	3名	2名	13名

1) 薬用植物園や実験動物の管理、電気施設など保守管理に携わる職員

2) 司書、保健・看護職員など

(基礎資料9) 専任教員(基礎資料8の表1)の年齢構成(例示)

	教授	准教授	専任講師	助教	合計	比率
70代	0名	0名	0名	0名	0名	0%
60代	5名	0名	0名	0名	5名	10.9%
50代	10名	2名	0名	0名	12名	26.1%
40代	3名	11名	0名	1名	14名	30.4%
30代	0名	3名	3名	8名	14名	30.4%
20代	0名	0名	0名	1名	1名	2.2%
合計	18名	15名	3名	10名	46名	100.0%

専任教員の定年年齢:(65 歳)

(参考資料) 専任教員(基礎資料8の表1)の男女構成(例示)

	教授	准教授	専任講師	助教	合計	比率
男性	15名	13名	1名	6名	35名	76.1%
女性	3名	2名	2名	4名	11名	23.9%

(基礎資料10) 教員の教育担当状況 (例示)

表1. 薬学科(6年制)専任教員(基礎資料8の表1)が担当する授業科目と担当時間

学科 ¹⁾	職名 ²⁾	氏名	年齢	性別	学位称号	現職就任年月日	授業担当科目 ³⁾	授業時間 ⁴⁾	年間で平均した週当たり授業時間 ⁵⁾
薬学科 (○○薬科学科)	教授	○○○○	57	男	博(薬)	1991.4.1	○○論	22.50	0.75
							○○学	22.50	0.75
							△△演習 I	4.50	0.15
							□□□学実習	45.00	1.50
授業担当時間の合計							94.50	3.15	
薬学科	准教授 (実務)	◇◇◇◇	41	男	博(薬)	1995.4.1	○○学	22.50	0.75
							○○演習	11.25	0.38
							実務実習事前学習 I	22.50	0.75
							実務実習事前学習 II	90.00	3.00
授業担当時間の合計							146.25	4.88	
薬学科	助教	◇◇◇◇	32	女	博(薬)	2009.4.1	○○学	3.00	0.10
							○○演習	4.50	0.15
							○○特講	1.50	0.05
							□□□□実習	45.00	1.50
授業担当時間の合計							54.00	1.80	

1) 薬学科(6年制)専任教員のみが対象ですが、2学科制薬学部で4年制学科の兼任教員となっている場合は(兼任学科名)を付記してください。

2) 臨床における実務経験を有する専任教員には、職名に(実務)と付記してください。

3) 「授業担当科目」には、「卒業研究」の指導を除く全ての授業担当科目(兼任学科の科目も含む)を記入し、実習科目は科目名の右欄に◎を付してください。

4) 「授業時間」には、当該教員がその科目で行う延べ授業時間を時間を、以下に従ってご記入ください。

※講義科目は時間割から計算される実際の時間数(1コマ90分の授業15回担当すれば、 $90 \times 15 \div 60 = 22.5$ 時間)を記入します。

※複数教員で分担している場合は授業回数をもとに同一科目を反復開講している場合は授業時間数に反復回数を乗じます。

※実習科目では、同一科目を複数教員(例えば、教授1名と助教、助手2名)が担当している場合も、常時共同で指導している場合は分担当としません。

5) 「年間で平均した週当たり授業時間」には、総授業時間を「30」(授業が実施される1年間の基準週数)で除した値を記入してください。開講する週数が30週ではない大学でも、大学間の比較ができるよう「30」で除してください。

(基礎資料10) 教員の教育担当状況 (続) (例示)

表2. 助手(基礎資料8の表2)の教育担当状況

学科	職名	氏名	年齢	性別	学位	就任年月日	授業担当科目		総授業時間	年間で平均した週当たり授業時間
薬学科	助手	○○○○	31	女	修(薬)	2010. 4. 1	□□□学実習	◎	45.00	1.50
							実務実習事前学習Ⅱ	◎	90.00	3.00
薬学科	助手	○○○○	27	男	薬学士	2015. 4. 1	○○○学実習	◎	45.00	1.50

[注] 担当時間数などの記入について表1の脚注に倣ってください。助手については、「授業担当時間の合計」の算出は不要です。

表3. 兼任教員(基礎資料8の表2)が担当する薬学科(6年制)の専門科目と担当時間

学科	職名	氏名	年齢	性別	学位	現職就任年月日	授業担当科目		総授業時間	年間で平均した週当たり授業時間
○○薬科学科	教授	○○○○	57	男	博(薬)	1991. 4. 1	○○○論		22.50	0.75
							○○○○学		7.50	0.25
○○薬科学科	准教授	◇◇◇◇	41	女	博(理)	2012. 4. 1	○○○○論		22.50	0.75

[注] 担当時間数などの記入について表1の脚注に倣ってください。兼任教員については、「授業担当時間の合計」の算出は不要です。

(基礎資料11) 卒業研究の配属状況および研究室の広さ

年生の在籍学生数 名

年生の在籍学生数 名

年生の在籍学生数 名

	配属講座など	指導教員数	年生 配属学生数	年生 配属学生数	年生 配属学生数	合計	卒業研究を実施する 研究室の面積 (m ²)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
	合 計						

- [注] 1 卒業研究を実施している学年にあわせ、欄を増減して作成してください。
 2 指導教員数には担当する教員（助手を含む）の数を記入してください。
 3 講座制をとっていない大学は、配属講座名を適宜変更して作成してください。

(基礎資料12-1) 薬学科の教育に使用する施設の状況 (例示)

施設 ¹⁾	座席数	室数	収容人員合計	備考
講義室・ 演習室 ²⁾	大講義室	2	550	1室は講堂で300席
	中講義室	10	1100	5室は可動機で120席まで可能
	小講義室	10	600	全て可動機
	小グループ演習室	6	120~180	可動機で収容人数は可変。無線LAN設備
	コンピューター演習室 ^{*1)}	2	240	CBTにも使用
実習室	化学系実習室	3	240	基礎化学、物理・分析系実習で使用
	生物系実習室	3	240	基礎生物、薬理・生理系実習で使用
	医療系(事前学習)実習室	4	160	模擬薬局、病室各1室を含む
自習室等	自習室	2	80	自習室は他に図書館にもある(基礎資料13)
	ラウンジ(開放スペース) ^{*2)}	5	150	無線LAN設置
薬用植物園	※以下の概要を任意の様式で記載してください。 1) 設置場所(薬学部キャンパス内か別キャンパスか) 2) 施設の構成と規模 3) 栽培している植物種の数 4) その他の特記事項			

[注] *1 コンピューター演習室の座席数は学生が使用する端末数としてください。

*2 学生が自習などの目的で自由に利用できる開放スペースがあれば記載してください。

- 1) 総合大学では薬学部の教育で使用している講義室、演習室、実習室などを対象にしてください。
- 2) 講義室・演習室には収容人数による適当な区分を設け、同じ区分での座席数の範囲を示してください。
また、固定席か可変席か、その他特記すべき施設などを、例示を参考にし備考欄に記入してください。

(基礎資料12-2) 卒業研究などに使用する施設 (例示)

表1. 講座・研究室の施設

施設名 ¹⁾	面積 ²⁾	収容人員 ³⁾	室数 ⁴⁾	備考
教員個室 (教授室など)	35 m ²	1人	25	個室は教授・准教授のみ、講師以下は実験・研究室にデスクがある。
実験室・研究室 (大) ²⁾	85 m ²	15人	25	
実験室・研究室 (小) ²⁾	45 m ²	8人	25	
セミナー室	50 m ²	50人	5	各階に1室 (共用)
共用機器室	45 m ²	0人	10	各階に2室 (共有)

- 1) 講座・研究室が占有する施設 (隣接する2～3講座で共用する施設を含む) を記載してください。
- ※上記の施設名は参考のための例示です。例示を参考にして、貴学で使用されている名称をご記入ください。
- 2) 同じ区分の部屋で面積に若干の違いがある場合、面積には平均値をご記入ください。
- 3) 1室当たりの収容人数をご記入ください。同じ区分の部屋で若干の違いがある場合は平均値をご記入ください。
- 4) 薬学科の卒業研究を担当する講座・研究室が占有する部屋の合計数をご記入ください。(ひとつの講座・研究室当たりの数ではありません)

表2. 学部で共用する実験施設

施設の区分 ¹⁾	室数	施設の内容
大型測定器室	5	高分解能NMR室、質量分析器室、シーケンサ室、その他の大型機器室 (○室)
実験動物施設	15	一般飼育室 (10室)、特殊動物 (感染、無菌、無菌、遺伝子組換え) 飼育室 (3室)
RI実験施設	5	低レベル実験室 (3室)、RI保管庫、RI廃棄物庫
その他の施設 ²⁾		

- 1) 例示のように、大まかな用途による区分を設け、各区分に含まれる室数と施設の内容を例示のように列記してください。(面積などは不要です)
- 2) 例示以外の実験施設 (例えば、培養室など) があれば追加してください。

(基礎資料13) 学生閲覧室等の規模

図書室(館)の名称	学生閲覧室 座席数(A)	学生収容 定員数(B) ¹⁾	収容定員に対する 座席数の割合(%) $A/B * 100$	その他の 自習室の名称	その他の 自習室の座席数	その他の 自習室の整備状況 ²⁾	備考 ³⁾
中央図書館							
〇〇図書室							
計							

1) 「学生収容定員数(B)」欄には、当該施設を利用してしている全ての学部・大学院学生等を合計した学生収容定員数を記入してください。

2) 「その他の自習室の整備状況」欄には情報処理端末をいくつ設置しているか等を記載してください。

3) 「備考」欄には「学生収容定員(B)」の内訳を、学部・大学院等ごとに記入してください。

(基礎資料14) 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況

図書館の名称	図書の冊数		定期刊行物の種類		視聴覚資料の 所蔵数 (点数) ²⁾	電子ジャー ナルの種類 ³⁾ (種類)	過去3年間の図書受け入れ状況			備 考
	図書の全冊数	開架図書の 冊数(内) ¹⁾	内国書	外国書			平成 年度	平成 年度	平成 年度	
中央図書館										
〇〇図書室										
計										

[注] 雑誌等ですでに製本済みのものは図書の冊数に加えても結構です。

- 1) 開架図書の冊数(内)は、図書の全冊数のうち何冊かを記入してください。
- 2) 視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD、映画フィルム、CD-ROM等を含め、所蔵数については、タイトル数を記載してください。
- 3) 電子ジャーナルが中央図書館で集中管理されている場合は、中央図書館にのみ数値を記入し、備考欄にその旨を注記してください。

(基礎資料15) 専任教員の教育および研究活動の業績

教育および研究活動の業績一覧			
大学名	講座名	職名	氏名
I 教育活動			
教育実践上の主な業績		年 月 日	概 要
1 教育内容・方法の工夫 (授業評価等を含む)			
2 作成した教科書、教材、参考書			
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等			
4 その他教育活動上特記すべき事項 (FDを含む)			
II 研究活動			
1. 著書・論文等の名称	単著・ 共著の別	発行または発表の 年月(西暦でも可)	発行所、発表雑誌 (巻・号数)等の名称
(著書) ○○○○	単著	平成○年○月	△△社
(著書) ○○○○	共著	平成○年○月	△△△出版
(論文) ○○○○○○○○	単著	平成○年○月	△△△学会誌(第10巻第2号)
(論文) ○○○○○○○○	単著	同 年○月	Journal of △△ vol.21 No.3
(論文) ○○○○○○○○	共著	平成○年○月	『△△研究』△△出版
2. 学会発表(評価対象年度のみ)		発表年・月	学会名
(演題名) ○○○○			
(演題名) ○○○○			
III 学会および社会における主な活動			
平成○年○月～平成○年○月	震災復旧ボランティア活動		
	学会主催		
	○○学会論文審査員		
	薬害防止活動		

- [注] 1 各教員ごとに最近6年間の教育活動、研究活動、学会等および社会活動について作成してください。
 2 基本的に同様の内容であれば、大学独自の様式で作成した業績一覧を提出することができます。
 3 「I 教育活動」は、各項目ごとに年月日順に記入してください。
 4 「II 研究活動」は、最近6年間の代表的な著書・論文等、5つを記入してください。
 5 「III 学会および社会における主な活動」は、就任年月日順に記入してください。

「評価チーム報告書案」に対する確認

および

質問事項への回答

評価対象大学名 _____

(作成日 平成 年 月 日)

記述上の留意点

1. 「質問事項への回答」の記述について

「評価チーム報告書案」の各中項目の「質問事項」を転記し、その回答を記述してください。その際、その根拠となる資料・データ等を、次の表記例のとおり必ず記述してください。既に提出いただいている「添付資料」は、蛍光ペンの黄色を付してください。根拠資料・データ等がない場合は作成いただき、「追加資料」として本回答用紙とともに提出してください。「追加資料」に関しましては、本ハンドブックⅡ-1.の3.2)(3)「添付資料」の収集と整理の方法に従ってご作成下さい。

(表記例)

1 教育研究上の目的

■ 本中項目における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

○○○○○○○・・。

回 答

○○○○○○○・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料 1 「○○○…」、p. 25、△行目)

2) 質問事項 (転記)

○○○○○○○・・。

回 答

○○○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料 9 「○○○…」、p. 25、×行目)

3) 質問事項 (転記)

○○○○○○○・・。

回 答

○○○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料 18 「○○○…」、p. 12、△行目)

2. 評価チーム報告書案について、以下の事項を確認し、必要に応じて記述して下さい。

- 各中項目における事実誤認の確認
- 各中項目において、調書等の提出後に変更が生じている事項
- 各中項目に関して、特に意見がありましたらお書きください

記述に際しては、「自己点検・評価書」の該当ページおよび行数、指摘事項を箇条書きで明記し、必要な場合は根拠資料・データ等を付してください。

教育研究上の目的

1 教育研究上の目的

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

薬学教育カリキュラム

2 カリキュラム編成

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

3 医療人教育の基本的内容

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

4 薬学専門教育の内容

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

5 実務実習

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

6 問題解決能力の醸成のための教育

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

7 学生

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

9 学生の支援

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

10 教員組織・職員組織

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

1 1 学習環境

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

1 2 社会との連携

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項 (転記)

回 答

2) 質問事項 (転記)

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

13 自己点検・評価

■ 本『中項目』における質問事項への回答

1) 質問事項（転記）

回 答

2) 質問事項（転記）

回 答

■ 本『中項目』における事実誤認の確認

■ 本『中項目』において、調書等の提出後に変更が生じている事項

■ 本『中項目』に関して、特に意見がありましたらお書きください

訪問調査時のスケジュール (例示)

(大学名) _____

	時 間	内 容	会 場
1 日 目	9:00	機構側出席者の到着	控室 (〇号講義室)
	9:05~9:30 (25分)	①評価者事前打ち合わせ	控室 (〇号講義室)
	9:30~11:30 (120分)	②資料 (試験問題・答案等) の閲覧	控室 (〇号講義室)
	11:30~12:30 (60分)	昼食 (機構出席者のみで)	控室 (〇号講義室)
	12:30~14:30 (120分)	③大学関係者との意見交換	〇〇会議室
	14:30~14:40 (10分)	休憩	控室 (〇号講義室)
	14:40~16:10 (90分)	④施設見学および授業参観	
	16:10~17:10 (60分)	⑤若手教員との意見交換	〇〇会議室
	17:10	1日目終了	

	時 間	内 容	会 場
2 日 目	9:00	機構側出席者の到着	控室 (〇号講義室)
	9:05~9:30 (25分)	①評価者事前打ち合わせ	控室 (〇号講義室)
	9:30~11:30 (120分)	②資料 (試験問題・答案等) の閲覧	控室 (〇号講義室)
	11:30~12:30 (60分)	③学生との面談	〇〇会議室
	12:30~13:30 (60分)	昼食 (機構出席者のみで)	控室 (〇号講義室)
	13:30~15:30 (120分)	④大学関係者との意見交換	〇〇会議室
	15:30~15:40 (10分)	⑤謝辞と今後の予定について	〇〇会議室
	15:40~15:45 (5分)	休憩	
	15:45~16:45 (60分)	⑥評価者打ち合わせ	控室 (〇号室)
	16:45	訪問調査終了・解散	

訪問調査時の見学施設・参観授業一覧 (例示)

(大学名) _____

訪問調査時における見学施設（外部施設を含む）および授業参観について、下記のとおり予定しています。

見学順	見学施設および授業参観	所要時間
1	(3号館) ・4階自習室 → ・地階学生用PCルーム	約 20 分
2	(2号館) ・8階〇〇研究室 → ・5階 講義室	約 40 分
3	(実務実習関連施設棟) → (図書館棟)	約 30 分
全体の所要時間（移動時間を含む）		約 90 分
参観する授業名	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生必修科目「〇〇〇〇〇〇」 ・1年生選択科目「〇〇〇〇〇〇」 	

※外部施設の名称の記載例： 〇〇調剤薬局

※行は適宜加え、作成してください。

「大学関係者との意見交換」大学側出席者名簿（例示）

(大学名) _____

訪問調査における意見交換の際の本学側出席者は、下表のとおりです。

役職または所属	ふりがな 氏名
学長・学部長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
薬学科長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
教務部長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
入試担当者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
自己点検・評価担当教員	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
事務局長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
自己点検・評価担当事務職員	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇
計	△△名

※行は適宜加え、作成してください。

学生面談時の参加予定学生

(大学名) _____

	学 年	性 別	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

※性別のバランスや、各学年の学生が出席するよう、できるだけご配慮ください。

※学生の個人名は不要です。

※卒業研究の配属講座が決まっている場合は備考欄に記載してください。

(様式 10)

平成〇〇年〇月〇日

一般社団法人 薬学教育評価機構

評価委員会委員長 殿

大学名

代表者

意見申立書

貴機構の「薬学教育評価 実施規則」に基づき、評価報告書（委員会案）への意見の申立てについて、下記のとおり通知いたします。

記

評価報告書（委員会案）に意見申立てを行いません。

評価報告書（委員会案）に対し、別紙（No. ○からNo. ○）をもって意見の申立てを行います。

以上

(注) 上記の該当しない行は削除し、作成してください。

提 言 に 対 す る 改 善 報 告 書

(注意点)

- ・内容は明朝体 10.5 ポイントで記述してください。
- ・それぞれ『中項目』ごとにページを変えて作成してください。
- ・イタリック字で記載例等を表記しています。削除して記述してください。
- ・必要に応じてページを加除して作成してください。
- ・両面印刷で左2ヶ所をステープルで留めてください。
- ・(6) 改善状況を示す根拠となる資料等は、本報告書と一緒に提出してください。

提出日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

大学名：□□大学薬学部

本評価申請年度：平成△△年度

■助言への対応について

(1) 助言があった『中項目』

(2) 指摘された『基準』

(3) 指摘事項

評価報告書の大学への提言の「助言」から該当事項を抜粋してください。

(4) 本評価時の状況

(5) 本評価後の対応状況

(6) 対応状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

(様式 12)

平成〇〇年〇月〇日

一般社団法人 薬学教育評価機構
理事長 井上圭三 殿

大学名

代表者

印

異議申立書

貴機構の「薬学教育評価 実施規則」に基づき、別紙を添え、下記のとおり「評価結果」に異議の申立てを行います。

記

1. 異議申立てに係る判定

2. 異議申立てに係る判定を知った年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

3. 異議申立ての趣旨および理由

以上

(様式 13)

再（追）評価申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

理事長 井上圭三 殿

大学名

代表者

印

貴機構の評価事業基本規則の趣旨を理解し、平成〇〇年に受審した本学薬学部の6年制薬学教育プログラムの評価に対する再（追）評価を申請いたします。

薬学教育評価

再（追）評価改善報告書

(注意点)

- ・内容は明朝体 10.5 ポイントで記述してください。
- ・イタリック字で記載例等を表記しています。削除して記述してください。
- ・それぞれ『中項目』ごとにページを変えて作成してください。
- ・必要に応じてページを加除して作成してください。
- ・両面印刷で左 2ヶ所をステープルで留めてください。
- ・改善状況を示す根拠となる資料等は、本報告書と一緒に提出してください。

提出日	平成 年 月 日
大学名	〇〇大学薬学部
本評価申請年度	平成 年度
(連絡先)	
担当教員氏名：	担当事務氏名：
役職名：	役職名：
電話番号：	電話番号：
e-mail：	e-mail：

■本評価の評価結果について

I. 総合判定の結果

本評価における評価報告書の「I. 総合判定の結果」を転記してください。

II. 総評

本評価における評価報告書の「II. 総評」を転記してください。

■助言への対応について

(1) 助言があった『中項目』

(2) 指摘された『基準』の番号

(3) 指摘事項

評価報告書の大学への提言の「助言」から該当事項を抜粋してください。

(4) 本評価時の状況

(5) 本評価後の対応・改善状況

(6) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

評価基準チェックシート（大学用）

評価対象大学名: _____

氏名: _____

(作成日: 年 月 日)

凡例 ◎：各学部・学科において、定められた内容が満たされることが求められるもの。例：～であること、～されていること。
 ○：各学部・学科において、定められた内容に關わる措置を講じていることと求められるもの。例：～に努めていること。
 △：各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。例：～が望ましい。

↑ 観点に配慮しているかどうかをチェック

『基準』および『観点』		観点の分類	評価で必ず確認する事項 (大学用)	自己点検・評価メモ
『教育研究上の目的』				
1 教育研究上の目的				
【基準 1-1】	薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的使用を踏まえて設定されていること。			
【観点 1-1-1】	教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的使用を踏まえて設定されていること。	◎	6年制薬学科の教育研究上の目的が学則等に規定されており、その内容が観点1, 2に適合するものであることと、それらを教職員と学生に周知させるために講じている方法を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 1-1-2】	教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適切に反映したものであること。	◎		
【観点 1-1-3】	教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。	◎		
【観点 1-1-4】	教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。	◎	該当するホームページの内容などについて、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 1-1-5】	教育研究上の目的について、定期的な検証するよう努めていること。	○	検証を実施するための体制を構築している状況を点検・評価してください。	
『薬学教育カリキュラム』				
2 カリキュラム編成				
【基準 2-1】	教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) が設定され、公表されていること。			
【観点 2-1-1】	教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。	◎	教育課程の編成・実施の方針を教育研究上の目的に基づいて策定し、それを「カリキュラム・ポリシー」として明文化していることと、根拠となる資料を示して点検・評価してください。改訂コアカリへの対応で平成27年度からカリキュラム・ポリシーを改訂している場合は、新旧両方のポリシーを明記し、改訂の趣旨について自己評価してください。	
【観点 2-1-2】	教育課程の編成・実施の方針を定めるための責任ある体制がとられていること。	◎	カリキュラム委員会等の設置状況と教授会においてカリキュラムに關する検討を行っている状況を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 2-1-3】	教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。	◎	教育課程の編成・実施の方針について、FD (対教員) や履修ガイダンス (対学生) 等において説明している状況を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 2-1-4】	教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。	◎	該当するホームページの内容などについて、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【基準 2-2】	薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。			
【観点 2-2-1】	薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。	◎	カリキュラムとカリキュラム・ポリシーとの関係を、カリキュラム編成の全貌が分かる資料 (カリキュラム・マップなど) を根拠として点検・評価してください。改訂コアカリへの対応で平成27年度からカリキュラムが改訂されている場合は、新旧両カリキュラムで変わらない点と改訂した点がよく分かるように点検・評価してください。	
【観点 2-2-2】	薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目標とした教育に過度に偏っていないこと。	◎	正規 (卒業要件) 科目で開講時期と内容などから「受験準備教育」と位置付けるべきものと「課外で行っている受験準備教育」とを合わせた受験準備教育に充てている時間によって、卒業研究など正規の教育の時間が減少していないことを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	評価で必ず確認する事項(大学用)	自己点検・評価メモ
【観点 2-2-3】	薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。	◎	カリキュラムを点検して改革する体制(カリキュラム検討委員会等)の設置と、その体制による活動の実績を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
『薬学教育カリキュラム』				
3 医療人教育の基本的内容				
(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育				
【基準 3-1-1】	医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。			
【観点 3-1-1-1】	医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。	◎	ヒューマニズム教育・医療倫理教育に対応する科目の内容と各学年に対する配置との関係を、基礎資料1、開講科目表、基礎資料4、シラバスなど根拠となる資料を示し、体系的に留意して点検・評価してください。	
【観点 3-1-1-2】	医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。	◎	各観点の教育に対応する科目について、科目の目標と学習方法との関係を、シラバスなど根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 3-1-1-3】	医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。	◎		
【観点 3-1-1-4】	ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。	◎	ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関する各科目の成績評価が指標を定めて適切に評価していることに加え、それらの科目の学習成果を総合した目標達成度が、指標を設定して適切に評価できていることを点検・評価してください。	
【観点 3-1-1-5】	単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。	△	基礎資料1-7(1)に記載されている各区分の卒業要件単位数を集計した数値を求めてください。	
(3-2) 教養教育・語学教育				
【基準 3-2-1】	見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。			
【観点 3-2-1-1】	薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。	◎	いわゆる「教養科目」の開講科目数とプログラムの内容が社会的ニーズに対応した多数の選択科目で構成されていることと、それらの科目を学生が自由に選択して履修できる時間割編成になっていることを点検・評価してください。	
【観点 3-2-1-2】	社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。	◎		
【観点 3-2-1-3】	薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。	△	薬学専門教育に接続できるような教養科目(準備・補充教育に相当するものは除く)があれば、その開講状況を説明してください。	
【基準 3-2-2】	相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。			
【観点 3-2-2-1】	相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。	◎	コミュニケーションの基本を学ぶ科目とそれを養う実践的な教育について、それらの内容との実施状況を、当該教育に関わる科目のシラバス等の根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 3-2-2-2】	聞きおよび自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。	◎		
【観点 3-2-2-3】	個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。	◎	プレゼンテーション力を養う実践的な教育の内容と実施状況を、当該教育に関わる科目のシラバス等の根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 3-2-2-4】	コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための各科目の成績評価の指標を定めて適切に評価していることに加え、それらの学習成果を総合した目標達成度が、指標を設定して適切に評価されていること。	◎	コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための各科目の成績評価の指標を定めて適切に評価していることに加え、それらの学習成果を総合した目標達成度が、指標を設定して適切に評価できていることを点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項(大学用)	自己点検・評価メモ
【基準 3-2-3】	社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。				
【観点 3-2-3-1】	語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。	◎		外国語科目の履修数、必修、選択の区分と1コマ当たりの履修者数、四要素のバランスを、該当する科目のシラバス等の根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 3-2-3-2】	語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。	○		観点のような時間割編成や履修指導などの措置が講じられていることを点検・評価してください。	
【観点 3-2-3-3】	医療現場で薬剤師に必要な語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。	○		医療現場に対応した語学力育成を目的とする内容を授業に盛り込む措置が講じられていることを点検・評価してください。	
【観点 3-2-3-4】	医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。	△		医療の進歩・変革に対応できる高度な語学力育成を目的とする授業内容があれば説明してください。	
【観点 3-2-3-5】	語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。	△		語学科目全体の内容と学年への配当との関係を説明してください。	
(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育					
【基準 3-3-1】	薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。				
【観点 3-3-1-1】	学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。	◎		高校で学んだ化学や生物などの知識を薬学専門教育に必要なレベルに揃える全学生を対象とする準備教育の内容と、習熟度別授業やリメディアル教育を目的とする科目の開設状況と受講対象学生の選別方法を、該当する科目の具体的な内容が分かる資料を示して点検・評価してください。	
【基準 3-3-2】	学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。				
【観点 3-3-2-1】	薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。	◎		導入教育での基礎に対応する内容の授業を行えば、その実態を点検・評価します。また、平成27年度から実施されている改訂コアカリには、1、2年次の早期に学習するSBOsとしてF薬学臨床①(1)薬学臨床の基礎/①早期臨床体験がありますので、それに対応した教育については、ここで点検・評価してください。	
【観点 3-3-2-2】	学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。	◎			
(3-4) 医療安全教育					
【基準 3-4-1】	薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。				
【観点 3-4-1-1】	薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。	◎		観点にある教育が必修科目の中で行われていることを、該当する科目のシラバス等の根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 3-4-1-2】	薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供することともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と各観的な判断力が養われるよう努めていること。	○		【観点3-4-1-1】で確認した科目の実施方法、人的資源、評価方法などを説明してください。	
(3-5) 生涯学習の意欲醸成					
【基準 3-5-1】	医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。				
【観点 3-5-1-1】	医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。	◎		生涯学習に関連する科目の学習内容・方法(特に人的資源)を、資料に基づいて点検・評価してください。	
【観点 3-5-1-2】	卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。	○		卒後研修会や生涯学習に学部学生の参加を認める制度の有無と実施状況を説明してください。	
【観点 3-5-1-3】	生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。	△		生涯学習に対する意欲を醸成するための科目の内容と開講学年、時間割上の構成を説明してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項（大学用）	自己点検・評価メモ
4 薬学専門教育の内容					
(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容					
【基準 4-1-1】	教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。				
【観点 4-1-1-1】	各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。	◎		モデル・コアカリキュラムの到達目標と実施しているカリキュラムの専門科目との対応関係を基礎資料3とシラバスに基づいて点検・評価してください。この点検評価は、平成26年以前（基礎資料3-1-1）と平成27年度以後（基礎資料3-3）を区別して行ってください。	
【基準 4-1-2】	各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。				
【観点 4-1-2-1】	各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。	◎		各科目の学習方法がそれぞれの学習領域に適した学習方法で行われていることを、シラバスなどの根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 4-1-2-2】	科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。	◎		実習（実験実習とその事前学習は除く）の内容と時間割を、シラバスや時間割などの根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 4-1-2-3】	各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。	○		個々の科目のシラバスの記述が、基礎と臨床の知見を相互に関連付けることに配慮していることを説明してください。	
【観点 4-1-2-4】	患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。	△		専門科目に参加している学外からの人的資源を【観点3-4-1-2】、【観点3-5-1-1】と関連付けて説明してください。	
【基準 4-1-3】	各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。				
【観点 4-1-3-1】	効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。	◎		専門科目を科目間の関連に配慮して配置している状況を、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、シラバスなど、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容					
【基準 4-2-1】	大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適切に含まれていること。				
【観点 4-2-1-1】	薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。	◎		「モデル・コアカリキュラム以外の科目（いわゆる大学独自の30%の科目）」の開設状況と内容を、シラバスなどの根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 4-2-1-2】	大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。	◎			
【観点 4-2-1-3】	大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。	△		該当する科目の時間割上の配当を説明してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項 (大学用)	自己点検・評価メモ
5 実務実習					
(5-1) 実務実習事前学習					
【基準 5-1-1】	事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。				
【観点 5-1-1-1】	教育目標 (一般目標・到達目標) が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。	◎		事前学習の教育目標、学習方法、時間数、場所、指導体制 (外部協力者、SPなどの人的資源を含む) 等を、基礎資料6、シラバス及び事前学習の具体的な内容が分かる資料を示して点検・評価してください。モデルコアカリキュラムでは事前実習を122コマ (1コマ90分) 実施していることを求めています。これ以下である場合は理由を説明してください。 (他の関連科目を重複してカウントすることはできません。)	
【観点 5-1-1-2】	学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。	◎			
【観点 5-1-1-3】	実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。	◎			
【観点 5-1-1-4】	実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。	◎		【観点 5-1-1-6】 への考慮を含めて、事前学習の実施時期を、基礎資料6によって点検・評価してください。	
【観点 5-1-1-5】	実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。	◎		事前学習の学習成果が、構成する各科目について指標を定めて適切に評価されていることに加えて、それらを総合した事前学習全体としての目標達成度を評価するための指標を設定し、適切に評価出来ていることを点検・評価してください。	
【観点 5-1-1-6】	実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。	△		【観点 5-1-1-4】 に関連づけて、実施状況に対する対応を説明してください。	
(5-2) 乗学共用試験					
【基準 5-2-1】	乗学共用試験 (CBTおよびOSCE) を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。				
【観点 5-2-1-1】	実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、乗学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。	◎		共用試験センターは原則として「実施時期、実施方法、合格者数および合格基準」のみを公表するとしていますが、この評価では 【観点5-2-1-2】 で受験者数の明記を求めています。大学として公表していない場合でも、自己点検・評価書には受験者数をまとめて記載してください。	
【観点 5-2-1-2】	乗学共用試験 (CBTおよびOSCE) の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。	◎			
【基準 5-2-2】	乗学共用試験 (CBTおよびOSCE) を適正に行う体制が整備されていること。				
【観点 5-2-2-1】	乗学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。	◎		共用試験の実施要項、実施マニュアルなどの内容を点検・評価してください。	
【観点 5-2-2-2】	学内のCBT委員会およびOSCE委員会が組織され、乗学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。	◎		共用試験の実施に当たる委員会等の構成と活動実態を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-2-2-3】	CBTおよびOSCEを適正に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。	◎		共用試験に用いる施設と設備を、基礎資料12に基づいて点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項（大学用）	自己点検・評価メモ
(5-3) 病院・薬局実習					
【基準 5-3-1】	実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。				
【観点 5-3-1-1】	実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。	◎		実務実習委員会の構成、実務実習の計画、運用、実習施設との調整、健康診断、予防接種の実施と結果の施設への連絡など、実務実習を実施するための責任体制を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-3-1-2】	実務実習に関する責任体制が明確にされていること。	◎			
【観点 5-3-1-3】	実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。	◎		実務実習前に行っている健康診断、予防接種の状況を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-3-1-4】	薬学部の全教員が参画していることが望ましい。	△		実務実習の指導に専任教員が参画している状況を説明してください。	
【基準 5-3-2】	学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。				
【観点 5-3-2-1】	学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。	◎		学生の実習機関への配属決定に至る手順を、実務実習要綱など、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-3-2-2】	学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。	◎			
【観点 5-3-2-3】	遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。	○		遠隔地での実務実習に対する指導体制を説明してください。	
【基準 5-3-3】	実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。				
【観点 5-3-3-1】	実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。	○		実務実習を委託している施設と施設の指導者の状況を、資料に基づいて点検・評価してください。	
【観点 5-3-3-2】	実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。	○			
【基準 5-3-4】	実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。				
【観点 5-3-4-1】	教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。	◎			
【観点 5-3-4-2】	学習方法・時間数・場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。	◎		大学と施設間あるいは地区調整機構などで定めている実務実習の具体的な内容（目標と方略）と実習期間を、実務実習の具体的な内容が分かる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-3-4-3】	病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。	◎			
【基準 5-3-5】	実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。				
【観点 5-3-5-1】	事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。	◎		【基準5-3-1】と関連づけて、大学と施設、地区調整機構などとの連携体制を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-3-5-2】	実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。	◎		法令や守秘義務の遵守に関する大学と施設間での協定や指導の状況を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項（大学用）	自己点検・評価メモ
【基準 5-3-6】	実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。				
【観点 5-3-6-1】	評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。	◎		実務実習の評価基準と評価方法などに関する大学と施設の指導者の連携状況を、実務実習の内容が分かる根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-3-6-2】	学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。	◎		実務実習の期間中及び終了後における、学生、実習施設指導者、大学教員間での実習成果等に関する相互のフィードバックや意見聴取の状況を、実務実習の内容が分かる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 5-3-6-3】	実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。	◎			
【観点 5-3-6-4】	実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。	△		実務実習全体の成果に対する総合的な評価を行っている場合は、その内容を説明してください。	
6 問題解決能力の醸成のための教育					
(6-1) 卒業研究					
【基準 6-1-1】	研究課題を通して、新しい発見に踏み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。				
【観点 6-1-1-1】	卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。	◎		卒業研究の単位数、実施形態（必修科目）、実質的な実施期間（およそ約1年間、分断されていることも可）、シラバス、基礎資料目録、及びその他の根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 6-1-1-2】	卒業論文が作成されていること。	◎		卒業論文の作成方針、作成要領などを資料を示して点検・評価してください。（卒業論文は訪問調査の際の閲覧資料とします。）	
【観点 6-1-1-3】	卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。	◎			
【観点 6-1-1-4】	学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。	◎		卒業論文発表会の実情を、プログラム、要旨集などに基づいて点検・評価してください。	
【観点 6-1-1-5】	卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。	◎		卒業論文や卒業研究発表会の評価など卒業研究の成果に対する評価が、問題解決能力の向上を測定する材料として適切に使用していることを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
(6-2) 問題解決型学習					
【基準 6-2-1】	問題解決能力の醸成に向けた教育が、全学年を通して効果的に実施されていること。				
【観点 6-2-1-1】	問題解決能力の醸成に向けた教育が全学年を通して実施され、シラバスに内容が明示されていること。	◎		問題解決能力の醸成を意図した学習を組み入れている科目について、それらが学年配当されているか、各科目に盛り込まれた問題解決能力醸成を目指す学習方法の工夫を、シラバスやカリキュラム・マップなど、根拠となる資料に基づいて点検・評価してください。	
【観点 6-2-1-2】	参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。	◎			
【観点 6-2-1-3】	問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。	◎		卒業研究以外の問題解決能力の醸成に関する各科目の成績評価の指標を定めて適切に評価しているか、さらに、関連科目を総合して評価するための指標を設けて、目標達成度について評価しているかを点検・評価してください。	
【観点 6-2-1-4】	卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施単位数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。	○		【観点6-2-1-1】の対象科目で問題解決能力醸成の教育に示されている実質的な単位数の合計に対応する単位数が、卒業研究の単位数と合わせて18単位以上になっていることを説明してください。なお、卒業研究以外の実質的な単位数は、薬学専門科目に含まれる能動的学習法(PBL, TBL, SGD等)を行っている授業の正味の時間で計算してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項 (大学用)	自己点検・評価メモ
『学生』					
7 学生の受入					
【基準 7-1】	教育研究上の目的に基づいて入学受入方針 (アドミッション・ポリシー) が設定され、公表されていること。				
【観点 7-1-1】	教育研究上の目的に基づいて入学受入方針が設定されていること。	◎		教育研究上の目的に基づく入学受入方針を設定し、6年制薬学科のアドミッション・ポリシーとして公表していることと、入学受入方針を策定する体制が機能している状況とを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 7-1-2】	入学受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。	◎		志願者向けのホームページや募集要綱等にアドミッション・ポリシーなどを明示している状況とを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 7-1-3】	入学受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。	◎			
【基準 7-2】	学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。				
【観点 7-2-1】	入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。	◎		入試の合格判定を行う体制と入学者の決定に至る手続きの実態を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 7-2-2】	入学受入に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が評価されていること。	◎		入試における科目設定、配点、合格ライン設定が適切であることと、入学受入に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていることとを、基礎資料2のデータなどを基にして点検・評価してください。	
【観点 7-2-3】	医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。	△		入学受入において、ペーパーテスト以外の試験方法を採用している場合は、その内容を説明してください。	
【基準 7-3】	入学受入が入学定員数と乖離していないこと。				
【観点 7-3-1】	最近6年間の入学受入数を大きく上回っていないこと。	◎		入学受入と入学定員との関係を基礎資料2と7に基づいて点検・評価してください。	
【観点 7-3-2】	最近6年間の入学受入数を大きく下回っていないこと。	◎			
8 成績評価・進級・学士課程修了認定					
(8-1) 成績評価					
【基準 8-1-1】	各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。				
【観点 8-1-1-1】	各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。	◎		成績評価の方法と基準と、それらを学生に周知する方法を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 8-1-1-2】	当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。	◎		成績評価の実情を根拠となる資料を示して点検・評価してください。(試験問題、答案及び、成績分布表などは訪問調査の閲覧資料となります。)	
【観点 8-1-1-3】	成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。	◎		学生に、成績評価の結果をその時点におけるGPA、階次などの関連情報と共に伝達する方法を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観 点 の 分 類	✓	評価で必ず確認する事項 (大学用)	自己点検・評価メモ
(8-2) 進級					
【基準 8-2-1】	公正かつ厳格な進級判定が行われていること。				
【観点 8-2-1-1】	進級基準 (進級に必要な修得単位数および成績内容)、留年の場合の取り扱い (再履修を要する科目の範囲) 等が設定され、学生に周知されていること。	◎		進級や留年に関わる基準や取扱いについて、入学の時点で学生に十分説明していること、オリエンテーション資料や学生便覧など、根拠となる資料に基づいて点検・評価してください。	
【観点 8-2-1-2】	進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。	◎		進級審議の実態を根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 8-2-1-3】	留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。	◎		留年生に対する指導の体制と内容を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 8-2-1-4】	留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。	△			
【基準 8-2-2】	学生の在籍状況 (留年・休学・退学など) が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。				
【観点 8-2-2-1】	学生の在籍状況 (留年・休学・退学など) が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。	◎		学生の在籍状況 (留年・休学・退学など) とそれらに関わる問題点に対する検討と対応の実績を、基礎資料2の教値に基づいて点検・評価してください。	
(8-3) 学士課程修了認定					
【基準 8-3-1】	教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) が設定され、公表されていること。				
【観点 8-3-1-1】	教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。	◎		学位授与の方針を薬劑師養成教育の使命と教育研究上の目的に基づいて設定し、ディプロマ・ポリシーとして公表していることを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 8-3-1-2】	学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。	◎		学位授与の方針を策定する体制が確立されていることと、その体制が機能していることを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 8-3-1-3】	学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。	◎		学位授与の方針が履修関連資料 (学生便覧など) に記載し、FD (対教員) や履修ガイダンス (対学生) 等において周知していることを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 8-3-1-4】	学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。	◎		ディプロマ・ポリシーをホームページに公表していることを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【基準 8-3-2】	学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。				
【観点 8-3-2-1】	学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。	◎		卒業要件の適切性と、卒業要件を学生に周知している実態 (履修関連資料への明記、ガイダンス等) を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 8-3-2-2】	学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。	◎		学士課程の修了判定 (卒業判定) の実態を、基礎資料2及び卒業判定の実態を示す資料に基づいて、点検・評価してください。	
【観点 8-3-2-3】	学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。	◎		卒業延期学生に対する指導体制と指導内容を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	評価で必ず確認する事項（大学用）	自己点検・評価メモ
【基準 8-3-3】	教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。	○		
【観点 8-3-3-1】	教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。	○	教育研究上の目的に基づいた6年間の教育プログラムの俯瞰したアウトカム評価の指標設定の進捗状況について説明してください。	
【観点 8-3-3-2】	総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。	△	総合的な学習成果が設定された指標に基づいて測定されているれば、その結果について説明してください。	
9 学生の支援				
(9-1) 修学支援体制				
【基準 9-1-1】	学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。			
【観点 9-1-1-1】	入学者に対して、専学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。	◎	入学時の導入ガイダンス（オリエンテーション）の内容を、それらで使用する資料や導入科目のシラバスなどの資料によって点検・評価してください。	
【観点 9-1-1-2】	入学までの学修履歴等に応じて、専学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。	◎	【基準3-3-1】の対象となっている諸科目に関する履修指導の状況を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-1-1-3】	履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。	◎	各学年における履修指導ガイダンスが行われていることを、ガイダンス配布資料などによって点検・評価してください。	
【観点 9-1-1-4】	在学期間中の学生の学習状況に応じて、専学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。	◎	担任制度など、学生の学習状況を把握し、相談・指導のできる制度とその制度の実績を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【基準 9-1-2】	学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。			
【観点 9-1-2-1】	奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。	◎	学生部等に担当窓口を設けて積極的な情報提供を行っていることを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-1-2-2】	独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。	△	大学独自の奨学金制度について説明してください。	
【基準 9-1-3】	学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。			
【観点 9-1-3-1】	学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。	◎	医務室、学生相談室の実態を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-1-3-2】	健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。	◎	各学年の健康診断の受診率を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【基準 9-1-4】	学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。			
【観点 9-1-4-1】	ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。	◎		
【観点 9-1-4-2】	ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。	◎	ハラスメント防止に関する規定、ハラスメント問題に対応する委員会の設置、学生に対する相談窓口や相談員の整備、これらに関する学生への広報の状況などを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-1-4-3】	ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。	◎		

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項（大学用）	自己点検・評価メモ
【基準 9-1-5】	身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。				
【観点 9-1-5-1】	身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。	◎		学生募集と入試に関する要項などへの記載内容などを含めて、この観点に関する対応を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-1-5-2】	身体に障がいのある学生に対して施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。	○		講義室、実習室、移動経路のバリアフリー化の状況を点検・評価してください。	
【基準 9-1-6】	学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。				
【観点 9-1-6-1】	進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。	◎		事務を含めたキャリア支援組織体制を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-1-6-2】	就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。	○		薬学部が主導する就職説明会等の実施状況を説明してください。	
【基準 9-1-7】	学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。				
【観点 9-1-7-1】	学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。	◎		学生の意見を収集する組織や委員会の設置と活動状況、それらによって収集された学生の意見と教育や学生生活に反映させている実績などを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-1-7-2】	学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。	◎			
(9-2) 安全・安心への配慮					
【基準 9-2-1】	学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。				
【観点 9-2-1-1】	実験・実習および卒業研究等に必要で安全な教育の体制が整備されていること。	◎		実験室や研究室で学生の安全を保つために必要な体制の整備状況（補助要員を含む指導にあたる教員数の確保、安全設備の設置状況など）を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-2-1-2】	各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。	◎		大学が負担して学生が加入している各種保険制度の実態を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 9-2-1-3】	事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。	◎		事故や災害の対応マニュアルの整備状況と、それらの学生・教職員への周知の実態（講習会、訓練の実施など）を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
『教員組織・職員組織』					
10 教員組織・職員組織					
(10-1) 教員組織					
【基準 10-1-1】	教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。				
【観点 10-1-1-1】	専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。	◎		薬学科の設置基準教員数を大学設置基準別表1、備考4および同別表1イ、備考9に基づいて計算し、基礎資料8によって、薬学科の専任教員数および実務教員数の現状を点検・評価してください。	
【観点 10-1-1-2】	教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。	◎		薬学科の専任教員数と学生の収容定員（基礎資料2）との比率に基づいて、観点の達成状況を点検・評価してください。	
【観点 10-1-1-3】	専任教員について、教授、准教授、講師、助教の教と比率が適切に構成されていること。	◎		基礎資料8～10にある実態に基づいて、観点の達成状況を点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項(大学用)	自己点検・評価メモ
【基準 10-1-2】	専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。				
【観点 10-1-2-1】	専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。	◎			
【観点 10-1-2-2】	専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。	◎			
【観点 10-1-2-3】	専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。	◎			
【基準 10-1-3】	カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のパラメータが適正であること。				
【観点 10-1-3-1】	乗学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。	◎		専門必修科目の専任担当状況を、基礎資料10およびシラバスに基づいて点検・評価してください。	
【観点 10-1-3-2】	専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。	◎		基礎資料9、10にある実態に基づいて点検・評価してください。	
【基準 10-1-4】	教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。				
【観点 10-1-4-1】	教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。	◎			
【観点 10-1-4-2】	教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。	◎		教員採用・昇任規定の有無と内容、及びそれらによって行われた選考の実態を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
(10-2) 教育研究活動					
【基準 10-2-1】	教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。				
【観点 10-2-1-1】	教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。	◎		教員の研究と教育への取り組み状況を、基礎資料15とホームページに掲載されている研究・教育業績、に基づいて点検・評価してください。	
【観点 10-2-1-2】	教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。	◎			
【観点 10-2-1-3】	教員の活動が、最近5年間ににおける教育研究上の業績等で示され、開示されていること。	◎		教員の教育・研究業績のホームページへの掲載と更新の状況を根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 10-2-1-4】	薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。	○		観点の趣旨に沿った制度の有無とその制度による研鑽の実態を点検・評価してください。	
【基準 10-2-2】	教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。				
【観点 10-2-2-1】	研究室が適切に整備されていること。	◎		研究室の整備状況を、基礎資料11に基づいて点検・評価してください。	
【観点 10-2-2-2】	研究費が適切に配分されていること。	◎		研究費として教員(あるいは講座)に配分している経常経費を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 10-2-2-3】	研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。	○		教員の授業担当時間数の平均値と教員間での変動の状態を、基礎資料10などに基づいて点検・評価してください。	

『基準』および『観点』		観 点 の 分 類	✓	評価で必ず確認する事項（大学用）	自己点検・評価メモ
【観点 1 0-2-2-4】	外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。	△		外部資金調達のための事務処理やアドバイザーを行う専門部署の整備状況を説明してください。	
【基準 1 0-2-3】	教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。				
【観点 1 0-2-3-1】	教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。	◎		大学や学部で設置されている印の実施組織とFD活動の状況を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 1 0-2-3-2】	教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。	◎			
【観点 1 0-2-3-3】	授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。	○		学生による授業評価アンケートの実施状況とその結果の活用方法を点検・評価してください。	
(10-3) 職員組織					
【基準 1 0-3-1】	教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に比べて適切であること。				
【観点 1 0-3-1-1】	教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。	◎		菓学の教育と研究の支援に当たるとする事務職員の数、業務内容などを、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 1 0-3-1-2】	教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。	△		共同利用研究施設の運営、動物飼育や薬用植物の管理などに関わる職員の状況を説明してください。	
【観点 1 0-3-1-3】	教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。	△		教員と職員が意見交換を行う体制があれば、その実態を説明してください。	
『学習環境』					
1 1 学習環境					
【基準 1 1-1】	教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。				
【観点 1 1-1-1】	効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。	◎		講義室、演習室の整備状況を、基礎資料2と12などに基づいて点検・評価してください。	
【観点 1 1-1-2】	実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。	◎		観点到列挙されている施設について、基礎資料2と12など、根拠となる資料に基づいて点検・評価してください。また、訪問調査の際には現地で説明してください。	
【観点 1 1-1-3】	実務実習モデル、コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。	◎			
【観点 1 1-1-4】	卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。	◎		卒業研究に使用する施設・設備を、基礎資料11、12などの資料に基づいて点検・評価してください。また、訪問調査の際には現場で説明してください。	
【基準 1 1-2】	適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。				
【観点 1 1-2-1】	適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。	◎		図書室・資料閲覧室の施設と設備及び、図書、資料などの整備状況を、基礎資料13、14などの資料に基づいて点検・評価してください。	
【観点 1 1-2-2】	教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。	◎			
【観点 1 1-2-3】	適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。	△		自習室の整備状況を基礎資料13などに基づいて説明してください。	
【観点 1 1-2-4】	図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。	△		図書室及び自習室の利用時間と根拠となる資料を示して説明してください。	

『基準』および『観点』		観点の分類	✓	評価で必ず確認する事項（大学用）	自己点検・評価メモ
『外部対応』					
1 2 社会との連携					
【基準 1 2-1】 教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。					
【観点 1 2-1-1】	医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。	○		医療界や産業界との交流、連携の状況を説明してください。	
【観点 1 2-1-2】	地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。	○		薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との交流、連携状況を説明してください。	
【観点 1 2-1-3】	薬剤師の資質向上を図るために卒業研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。	○		薬学部が主催する卒業研修事業の実施状況を説明してください。	
【観点 1 2-1-4】	地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。	○		地域住民を対象にした公開講座等の実施状況を説明してください。	
【観点 1 2-1-5】	地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に実行していることが望ましい。	△		地域における保健衛生支援活動などを行ってれば、その実施状況を説明してください。	
【基準 1 2-2】 教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。					
【観点 1 2-2-1】	英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。	○		ホームページにおける英文による情報発信の実態について説明してください。	
【観点 1 2-2-2】	大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。	△		外国の大学などとの間に交流協定等が締結されている場合は、その内容と活動実績を説明してください。	
【観点 1 2-2-3】	留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。	△		外国との交流事業を担当する事務部門が設置されている場合は、その活動実績を、教職員・学生の海外研修実績を含めて説明してください。	
『点検』					
1 3 自己点検・評価					
【基準 1 3-1】 適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。					
【観点 1 3-1-1】	自己点検・評価を行う組織が設置されていること。	◎		6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価に関わる組織(委員会)などが学部に常設され、毎年継続的に自己点検・評価を実施していることを根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 1 3-1-2】	自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。	△		学部の自己点検・評価に関わる組織(委員会など)の構成を説明してください。	
【観点 1 3-1-3】	自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。	◎		大学が行っている自己点検評価で自主的に設定している評価項目と、それに基づく自己点検評価の実施状況を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 1 3-1-4】	設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。	◎			
【観点 1 3-1-5】	自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。	◎		大学が行っている自己点検の結果の薬学部ホームページへの公開状況を点検・評価してください。	
【基準 1 3-2】 自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。					
【観点 1 3-2-1】	自己点検・評価の結果が教育研究活動に反映する体制が整備されていること。	◎		自己点検評価の結果を教育研究活動に反映させる体制と、その体制によって自己点検評価の結果を教育研究の改善に反映させている実績を、根拠となる資料を示して点検・評価してください。	
【観点 1 3-2-2】	自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。	◎			

評価基準チェックシート（評価実施員用）

評価対象大学名: _____

氏名: _____

(作成日: 年 月 日)

(本ハンドブックは抜粋を掲載)

凡例 ◎：各学部・学科において、定められた内容が満たされること求められるもの。例：～であること、～されていること。
 ○：各学部・学科において、定められた内容に関する措置を講じていることが求められるもの。例：～に努めていること。
 △：各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。例：～が望ましい。

『基準』および『観点』		観点の分類	評価で必ず確認する事項（評価実施員用）	評価メモ
『教育研究上の目的』				
1 教育研究上の目的				
【基準 1-1】	薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられていること。			
【観点 1-1-1】	教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。	◎	6年制薬学科の教育研究上の目的が学則等に規定されており、その内容が観点1-1-2に適合するものであることを確認すると共にそれらを教職員と学生に周知させている状況を、具体的な資料によって確認します。学校教育法第87条、大学設置基準第2条が論拠となります。	
【観点 1-1-2】	教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。	◎		
【観点 1-1-3】	教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。	◎		
【観点 1-1-4】	教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。	◎		
【観点 1-1-5】	教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。	○	検証を実施するための体制が構築されている状況を確認します。	
『薬学教育カリキュラム』				
2 カリキュラム編成				
【基準 2-1】	教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。			
【観点 2-1-1】	教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。	◎	教育課程の編成・実施の方針が教育研究上の目的に基づいて策定され、それが「カリキュラム・ポリシー」として明文化されていることを、具体的な資料によって確認します。	
【観点 2-1-2】	教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。	◎	カリキュラム委員会等の設置状況と教授会においてカリキュラムに関する検討が行われている状況を、具体的な資料によって確認します。	
【観点 2-1-3】	教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。	◎	教育課程の編成・実施の方針について、FD（対教員）や履修ガイダンス（対学生）等において説明が行われていることを、具体的な資料によって確認します。	
【観点 2-1-4】	教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。	◎	該当するホームページの内容など、具体的な資料によって確認します。	
【基準 2-2】	薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。			
【観点 2-2-1】	薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。	◎	現行のカリキュラムと教育課程の編成・実施の方針との関係を、履修要綱、学生便覧、開講科目表、シラバス冊子、基礎資料4などの資料によって確認します。	
【観点 2-2-2】	薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目標とした教育に過度に偏っていないこと。	◎	正規（卒業要件）科目で、科目名、開講時期、シラバスの内容などから「受験準備教育」と判断されるもの、「課外に行われる受験準備教育」など、受験準備教育に充てる時間が増すことにより、卒業研究など正規の教育の時間が減少していないことを、それらの教育の実施状況が分かる具体的な資料によって確認します。	
【観点 2-2-3】	薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。	◎	カリキュラムを点検して改革する体制（カリキュラム検討委員会等）の設置と、その体制による活動の実績を、具体的な資料によって確認します。	

『基準』および『観点』	観点の分類	評価で必ず確認する事項（評価実施員用）	評価メモ
『薬学教育カリキュラム』 3 医療人教育の基本的内容 (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育			
【基準 3-1-1】		医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成するための教育が体系的かつ効果的に行われていること。	
【観点 3-1-1-1】	◎	医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。	ヒューマニズム教育・医療倫理教育に対応する科目の内容と各学年に対する配置との関係を、基礎資料1、開講科目表、基礎資料4、シラバスなどの資料によって確認します。
【観点 3-1-1-2】	◎	医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。	
【観点 3-1-1-3】	◎	医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。	各観点の教育に対応する科目について、科目の目標と学習方法との関係を、シラバスなどの資料によって確認します。
【観点 3-1-1-4】	◎	ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。	ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関わる科目の評価について、指標が、評価目的（形成的・総括的）、評価対象領域（知識・技能・態度）に即して設定され、それらに対応した適切な方法で行われていることを、当該教育に関わるシラバス等の資料によって確認します。
【観点 3-1-1-5】	△	単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。	大学が集計した結果が妥当であることを基礎資料1と卒業要件に基づいて確認します。(教養科目や選択必修科目として多数の選択科目が開講されている場合は、それぞれの区分に定められた卒業要件単位を集計します。)
(3-2) 教養教育・語学教育			
【基準 3-2-1】		見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。	
【観点 3-2-1-1】	◎	薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。	いわゆる「教養科目」の開講科目数とプログラムの内容が社会的ニーズに対応した多数の選択科目で構成されていることと、それらの科目を学生が自由に選択して履修できる時間割編成になっていることを、具体的な状況が分かる資料によって確認します。
【観点 3-2-1-2】	◎	社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。	
【観点 3-2-1-3】	△	薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。	薬学専門教育に接続できるような教養科目（準備・補充教育に相当するものは除く）があれば、その開講状況を確認します。
【基準 3-2-2】		相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。	
【観点 3-2-2-1】	◎	相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。	コミュニケーションの基本を学ぶ科目とコミュニケーション力を養う実践的な教育について、それらの内容とその実施状況を、当該教育に関わる科目のシラバス等の資料によって確認します。
【観点 3-2-2-2】	◎	聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。	
【観点 3-2-2-3】	◎	個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。	プレゼンテーション力を養う実践的な教育の内容と実施状況を、当該教育に関わる科目のシラバス等、具体的な資料によって確認します。
【観点 3-2-2-4】	◎	コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。	コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育を行っている科目について、評価の指標が、評価目的（形成的・総括的）、評価対象領域（知識・技能・態度）に即して設定され、それらに対応した適切な評価方法が用いられていることを、当該教育に関わる科目のシラバス等、具体的な資料によって確認します。

一般社団法人 薬学教育評価機構

薬学教育評価

評価チーム報告書案

評価対象大学名

(作成年月日) 年 月 日

*書式は、明朝体の 10.5 ポイントで記述してください。

教育研究上の目的

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

中項目の『評定』（ ）

概評（必ず記述の根拠となる資料等の名称および該当するページを記してください。）

「**長所**」（概評の中から長所を積極的・具体的に記述）

「**助言**」（概評の中から改善が望まれる問題点を具体的に記述）

「**改善すべき点**」（概評の中から義務として改善を求める根拠となる問題点を具体的に記述）

「**質問**」（資料の不明点、疑問点を記述してください。）

「**訪問調査**」で閲覧を希望する資料等

この2つの項目があるのが
「**評価チーム報告書案**」です

一般社団法人 薬学教育評価機構

薬学教育評価

評価チーム報告書

評価対象大学名 _____

(作成年月日) 年 月 日

*書式は、明朝体の 10.5 ポイントで記述してください。

教育研究上の目的

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

中項目の『評定』（ ）

概評

「長所」

「助言」

「改善すべき点」

「評価チーム報告書案」から、「質問すべき点」と「訪問調査で閲覧を希望する資料等」の2項目がなくなっているのが、「評価チーム報告書」です

点検

1 3 自己点検・評価

【基準 1 3-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【基準 1 3-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

中項目の「評定」 ()

概評

「長所」

「助言」

「改善すべき点」

[総合評価]

1. 適合認定について (適合 不適合 評価継続)

2. 総 評

適合認定の結果について、その根拠を各『中項目』の評価を踏まえ、1500 字程度で記述してください。

「評価チーム報告書」には総合評価欄が
最後のページにつきます

薬学教育評価

評価報告書（委員会案）

評 価 報 告 書

評価対象大学名 ○○大学薬学部

（本評価実施年度）平成 年度

（作成日） 年 月 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

I. 総合判定の結果

〇〇大学薬学部（6年制薬学教育プログラム）は、薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に「適合」していると認定する。

認定の期間は平成〇〇年3月31日までとする。

II. 総評（2,000字程度で記述してください。）

Ⅲ. 『中項目』ごとの概評

(『中項目』ごとに概評を記述してください。)

- 1 教育研究上の目的
- 2 カリキュラム編成
- 3 医療人教育の基本的内容
- 4 薬学専門教育の内容
- 5 実務実習
- 6 問題解決能力の醸成のための教育
- 7 学生の受入
- 8 成績評価・進級・学士課程修了認定
- 9 学生の支援
- 10 教員組織・職員組織
- 11 学習環境
- 12 社会との連携
- 13 自己点検・評価

Ⅳ. 大学への提言

1) 長所

(概評の内容から長所を『中項目』の順に簡潔に記述してください。)

1. 教育研究上の目的
2. カリキュラム編成
3. 医療人教育の基本的内容
4. 薬学専門教育の内容
5. 実務実習

6. 問題解決能力の醸成のための教育
7. 学生の受入
8. 成績評価・進級・学士課程修了認定
9. 学生の支援
10. 教員組織・職員組織
11. 学習環境
12. 社会との連携
13. 自己点検・評価

2) 助言

(概評の内容から問題点の中の改善が望まれる事項を『中項目』の順に簡潔に記述してください。)

1. 教育研究上の目的
2. カリキュラム編成
3. 医療人教育の基本的内容
4. 薬学専門教育の内容
5. 実務実習
6. 問題解決能力の醸成のための教育
7. 学生の受入
8. 成績評価・進級・学士課程修了認定
9. 学生の支援
10. 教員組織・職員組織
11. 学習環境
12. 社会との連携
13. 自己点検・評価

3) 改善すべき点

(概評の内容から問題点の中の義務として改善すべき事項を『中項目』の順に簡潔に記述してください。)

1. 教育研究上の目的
2. カリキュラム編成
3. 医療人教育の基本的内容
4. 薬学専門教育の内容
5. 実務実習
6. 問題解決能力の醸成のための教育
7. 学生の受入
8. 成績評価・進級・学士課程修了認定
9. 学生の支援
10. 教員組織・職員組織
11. 学習環境
12. 社会との連携
13. 自己点検・評価

V. 認定評価の結果について

- 1) 評価の経過
- 2) 「評価結果」の構成
- 3) 提出資料一覧
- 4) 評価のスケジュール

最終の「評価報告書」につきます。

IV. 資 料

薬学教育評価 評価基準

平成 23 年 10 月

一般社団法人 薬学教育評価機構

「薬学教育評価 評価基準」における『基準』と『観点』について

本機構は、各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラムを対象とし、「薬学教育評価 評価基準」に基づき評価を実施します。

『基準』は、6年制薬学教育プログラムとして満たすことが必要と考えられる要件および当該学部・学科の教育研究上の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。

『基準』は、その内容により、次の2つに分類されます。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」 等

『観点』は、各『基準』に関するガイドラインを示したもので、その内容により、次の3つに分類されます。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」 等
- (3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が望ましい。」 等

教育研究上の目的

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

薬学教育カリキュラム

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

【観点 3-2-3-1】語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。

【観点 3-2-3-2】語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。

【観点 3-2-3-3】医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 3-2-3-4】医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。

【観点 3-2-3-5】語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-1-1-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。

【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。

【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

(5-2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内のCBT委員会およびOSCE委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBTおよびOSCEを適正に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部の全教員が参画していることが望ましい。

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

学生

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】 入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】 入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】 医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】 最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】 最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】 各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】 当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

(8-2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】 進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】 進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】 留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】 留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

(8-3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

教員組織・職員組織

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

(専任教員：非常勤を除く、薬学教育を主たる担当とする教員)

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いこと。

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

(10-2) 教育研究活動

【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【基準 10-2-2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

（10-3）職員組織

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

学習環境

1 1 学習環境

【基準 11-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 11-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】 実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】 実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】 卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

【基準 1 1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-1】 適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 1 1-2-2】 教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-3】 適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 1 1-2-4】 図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

外部対応

1 2 社会との連携

【基準 1 2-1】

教育・研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-1】 医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2-1-2】 地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-3】 薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2-1-4】 地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1 2-1-5】 地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

【基準 1 2-2】

教育研究活動を通じて、医療および薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 1 2-2-1】 英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。

【観点 1 2-2-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 1 2-2-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

点検

1 3 自己点検・評価

【基準 1 3-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 1 3-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1 3-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 1 3-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 1 3-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 1 3-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

【基準 1 3-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 1 3-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 1 3-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

(参考)

『基準』数および『観点』数				
大項目	中項目	『基準』数		『観点』数
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	7
	3 医療人教育の基本的内容	8		25
	4 薬学専門教育の内容	4		9
	5 実務実習	9		29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
学生	7 学生の受入	3	17	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6		17
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	24
学習環境	11 学習環境	2	2	8
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
(合計数)		57		176

薬学教育シラバスの作成について

本機構は、平成20年8月27日に「第2回薬学教育第三者評価に関するワークショップ」を開催し、「薬学教育評価のエビデンスとしてのシラバス～現在のシラバスは薬学教育プログラムの内容を適切に表していますか？～」をテーマに協議しました。その協議結果を受け、全国薬科大学長・薬学部長会議（平成20年11月21日）に薬学教育評価のエビデンスとなりうるシラバスの作成に向けて、平成21年度よりシラバスおよび関連資料に記載するよう努める項目およびその項目を掲載した「薬学教育評価のエビデンス」となりうるシラバスを『薬学教育シラバス』と称することを提案し、承認されました。

平成23年度に実施したトライアル評価を機に本機構評価委員会において、あらためて下記の項目をシラバス作成時に記載することを薬学部薬学科に依頼することを決定しました。

「薬学教育シラバス」に記載する項目

- 1) カリキュラム全体にかかわる事項の記載
 - ・カリキュラム・マップ
 - ・薬学教育モデル・コアカリキュラムの学生への紹介（学生便覧等でも可）
 - ・実務実習モデル・コアカリキュラムの学生への紹介（学生便覧等でも可）

- 2) 各科目についての基本的記載項目
 - ・授業科目名
 - ・担当教員および所属
 - ・履修年次
 - ・必修・選択科目の区別
 - ・単位数
 - ・授業概要および目標※
 - ・大学独自の薬学専門教育に相当する内容の明示
 - ・授業方法（講義、演習、実習、体験学習、SGD、PBL、ロールプレイ、e-learningなど）を具体的に明記
 - ・授業計画（1回ごとの授業内容および薬学教育モデル・コアカリキュラムとの対応）
 - ・成績評価の基準および方法（試験、レポート、観察記録等）
 - ・進級基準（学生便覧でも可）
 - ・教材（教科書、参考書など）
 - ・オフィスアワー

（※：ここで言う「目標」とは、薬学教育モデル・コアカリキュラムの一般目標（GIO）および到達目標（SB0s）の両方に相当します。）

評価対象大学の決定方法について

1. 評価対象大学の実施予定数について

- (1) 平成30年度の評価対象大学の数は13校とする。
- (2) 平成31年度の評価対象大学の数は13校とする。
- ※ 平成32年度からの評価は、第2サイクルとなります。

2. 決定方法について

- (1) 公募による選出方法を原則とし、申し出のあった大学数が予定より多い場合は申し出のあった大学から抽選を行って決定する。また、少ない場合はその不足数について、申し出のなかった大学から抽選を行って決定する。
- (2) 毎年度12月頃に開催される第2回全国薬科大学長・薬学部長会議総会で公募日程等詳細について告知を行い、希望する大学は所定の方法により本機構事務局へ申し出ることとする。なお、公募期間は告知を行った次年度5月末までとする。
- (3) 告知を行った次年度6月頃に開催される第1回全国薬科大学長・薬学部長会議総会において評価対象大学を決定する。なお、必要があれば抽選を行う。

3. 平成30年度評価対象大学の決定方法について

- (1) 評価チームを構成する評価実施員の委嘱等および対象大学の設立形態を考慮し、下表のとおり、平成30年度の評価対象大学13校を決定する。

設立形態	大学数(校)	選出数(校)
国公立	7	4
私立	19	9

- (2) 公募により申し出のあった大学を二つの設立形態にわけ、それぞれについて、上記の「2. 決定方法について」に準じた方法により対象大学を決定する。
なお、設立形態に加えて地域を考慮して決定する。

薬科大学・薬学部（全74校）の設置形態と地域区分表

設置形態	東日本	西日本
国公立 (17校)	北海道大学薬学部	名古屋市立大学薬学部
	東北大学薬学部	京都大学薬学部
	千葉大学薬学部	大阪大学薬学部
	東京大学薬学部	岡山大学薬学部
	富山大学薬学部	広島大学薬学部
	金沢大学薬学部	徳島大学薬学部
	岐阜薬科大学	九州大学薬学部
	静岡県立大学薬学部	長崎大学薬学部
		熊本大学薬学部
私立 (57校)	北海道医療大学薬学部	名城大学薬学部
	北海道薬科大学	金城学院大学薬学部
	青森大学薬学部	愛知学院大学薬学部
	岩手医科大学薬学部	鈴鹿医療科学大学薬学部
	東北薬科大学	立命館大学薬学部
	奥羽大学薬学部	京都薬科大学
	いわき明星大学薬学部	同志社女子大学薬学部
	国際医療福祉大学薬学部	大阪薬科大学
	高崎健康福祉大学薬学部	近畿大学薬学部
	城西大学薬学部	摂南大学薬学部
	日本薬科大学	大阪大谷大学薬学部
	東邦大学薬学部	神戸学院大学薬学部
	日本大学薬学部	神戸薬科大学
	東京理科大学薬学部	兵庫医療大学薬学部
	千葉科学大学薬学部	武庫川女子大学薬学部
	城西国際大学薬学部	姫路獨協大学薬学部
	帝京平成大学薬学部	就実大学薬学部
	北里大学薬学部	安田女子大学薬学部
	慶應義塾大学薬学部	福山大学薬学部
	昭和大学薬学部	広島国際大学薬学部
	星薬科大学	徳島文理大学薬学部
	東京薬科大学薬学部	徳島文理大学香川薬学部
	明治薬科大学	松山大学薬学部
	武蔵野大学薬学部	第一薬科大学
	昭和薬科大学	福岡大学薬学部
	帝京大学薬学部	長崎国際大学薬学部
	横浜薬科大学	崇城大学薬学部
新潟薬科大学薬学部	九州保健福祉大学薬学部	
北陸大学薬学部		

薬学教員名簿（薬学教育協議会出版）の地域区分を参考

薬学教育評価機構の評価における訪問調査の際の
追・再度試験を含む定期試験の問題と答案および成績記録の取り扱いについて

- 1 訪問調査時に閲覧する試験問題および答案の対象は、原則として講義科目に属する全科目とする。ただし、演習あるいは実習科目であっても筆記試験が実施され、その結果がその科目の評価に際して5割以上の割合で考慮するとされている場合には保管の対象とする。
なお、教養科目および全学共通科目については各大学の定めるところによる。
- 2 訪問調査時に閲覧する問題および答案は、自己点検・評価対象年度およびその前年度の前・後期、さらに評価実施年度の前期分とする。ただし、遡って他の年度の問題・答案の提示を求めることもある。
- 3 全ての科目の試験得点分布表（ヒストグラム）を必要とする。
- 4 答案は、成績評価の付されたものであること。コピーでも電子データでもよい。
- 5 学期中の小テストやレポートも成績評価の対象としている場合、説明責任の点からそれらの保管が奨励されるが、義務づけるものではない。

以上

評価事業基本規則施行細則第5号

守秘義務に関する規則

(目的)

第1条 一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「本機構」という）評価事業基本規則第4条の定めにより、本機構が行う薬学教育評価において、評価者の守秘義務に関する事項を定めることを目的とする。

(評価者)

第2条 本規則における「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 本機構の薬学教育評価に従事するすべての委員会の委員
- (2) 前号の委員会の下に設置された評価チームの評価実施員
- (3) その他必要に応じて設置された委員会の評価の判定に直接かかわる委員

(情報の範囲)

第3条 評価者が評価活動を通して収集した情報は、薬学教育評価以外の目的に使用してはいけない。

(守秘義務)

第4条 評価者は、以下の各号に掲げる事項についていかなる情報も他へ漏らしてはいけない。

- (1) 薬学教育評価申請大学（以下「当該大学」という）の評価者であること
 - (2) 当該大学の評価活動を通して得られた情報
 - (3) 当該大学の関係者の個人情報
 - (4) 当該大学の評価にあたり、他の評価者の個人情報
 - (5) その他総合評価評議会が必要とされる事項
- 2 この守秘義務は、評価活動終了後も継続するものとする。

(情報の管理)

第5条 評価者は、評価の過程で知り得た当該大学から提出された資料および情報、評価に関わる他の評価者の個人情報を厳重に管理すること。

- 2 本機構事務局から送付された当該大学に関する資料は評価終了後、すみやかに本機構事務局に返却しなければならない。
- 3 評価者は、評価の過程で記録した会議議事録および評価者や本機構事務局との間に取り交わした書簡（電子メールを含む）を当該大学の評価終了後に破棄する。
- 4 本機構事務局は、当該大学が提出した諸資料について、一部保存するほかは、外部に漏えいすることがないように、適切な方法で処分する。

(その他)

第6条 この規則の改定は、総合評価評議会が決定する。

2 総合評価評議会は、この規則の改廃にあたり、評価に従事するすべての委員会から意見を聴くことができる。

附則 この規則は、平成22年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

評価事業基本規則施行細則第6号
薬学教育評価機構の大学評価に従事する評価者
および本機構事務局職員倫理規則

(目的)

第1条 一般社団法人薬学教育評価機構（以下、「本機構」という。）は、薬学教育プログラムの評価に従事する評価者が、薬科大学・薬学部の質的向上および教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動を行うためにこの倫理規則を定める。

(評価者)

第2条 本規則における「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 本機構の薬学教育評価に従事するすべての委員会の委員
- (2) 前号の委員会の下に設置された評価チームの評価実施員
- (3) その他必要に応じて設置された委員会の評価の判定に直接かかわる委員

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、薬学教育プログラムの評価を申請、または申請を予定している薬科大学・薬学部の役員および専任の教職員をいう。

(倫理規範)

第4条 評価者および本機構事務局職員は、その使命を自覚し、1～3号に掲げる事項を評価活動に係る倫理の保持をはかるために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 評価者および本機構事務局職員は、評価の過程で知り得た情報について、利害関係者あるいは第三者に漏らしてはいけない。
- (2) 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者から贈与等を受ける等の社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (3) 評価者および本機構事務局職員は、常に公私の別を明らかにし、評価に係る活動や地位を自らの属する組織の私的利益のために用いてはならない。

(講演等に関する規制)

第5条 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて、本機構の評価に関する講演、討論、講習もしくは研修における指導もしくは知識の教授、著述、監修、編纂をしようとする場合は、あらかじめ本機構事務局長の承認を得なければならない。

(その他)

第6条 この規則の改廃は、総合評価評議会が決定する。

附則

1 この規則は、平成22年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

一般社団法人 薬学教育評価機構
個人情報の保護に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律および個人情報保護に関する法律施行例に基づき、一般社団法人薬学教育評価機構（以下「本機構」という）における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、本機構の評価業務の適正・円滑な運営を実施しつつ、個人のプライバシーの保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

2) 個人データ

特定の個人情報についてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

(責務)

第3条 本機構は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに関連する権利や利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 本機構の業務に従事している者は、この規則ならびに関連法令を遵守しなければならない。職務上知り得た個人情報を漏えいし、または不当に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者)

第4条 個人情報の適正な管理および保護を図るため、統括管理責任者と運用管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は理事長があたり、個人情報のための業務について責任と権限を持つ。

3 運用管理責任者は事務局長があたり、業務に係る個人情報の取得、利用、管理等の運用について、適正に処理する責任を持つ。

(利用目的の特定)

第5条 個人情報の取り扱いに当たっては、本機構の業務の遂行上必要な範囲で、その利用目的を可能な限り特定しなければならない。

2 本機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と同様の関連があると認められる範囲を超えてはならない。同様の関連性の有無についての判断は、総括管理責任者が行う。

(収集の制限)

第6条 個人情報の取得は、適正かつ公正に行わなければならない。

- 2 個人情報は次にあげる場合を除き、本人から直接取得する。
 - 1) 本人の同意があるとき。
 - 2) 法令等に定めがあるとき。
 - 3) 出版、報道等により公表されているとき。
 - 4) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 5) その他、本人以外の者から収集することに、相当の理由があるとき。

(利用目的の通知等)

第7条 本機構は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知するか、または公表しなければならない。

- 2 本機構は、利用目的を変更した場合、変更された利用目的を本人に通知するか、または、公表しなければならない。
- 3 前2項の規則は、次の場合には適用しない。
 - 1) 利用目的を本人に通知し、または、公表することにより第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合。
 - 2) 利用目的を本人に通知し、または公表することによって本機構の権利または正当な利益を害する恐れのある場合。
 - 3) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れのある場合。
 - 4) 取得の状況から判断して、利用目的が明らかであると認められる場合。

(利用および提供の制限)

第8条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用、または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 1) 法令に基づいて利用し、または提供するとき。
- 2) 本人の同意に基づいて利用し、または提供するとき、および本人に提供するとき。
- 3) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 4) その他利用し、または提供することに、相当の理由があるとき。

(個人データの適正管理)

第9条 個人データは、定められた目的の範囲内で、正確、安全かつ最新のものとして保有しなければならない。

- 2 個人データは、漏えい、毀損、改ざん、滅失の防止その他適切な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。
- 3 不必要となった個人データは、確実かつ迅速に廃棄または消去されなければならない。

(苦情の処理)

第 10 条 本機構は、個人情報の取り扱いに対する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい等の事実の追加)

第 11 条 本機構の役員および職員ならびに本機構の業務に従事する者により、保有する個人情報の漏えいがあった場合は、速やかに総括管理責任者に報告するとともに、漏えいの内容を個人情報の本人に通知する。

附則 この規則は、平成 22 年 5 月 17 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

一般社団法人薬学教育評価機構
評価実施員の選出に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「機構」という）評価事業基本規則第33条に定めるところにより、評価実施員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦母体)

第2条 評価実施員の候補者は、以下から推薦された者とする。

- (1) 社員である薬科大学・薬学部が推薦する現職の専任教員
- (2) 社員である日本薬剤師会および日本病院薬剤師会が推薦する薬剤師
- (3) 評価委員会が推薦する薬剤師育成の教育・研究に見識を持つ有識者

2 推薦された者は、本機構の評価者研修委員会が開催する評価者研修会の全課程を原則として受講しなければならない。

(評価実施員の選任)

第3条 評価実施員は、評価実施員候補者の中から評価委員会幹事会が選出し、本機構評価事業基本規則第19条第2項に定めるところにより、評価委員会が選任する。

(その他)

第4条 この規則の改廃は、評価委員会が決定する。

附則 この規則は、平成23年3月1日から施行する。

一般社団法人 薬学教育評価機構 評価事業基本規則

目次

- 第1章 総則
 - 第2章 総合評価評議会
 - 第3章 評価委員会
 - 第4章 評価実施員
 - 第5章 基準・要綱検討委員会
 - 第6章 異議審査委員会
 - 第7章 その他
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人薬学教育評価機構（以下「機構」という）は、我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

(付帯業務)

第2条 機構は、前条の評価事業に付帯して、評価を適切に行うための薬科大学・薬学部および薬剤師養成制度全般に関する情報収集と調査研究、評価依頼校への適宜の情報提供、薬剤師養成教育に関する調査研究等付帯業務を行う。

(評価事業)

第3条 評価事業およびその付帯業務は、機構理事会の委託にもとづき、第2章で定める総合評価評議会およびその下部組織がこれを行う。

2 総合評価評議会の下部組織は、評価委員会、基準・要綱検討委員会、異議審査委員会から構成される。

3 評価事業である薬学教育プログラムの評価は、総合評価評議会において策定する「薬学教育評価 評価基準」、「薬学教育評価 実施要綱」および「薬学教育評価 実施規則」に基づき実施される。

4 総合評価評議会において、所定の手続に基づいて作成、もしくは修正された評価報告書は、所定の手続に従い機構の評価報告書として確定し、理事長名で公表される。

(守秘義務)

第4条 機構ならびに評価事業に関わる者は、評価事業およびその付帯業務の遂行により取得した薬科大学・薬学部およびその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、総合評価評議会が第1条の評価事業の実施・公表のために必要と認めた場合を除く。

第2章 総合評価評議会

(目的)

第5条 評価事業の最高意思決定機関として、総合評価評議会を設ける。

(権限)

第6条 総合評価評議会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書を作成する。
- (2) 「薬学教育評価 評価基準」、「薬学教育評価 実施要綱」および「薬学教育評価 実施規則」の策定・変更等評価事業およびその付帯業務の基本的事項を決定する。
- (3) 評価委員会、基準・要綱検討委員会、異議審査委員会の各委員を選任する。
- (4) 評価報告書に対する薬科大学・薬学部からの異議の採否を決定し、必要があるときは評価報告書を修正する。
- (5) この基本規則の改正案を決定する。
- (6) その他、機構理事会から委託された事項を行う。

(構成)

第7条 総合評価評議会は、16名程度の総合評価評議員をもって構成する。総合評価評議員のうち5名程度が薬科大学・薬学部関係者、4名程度が実務薬剤師、7名程度が有識者（医療関係者および大学評価関係者を含む）とすることを原則とする。

(総合評価評議員の選任)

第8条 総合評価評議員は、機構理事会において選任する。

(任期)

第9条 総合評価評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された総合評価評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合評価評議会議長)

第10条 総合評価評議会議長は、総合評価評議員の互選により決する。

- 2 総合評価評議会議長は、総合評価評議会の代表として評議会を統括する。
- 3 総合評価評議会議長は、副議長1名を選任し、議長を補佐させる。

(総合評価評議会の開催)

第11条 通常総合評価評議会は、原則として毎年2回定時に開催する。

- 2 臨時総合評価評議会は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 評価報告書に対する薬科大学・薬学部からの異議を審理する必要があるとき。
 - (2) 機構理事長または総合評価評議会議長が必要と認めたとき。
 - (3) 総合評価評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 前項(1)の異議の審理は、第63条所定の異議審査委員会の異議審査書が総合評価評議会に提出された後に行なわれる。

(招集)

第12条 総合評価評議会は、総合評価評議会議長が招集する。

(定足数)

第13条 総合評価評議会は、総合評価評議員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

- 第14条 総合評価評議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した総合評価評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総合評価評議員は、その所属もしくは利害関係を有する薬科大学・薬学部に関する議事に参加できない。

(書面表決)

- 第15条 やむを得ない理由のため総合評価評議会に出席できない総合評価評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その総合評価評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総合評価評議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(総合評価評議会運営規則)

第17条 総合評価評議会は、その運営に関して、別途、総合評価評議会運営規則を設ける。

第3章 評価委員会

(目的)

第18条 評価事業およびその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価報告書原案の作成を行う機関として、評価委員会を設ける。

(権限)

第19条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書原案を作成する。
- (2) 評価実施員を選任し、または解任する。
- (3) 評価する薬科大学・薬学部ごとに評価チームを編成する。
- (4) 評価委員会の幹事を互選する。
- (5) 評価事業およびその付帯業務についての諸事項で、基準・要綱検討委員会、異議審査委員会の担当でないものにつき、これを検討する。

(構成)

第20条 評価委員会は、20名程度の評価委員をもって構成する。評価委員のうち、12名程度が薬科大学・薬学部の専任教員あるいはその経験者、4名程度が実務薬剤師、4名程度が有識者とするを原則とする。

(評価委員の選任)

第21条 評価委員は、総合評価評議会において選任する。

(任期)

第22条 評価委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第23条 評価委員会には、委員長1名と副委員長若干名を置く。委員長は、総合評価評議会が指名し、副委員長は委員長の指名により決する。

(開催)

第24条 評価委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催する。

(招集)

第25条 評価委員会は、総合評価評議会議長または評価委員会の委員長が招集する。

(議長)

第26条 評価委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長のうち1名がこれに当たる。

(議決)

第27条 評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 評価委員は、その所属もしくは利害関係を有する薬科大学・薬学部に関する議事に参加できない。

(議事録)

第28条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(秘密会)

第29条 評価委員会は、出席した評価委員の過半数の同意があれば、これを秘密会とすることができる。この場合には、前条の議事録は作成を要しない。

(評価委員会運営規則)

第30条 評価委員会はその運営に関して、別途、評価委員会運営規則を設ける。

第4章 評価実施員

(目的)

第31条 評価実施員は、薬科大学・薬学部の自己点検・評価書その他の資料を調査し、訪問調査を行い、評価チーム報告書を作成する等の職務を行う。

(評価実施員名簿)

第32条 評価実施員に選任された者は、評価実施員名簿にその氏名、所属、連絡先を記載する。

(評価実施員)

第33条 評価実施員は評価委員会により選任されるものとし、総合評価評議員、評価委員会委員との兼任を妨げない。なお、評価実施員の選出については、別途定める。

(評価チーム)

第34条 評価チームは、評価する薬科大学・薬学部ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員5名から成るものとする。なお、評価実施員の構成については、原則として、実務薬剤師であって教育研究活動に識見を有する者を含むこととする。

2 前項の評価実施員数は増減されることがある。

3 評価対象の薬科大学・薬学部に所属もしくは利害関係を有する者は、当該薬科大学・薬学部の評価チームの評価実施員となることはできない。

(権限)

第35条 評価実施員は、評価委員会で決定された評価チームの一員として、評価を行う薬科大学・薬学部の自己点検・評価書その他の資料の調査および訪問調査を行い、評価についての調査結果および意見を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会へ提出する。

(主査・副査)

第36条 評価チーム5名のうち、主査1名および副査1名を評価委員会が選任する。

(主査・副査の権限)

第37条 主査は、評価チームを統率するとともに、評価チーム報告書を取りまとめる。

2 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはこれに代わって主査の職務を行う。

(評価実施員の義務)

第38条 評価実施員は、原則として、機構が行う評価実施員研修等に参加しなければならない。

(任期・辞任・解任)

第39条 評価実施員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 評価実施員がこれを辞する場合には、評価委員会宛てに文書で理由を付して届け出る。

3 評価委員会は、評価実施員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合および評価実施員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できる。

第5章 基準・要綱検討委員会

(目的)

第40条 評価事業およびその付帯業務を遂行するための評価基準、評価実施要綱、評価手続等に関する原案等を作成し、総合評価評議会に答申する機関として基準・要綱検討委員会を設ける。

(権限)

第41条 基準・要綱検討委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の原案または改正案を作成する。
- (2) 評価実施要綱の原案または改正案を作成する。
- (3) 評価手続等に関する具体的な事項案を作成する。

(構成)

第42条 基準・要綱検討委員会は、15名程度の委員をもって構成する。基準・要綱検討委員のうち、9名程度が薬科大学・薬学部の専任教員あるいはその経験者、4名程度が実務薬剤師、2名程度が有識者とするを原則とする。

(基準・要綱検討委員の選任)

第43条 基準・要綱検討委員は、総合評価評議会において選任する。

(任期)

第44条 基準・要綱検討委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された基準・要綱検討委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第45条 基準・要綱検討委員会には、委員長1名と副委員長1名を置く。これらは、基準・要綱検討委員会委員の互選により決する。

(開催)

第46条 基準・要綱検討委員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第47条 基準・要綱検討委員会は、総合評価評議会議長または基準・要綱検討委員長が招集する。

(議長)

第48条 基準・要綱検討委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれに当たる。

(議決)

第49条 基準・要綱検討委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した基準・要綱検討委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(議事録)

第50条 基準・要綱検討委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(基準・要綱検討委員会運営規則)

第51条 基準・要綱検討委員会はその運営に関して、別途、基準・要綱検討委員会運営規則を設ける。

第6章 異議審査委員会

(目的)

第52条 評価報告書に対する薬科大学・薬学部からの異議を審査するため、総合評価評議会が異議審査委員会を設ける。

(権限)

第53条 異議審査委員会は、薬科大学・薬学部から出された異議について、それが理由あるものか否かを審査し、審査結果を総合評価評議会に報告する。

(構成)

第54条 異議審査委員会は、6名程度の異議審査委員をもって構成する。

(異議審査委員の選任)

第55条 異議審査委員は、総合評価評議会において異議審査予備委員の中から選任する。

2 総合評価評議会は、予め異議審査予備委員を選任する。

3 異議審査の対象となる薬科大学・薬学部にもしくは利害関係を有する者は、当該薬科大学・薬学部の異議審査に加わることはできない。

4 異議審査委員会委員長は、必要に応じて異議審査予備委員の中から指名した者を異議審査委員とすることができる。

(任期)

第56条 異議審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された異議審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第57条 異議審査委員会の互選により、異議審査委員会委員長1名を定める。

(開催)

第58条 評価報告書に対し、評価を受けた薬科大学・薬学部から出された異議は、異議審査委員会に付託され、異議審査委員会が開催される。

(招集)

第59条 異議審査委員会は、異議審査委員会委員長が招集する。

(議長)

第60条 異議審査委員会の議長は、異議審査委員会委員長がこれを行う。

(議決)

第61条 異議審査委員会の議事は、原則として、出席し議事に参加した異議審査委員全員の一致による。ただし、意見の一致を見るのが困難であると議長が判断した場合には、多数決によることもできる。

(秘密会)

第62条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。但し、必要に応じて議事要旨を作成する。

(異議審査書の作成)

第63条 異議審査委員会は、審査の結果について異議審査報告書を作成し、総合評価評議会に提出する。

(異議審査委員会運営規則)

第64条 異議審査委員会は、その運営に関して、別途、異議審査委員会運営規則を設ける。

第7章 その他

(評価に関する諸規則)

第65条 この基本規則に定めるもののほか、評価事業に関し必要な事項は、機構理事会の授権にもとづいて、総合評価評議会がその取り扱いに関する規則を別途定める。

(改正)

第66条 この基本規則の改正は、総合評価評議会の発議に基づき機構理事会において行う。

附則

- 1 本規則は、平成21年1月29日に制定し、同日より施行する。
- 2 初年度の事業年度の開始日は、施行日とする。
- 3 この改正規則は、平成21年11月26日より施行する。
- 4 この改正規則は、平成24年1月13日より施行する。
- 5 この改正規則は、遡って平成23年3月1日を施行日とする。
- 6 この改正規則は、平成24年11月12日より施行する。
- 7 この改正規則は、平成27年4月1日より施行する。

薬学教育評価 実施規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 薬学教育評価機構（以下、「機構」という。）が、「評価事業基本規則」に基づいて行う薬学教育評価（以下、「評価」という。）の実施に関する事項について定める。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、6年制薬学教育プログラム（以下、「薬学教育プログラム」という。）とする。

(評価の申請)

第3条 評価を受ける大学（以下、「大学」という。）は、第4条に定める「自己点検・評価書」と関連資料を添えて、所定の様式の申請書を機構理事長に提出する。

- 2 評価の申請は、評価実施年度の4月に受け付ける。
- 3 受理された申請は、原則として取り下げることができない。

(評価のプロセス)

第4条 大学は、申請前年度に機構の「評価基準」に従って自大学の薬学教育プログラムを自己点検・評価した上で「自己点検・評価書」を作成し、申請時に関連資料を添えて機構へ提出する。

- 2 機構は、大学が提出した「自己点検・評価書」と関連資料に対する書面調査および訪問調査に基づいて、その薬学教育プログラムを評価する。
- 3 機構は、評価委員会又は評価チームの要求に基づき、評価実施中に追加の関連資料を大学に対して求めることがある。
- 4 機構が大学ごとに実施する評価の手順は、以下の通りとする。
 - ① 評価チームが書面調査を行い、「評価チーム報告書案」を作成する。
 - ② 機構は、質問事項を付して「評価チーム報告書案」を当該大学へ送付し、質問事項への回答と「評価チーム報告書案」に対する大学の意見を求める。
 - ③ 評価チームが訪問調査を行う。
 - ④ 評価チームは、書面調査と訪問調査の結果を基に「評価チーム報告書」を作成し、評価委員会に提出する。
 - ⑤ 評価委員会は、「評価チーム報告書」を検討し、「評価報告書（委員会案）」を作成する。
 - ⑥ 機構は、「評価報告書（委員会案）」を大学に送付し、事実誤認等の意見申立を受け付ける。

- ⑦ 機構は、意見申立に対する見解を速やかに大学に回答する。
- ⑧ 評価委員会は意見申立等を検討の上、「評価報告書原案」を作成し、総合評価評議会に提出する。
- ⑨ 総合評価評議会は、「評価報告書原案」を審議し、「評価報告書」を決定する。

(評価の結果)

第5条 評価の結果は、「適合」、「不適合」の総合判定によって示す。

- 2 ただし、一部に改善すべき重要な問題点がある場合には、総合判定を保留し、評価を継続することがある。
- 3 機構は、総合判定にその根拠となる総評、中項目ごとの概評、大学への提言を付記した「評価報告書」を作成する。なお、前項により評価を継続する場合でも、評価を継続すると判断した時点を基準時とする「評価報告書」を作成する。

(評価結果の通知および公表)

第6条 機構は、「適合」および「不適合」の評価結果を「評価報告書」により大学の設置者および申請者に理事長名で通知する。

- 2 第5条2項により評価が継続される大学に対しても、継続すると判定された時点の評価の基準時とする「評価報告書」を大学の設置者および申請者に理事長名で通知する。
- 3 機構は、大学の設置者および申請者に通知した「評価報告書」を印刷物として刊行、又は機構のウェブサイトへの掲載等の適切な方法で公表する。
- 4 機構は、大学から申請時に提出された「自己点検・評価書」を機構のウェブサイトに掲載する。ただし、大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等についてはこの限りではない。
- 5 機構は、「評価報告書」を文部科学省および厚生労働省へ提出する。

(評価の認定期間)

第7条 本評価において総合判定が「適合」となった場合の認定期間は、評価実施翌年度の4月1日から7年間とする。

- 2 評価対象大学は、前項の規定にかかわらず、いつでも評価の実施を求めることができる。

(情報公開)

第8条 機構は、薬学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、機構活動に関わる事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、機構のウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

- 2 機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合は、原則として開示する。

- 3 各大学から提出され、機構が保有することとなった文書の開示に当たっては、当該大学と協議を行うこととする。

(大学への提言への対応)

第9条 大学への提言は、長所、助言、改善すべき点で構成する。

- 2 総合判定が「適合」であっても、大学は、改善すべき点で指摘された問題について原則として本評価実施の翌年度から3年以内に、所定の様式の「提言に対する改善報告書」を作成し、機構に報告しなければならない。
- 3 機構は、「提言に対する改善報告書」を評価委員会で検討し、総合評価評議会の審議を経て、公表する。
- 4 助言は、改善を義務付けるものではないが、大学は、評価実施翌年度から原則として3年以内に、大学としての対応を所定の様式の「提言に対する改善報告書」を作成して機構に報告するものとする。

(再評価)

第10条 第5条2項により、評価が継続された大学は、評価実施翌年度から原則として3年以内に、継続の理由として指摘された薬学教育プログラムの問題点を改善し、再評価を申請しなければならない。

- 2 再評価の申請は、前項に定める期間内の毎年度6月末日までに、所定の様式の「再評価申請書」、「再評価改善報告書」および添付資料等を理事長に提出することにより行う。
- 3 再評価では、評価委員会が指名する評価チームが「再評価改善報告書」および添付資料等に対する書面調査、ならびに訪問調査を行うことを原則とする。ただし、評価委員会が書面調査のみで改善が確認できると判断した場合は、訪問調査を省略することがある。
- 4 再評価では、評価チームの報告に基づいて評価委員会が再評価の対象となった問題点の改善結果を評価し、本評価の結果と併せて、当該大学の薬学教育プログラムに対する総合判定を「適合」又は「不適合」とした「再評価報告書」を作成する。
- 5 「再評価報告書」には、総合判定、総評のほか、改善すべき点および助言を付すことがある。
- 6 「再評価報告書」は総合評価評議会の審議を経て決定する。
- 7 機構は、再評価の結果を「再評価報告書」によって大学に通知し、これを公表する。
- 8 再評価の手续が期限内に行われなかった場合は、すでに公表されている本評価段階での「評価報告書」に「不適合」の総合判定と経緯の説明を付して公表する。
- 9 再評価では、総合判定を保留して評価を継続することはない。
- 10 再評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とする。

(追評価)

- 第11条 本評価において「不適合」と判定された大学は、1回に限り、「不適合」の理由として指摘された薬学教育プログラムの問題点を改善し、追評価を申請することができる。
- 2 追評価の申請は、評価実施翌年度以降、毎年度の6月末日までに、所定の様式の「追評価申請書」および「追評価改善報告書」ならびに添付資料等を機構理事長に提出することによって行う。
 - 3 追評価では、評価委員会が指名する評価チームが「追評価改善報告書」および添付資料等に対する書面調査、および訪問調査を行うことを原則とする。ただし、評価委員会が書面調査のみで改善が確認できると判断した場合は、訪問調査を省略することがある。
 - 4 追評価では、評価チームの報告に基づいて評価委員会が本評価において「不適合」の理由となった問題点の改善結果を評価し、本評価の結果と併せて、当該大学の薬学教育プログラムに対する総合判定を「適合」又は「不適合」とした「追評価報告書」を作成する。
 - 5 「追評価報告書」には総合判定、総評のほか、改善すべき点および助言を付すことがある。
 - 6 「追評価報告書」は、総合評価評議会の審議を経て決定する。
 - 7 機構は、追評価の結果を「追評価報告書」によって大学に通知し、これを公表する。
 - 8 追評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とする。

(異議申立)

- 第12条 総合判定が「適合」とならなかった大学に対しては、その結果（「不適合」、「評価継続」）の変更を求める異議申立ての機会を設ける。
- 2 異議申立は、「評価報告書」を受領してから2週間以内に所定の様式の「異議申立書」を作成し、機構理事長に提出する。
 - 3 異議申立のあった場合には、「評価報告書」公表時に異議申立のあったことを公表する。
 - 4 「異議申立書」は、総合評価評議会において選任された異議審査委員よりなる委員会において、速やかに審査される。
 - 5 異議審査委員会は、審査の結果について「異議審査報告書」を作成し、総合評価評議会に提出する。
 - 6 総合評価評議会は、提出された「異議審査報告書」を審議し、その結果を「異議審査書」として、本機構理事長が大学に通知する。
 - 7 「異議審査書」は、印刷物としての刊行又は機構のウェブサイトへの掲載等の適切な方法で公表する。
 - 8 大学は、「異議審査書」に対して異議を申立てることはできない。

(評価手数料)

第13条 評価を申請する大学は、別に定める評価手数料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 評価手数料など、評価申請に要する諸費用については、別途定める。

(評価後の重要な変更の届出)

第14条 評価で「適合」となった大学は、評価に関わる教育研究活動等に重要な変更が生じた場合、変更後3ヶ月以内にその内容を機構に届出なければならない。

2 前項の届出に対して機構は、総合評価評議会において当該大学の意見を聴取して「評価報告書」に当該事項を付記する等、必要に応じた措置を講じる。

3 届出の方法、審査体制、届出対象範囲、通知方法等は別途定める。

(認定の取消し)

第15条 評価で「適合」となった大学において、第7条（再評価、追評価の場合はそれぞれの対応する条項）に定める期間内に、「自己点検・評価書」や機構に届け出ている基本情報等の内容において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など、評価の結果に影響を与える意図的操作が認められることが判明したときは、総合評価評議会の判断により「認定」を取消すことがある。

(改正)

第16条 この規則の改正は、総合評価評議会において行う。

附則

1 本規則は、平成24年11月15日から施行する。

2 本規則は、平成27年4月1日から施行する。

評価手数料に関する規則

第 1 条 この規則は、一般社団法人薬学教育評価機構が実施する 6 年制薬学教育プログラムの評価に関する評価手数料について定める。

第 2 条 本評価に関する評価手数料は、申請 1 件当たり 3,000,000 円とする。

2 再評価および追評価に関する評価手数料は、申請 1 件当たりそれぞれ 700,000 円とする。

3 前項の評価手数料については、評価する内容に応じて、500,000 円を上限として上乗せすることがある。

4 前各項に定める評価手数料は、消費税分を上乗せして納入しなければならない。

第 3 条 評価手数料は、指定の期日までに納入しなければならない。

第 4 条 納入された評価手数料と消費税は原則として返却しない。

第 5 条 この規則の改廃は、理事会が実施する。

附則 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

評価に関する用語集

アセスメント・テスト（学修到達度調査）

学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等により学生の知識・能力等を測定する方法の総称で、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されているCLA, ETS® Proficiency Profile, CAAP, ETS® Major Field Tests等がこれに当たる。米国で導入されているアセスメント・テストは、一般に、大学内で抽出された低学年・高学年双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々人の能力を判定するものとは異なる。

（「文部科学省用語集」より抜粋）

アセスメント・ポリシー

学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。英国では、高等教育質保証機構（QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education）が中心となって質保証に関する規範*を策定し、各大学が満たすべきアセスメントの質的水準や手法などについて規定している。各大学では、これを踏まえて学内の方針を定めている。

※ 「英国高等教育のための質規範」（UK Quality Code for Higher Education）。2011年に同規範が策定される前は、「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education）が同様の役割を担っていた。

（「文部科学省用語集」より抜粋）

学校教育法第八十七条 2

医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

（「学校教育法」より抜粋）

カリキュラム・ツリー

関連する科目を線で結んだり、学修の順序を示したりするなど、授業科目間の系統性を図示したものである。カリキュラムツリーが示されることで、学生は大学や学部のカリキュラムの全体像を俯瞰でき、履修の計画を立てやすくなる。

（「Kawaijuku Guideline 2015 特別号」より抜粋）

カリキュラム・マップ

授業科目と教育目標の関係を示した表のこと。ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、各科目が、卒業までに身につけるべき能力のどの項目と関連するのかわを示すもの。

（「Kawaijuku Guideline 2015 特別号」より抜粋）

大学設置基準

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

第十三条

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合	
	収容定員	専任教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300～600名	28名

備考1 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。

2 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする。

4 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、薬学関係にあつては、収容定員600人につき教員6人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

9 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係の一学科を置く場合における当該一学科に対する別表第一の適用については下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。

10 薬学関係の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

（「大学設置基準」より抜粋）

別表第一イ 備考第九号（現行では十号）の規定に基づき薬学関係の学部に係る専任教員について定める件：

- 1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する専任教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての経験を有する者とする。
- 2 実務の経験を有する専任教員に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部の運営について責任を担うもので足りるものとする。

（平成 18 年 4 月 1 日施行）

（文部科学省告示第百七十五号（平成十六年十二月十五日）（抄）より抜粋）

ループブック

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。コースや授業科目、課題（レポート）などの単位で設定することができる。国内においても、個別の授業科目における成績評価等で活用されているが、それに留まらず組織や機関のパフォーマンスを評価する手段とすることもでき、米国 AAC & U (Association of American Colleges & Universities) では複数機関間で共通に活用することが可能な指標の開発が進められている。

（「文部科学省用語集」より抜粋）

発行日：平成 27 年 12 月 31 日

編集・発行：一般社団法人 薬学教育評価機構 事務局

〒150-0002 渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会長井記念館 1 階

Phone : 03-6418-4797 Fax : 03-6418-6599

URL : <http://www.jabpe.or.jp>